

# 事務事業及び予算の執行実績

(令和3年度分「一部、令和4年度分を含む」)

静岡県賀茂健康福祉センター

静岡県賀茂保健所

静岡県賀茂児童相談所  
賀茂知的障害者更生相談所

# 目 次

第1	賀茂健康福祉センターの概要	1
	事務事業の概要	1
	1 沿革	1
	2 所管区域	2
	3 所管区域の概要	2
	4 組織及び所掌事務	3
	・組織図	4
	・事業の根拠法令調	5
	・職員調	9
	・職員の年齢調	1 2
	・健康管理	1 2
	・職員配置調	1 3
第2	課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善	1 4
	総務課	1 4
	1 管理業務	1 4
	2 災害対策事務	1 5
	3 災害弔慰金等補助金交付事務	1 5
	福祉課	1 6
	1 地域福祉	1 6
	2 民生委員・児童委員	2 0
	3 高齢者福祉	2 3
	4 母子福祉	3 0
	5 母子保健	3 7
	6 障害者福祉	4 3
	7 女性相談（保護）事業	4 9
	生活保護課	5 1
	1 生活保護法施行事務	5 1
	相談課	5 9
	1 児童相談所の業務	5 9
	2 知的障害者更生相談所の業務	7 5
	地域医療課	7 6
	1 医務	7 6
	2 保健医療施策に関する総合調整	8 1
	3 免許関係業務	8 5
	4 感染症・疾病対策	8 6
	健康増進課	1 0 2
	1 健康寿命延伸を目指す健康づくり	1 0 2
	2 健康づくり推進体制の整備	1 1 5
	3 その他の健康増進業務	1 2 1
	4 免許関係業務	1 2 2

衛生薬務課	1 2 3
1 食品衛生業務	1 2 3
2 動物愛護管理業務	1 3 5
3 生活衛生業務	1 4 1
4 温泉業務	1 4 1
5 薬務関係業務	1 4 5
環境課	1 4 9
1 廃棄物業務	1 4 9
2 生活環境業務	1 5 2
第3 財産及び経理状況	1 6 1
・歳入予算執行状況調	1 6 1
・県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	1 6 9
・過年度分収入未済額調	1 7 1
・現金出納調	1 7 2
・保管現金有高調	1 7 2
・預金調	1 7 2
・郵券等受払調	1 7 3
・歳出予算執行状況調	1 7 4
・委託料等歳出予算執行状況節別集計表(令和3年度分)	1 9 4
・委託料等歳出予算執行状況節別集計表	1 9 5
・委託料に関する調	1 9 6
・補助金支出調	1 9 9
・負担金支出調	2 0 1
・公有財産調	2 0 3
・債権(貸付金等)の管理状況調	2 0 4
・事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	2 0 5
・行政財産貸付・使用許可調	2 0 6
・備品・図書調	2 0 7
・主要備品調	2 1 1

# 第 1 賀茂健康福祉センターの概要

□□□□□□□

## 事務事業の概要

### 1 沿革

(下田保健所)

昭和19年10月 下田市旧岡方村120、静岡県下田健康相談所に下田簡易保健健康相談所の移管を受け設置される。

昭和22年 9月 賀茂支庁衛生課が保健所に設置される。

昭和28年 4月 処務規程の改正に基づき総務・保健衛生の2課が設置される。

昭和29年 9月 松崎保健所開設、西伊豆7町村が分離される。管轄区域2町13村となる。

昭和30年 6月 賀茂支庁衛生課が廃止される。

昭和35年 4月 行政組織規則一部改正により総務課、衛生課、予防課の3課となる。

昭和47年 4月 食品衛生監視機動班設置規程の改正により、食品衛生監視第1機動班が設置される。

昭和48年 4月 機構改革に伴う行政組織規則の改正により従来の衛生課が環境衛生課・食品衛生課の2課に分れ、予防課が保健予防課に名称変更、保健婦室が設置される。

昭和59年 4月 行政組織規則の改正により松崎保健所を統合し、管轄区域は下田市、賀茂郡5町1村となる。

環境衛生監視機動班設置規程の改正により、環境衛生監視第1機動班が設置される。

平成元年 4月 行政組織規則の改正により保健婦室が廃止され、保健指導課が設置される。

(賀茂民生事務所)

昭和26年10月 福祉事務所設置条例により賀茂支庁民生課において社会福祉行政を担当することとなる。

昭和45年 4月 福祉事務所設置条例一部改正により賀茂福祉事務所発足。社会課、保護課の2課制で賀茂郡5町1村を所管する。

昭和49年 4月 福祉事務所設置条例一部改正により、総務課、福祉課、保護課の3課となる。

昭和51年 4月 名称が賀茂民生事務所と改められ、児童相談所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所が併設される。

(伊豆健康福祉センター)

平成10年 4月 下田保健所と賀茂民生事務所が組織再編され、伊豆健康福祉センターが発足し、8課、1班、1室となる。

平成11年 4月 併設の精神薄弱者更生相談所が知的障害者更生相談所に改められる。

(賀茂健康福祉センター)

平成17年 4月 名称が賀茂健康福祉センター（賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂身体障害者更生相談所、賀茂知的障害者更生相談所）に改められる。西伊豆町と賀茂村の合併により、所管する区域は1市5町となる。

平成19年 4月 組織の再編により、衛生課と薬務環境課が廃止され、衛生薬務課と環境課を設置。また、環境衛生監視第1機動班が廃止され、8課1室となる。

平成20年 4月 組織の再編により、保健福祉部が廃止され、福祉部と医療健康部を設置。地域支援課、保健福祉課及び生活保護課が廃止され、地域福祉課、福祉事業課及び地域医療課を設置。

- 平成22年 4月 組織の再編により、総務課総務係が総務課総務班となり、地域福祉課に地域福祉班と生活保護班、福祉事業課にこども家庭班と障害福祉班、相談課に相談班、地域医療課に地域医療班、健康増進課に健康増進班、衛生薬務課に衛生薬務班、環境課に環境班、そして松崎保健支援室に松崎班が置かれ、8課1室で11班体制となる。
- 平成25年 4月 組織の再編により、地域福祉課・福祉事業課が廃止され、福祉課と生活保護課となり、福祉課に福祉こども班、精神保健福祉班、生活保護課に生活保護班が置かれ8課1室で10班体制となる。
- 平成27年 4月 賀茂身体障害者更生相談所が、静岡県身体障害者更生相談所として中部健康福祉センター内に一元化された。
- 令和2年 8月 松崎保健支援室の体制を見直して職員を本所に集約し、週1回の出張窓口となる。

## 2 所管区域

当所の所管区域は下田市及び賀茂郡の1市5町である。

ただし、社会福祉法第14条に規定する福祉事務に関しては市の区域を除く。

## 3 所管区域の概要

当地域は伊豆半島の南部に位置し、面積は583.35km<sup>2</sup>、人口は57,040人である。

地勢は、平地が少なく、全体の80%が山林である。海岸線の大部分と天城山系の一部は、特にすぐれた自然景観を有し、富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

当地域の基幹産業は観光サービス産業であり、主として首都圏から年間およそ240万人余（宿泊客数統計）が訪れる全国有数の温泉観光地である。各温泉地には観光客のために多くの旅館、ホテルをはじめ、民宿、飲食店等の関連施設が設置されている。

農林水産業は規模の零細性、高齢化、後継者不足等の多くの問題を抱えており、商工業は地理的条件、交通条件、市場条件等に恵まれず全体的に集積度は低く、停滞気味である。

このような産業形態のため、若年労働者を雇用する企業が少なく、人口は昭和51年以降各市町とも減少傾向にある。加えて、平均寿命の伸びや出生率の低下等により高齢化が進み、管内高齢化率（全人口中65歳以上の占める割合）は令和4年4月1日現在で46.0%と、県平均の30.2%を大きく上回る県内でも有数の高齢地域となっている。

（令和4年10月1日現在）

市町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	財政力指数
下田市	19,390	9,449	104.38	0.465
東伊豆町	11,076	5,527	77.82	0.559
河津町	6,586	2,898	100.69	0.413
南伊豆町	7,598	3,305	109.94	0.305
松崎町	5,686	2,607	85.11	0.270
西伊豆町	6,704	3,370	105.41	0.270
合計	57,040	27,156	583.35	—

（注）人口及び世帯数は、令和4年10月1日現在の県統計調査課公表の推計値である。

面積は令和4年全国市町村別面積による。

#### 4 組織及び所掌事務

##### 総務課

総務班 所内調整、経理、災害救助

#### (福祉部)

##### 福祉課

福祉こども班 福祉の総合相談、地域福祉、民生委員・児童委員、人権問題啓発、高齢者福祉、地域包括ケア、母子福祉、障害者福祉、女性相談（保護）

精神保健福祉班 精神保健福祉、母子保健

##### 生活保護課

生活保護班 生活保護業務、生活困窮者自立支援、住居確保給付金支給、中国残留邦人等に対する支援給付

##### 相談課

相談班 児童相談所、知的障害者更生相談所の業務

#### (医療健康部)

##### 地域医療課

地域医療班 保健・医療の総合相談、医療機関の開設許可等、医療機関の立入検査、地域医療対策、災害医療対策、医師・看護師等の免許事務、エイズ・肝炎の相談・検査、結核対策、難病対策、感染症対策、原爆被爆者援護対策事務、各種衛生統計

##### 健康増進課

健康増進班 健康づくり啓発、第3次ふじのくに健康増進計画の推進、市町健康づくり事業の支援、栄養士の免許事務、各種保健統計

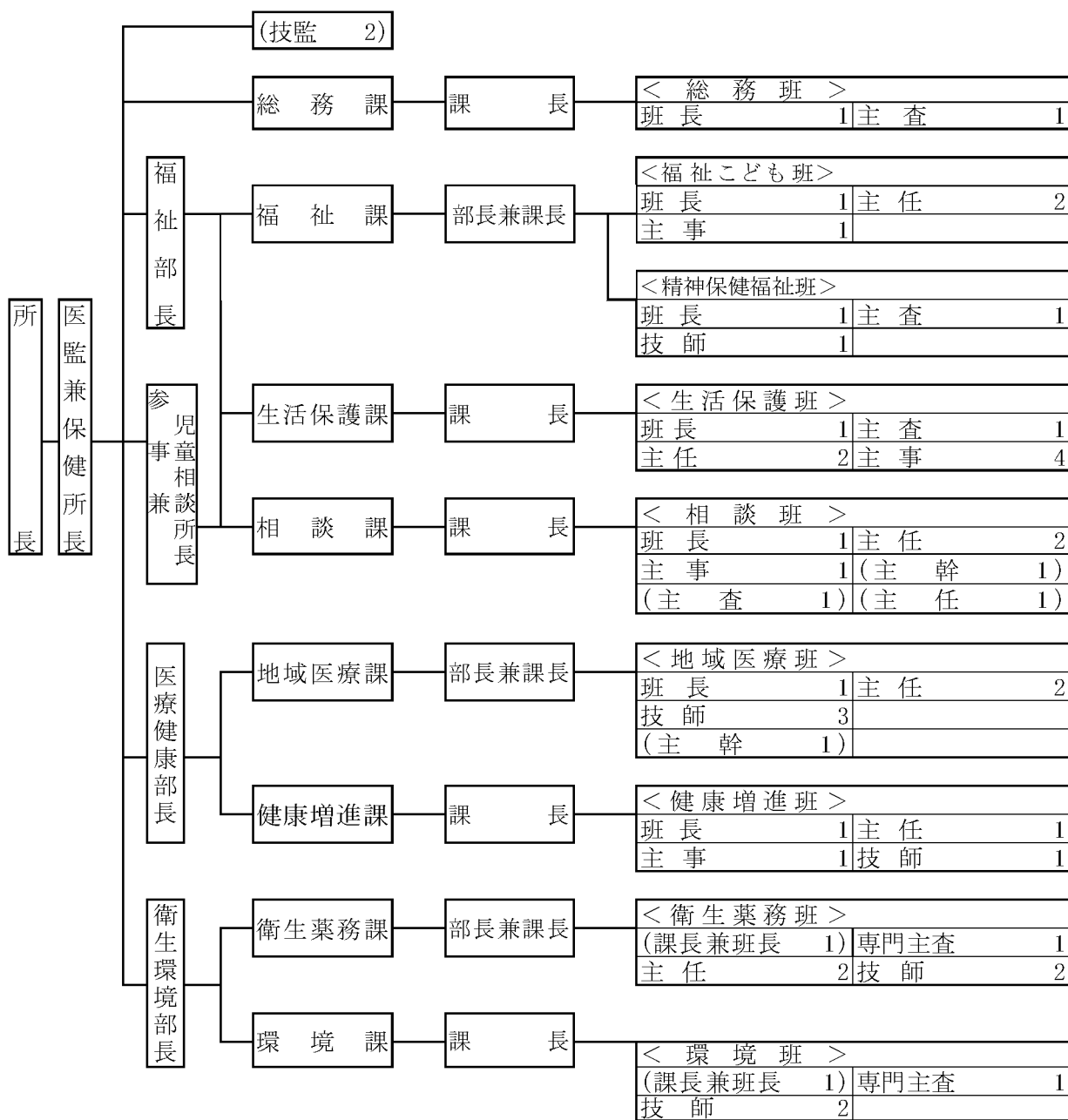
#### (衛生環境部)

##### 衛生薬務課

衛生薬務班 食品衛生、狂犬病予防、動物愛護管理業務、生活衛生営業六法関連業務、温泉関連業務、薬局及び医薬品・毒劇物販売業等の監視指導、麻薬覚醒剤関連業務

##### 環境課

環境班 廃棄物、浄化槽、水道、特定建築物、プール関連業務



職員数計 50人 (兼務・併任職員除く)

(その他非常勤職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	16
臨時的任用職員	0

## 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<総務課>	
災害救助法施行事務	災害救助法(第2条)、同法施行細則
災害弔慰金、災害援護資金関係事務	災害弔慰金の支給等に関する法律(第1条)、同法施行令 災害弔慰金等補助金交付要綱、静岡県災害援護資金貸付要綱
<福祉課>	
被災者生活再建支援関係事務	被災者生活再建支援法第3条、被災者自立生活再建支援補助金交付要綱 被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱
民生委員・児童委員活動事業	民生委員法(第3条、第5条)、児童福祉法(第16条)
賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議	賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議設置要綱
老人の日記念事業	老人福祉法(第5条)
介護予防市町支援事業	介護保険法(第115条の45)、介護予防市町村支援事業実施要綱 介護予防事業従事者研修会実施要領
地域リハビリテーション強化推進事業	静岡県地域リハビリテーション推進事業実施要綱
母子家庭等自立支援給付金事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第31条、第31条の10)
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第13条、第31条の6、第32条) 静岡県母子・父子福祉協力員設置要綱
母子保健事業	母子保健法、母体保護法、児童福祉法
小児慢性特定疾病医療費支給認定事務	児童福祉法(第19条の2)、小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費補助金交付要綱
手話通訳者設置、手話通訳者派遣事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第77条第2項) 地域生活支援事業実施要綱、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱 手話通訳者設置要綱、手話通訳者設置要領
女性相談(保護)事業	売春防止法(第35条)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(9条)、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(4条)、 人身取引対策行動計画、婦人保護事業実施要領 児童福祉法施行細則第21条第1項の規定に基づく負担金徴収要綱、
精神保健福祉事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
自殺対策事業	自殺対策基本法
<生活保護課>	
生活保護法施行事務	生活保護法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、生活保護法による保護の基準
生活困窮者自立支援事業、 住居確保給付金支給事業	生活困窮者自立支援法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル
中国残留邦人等に対する支援給付業務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立支援に関する法律、同法施行令、同法施行規則、支援給付実施要領



<相談課>	
児童相談所運営事業	児童福祉法(第12条)
要保護児童措置業務	児童福祉法(第27条)
一時保護相談事業	児童福祉法(第33条)
里親制度	児童福祉法(第27条第1項第3号) 里親の認定に関する省令
在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	重症心身障害児(者)等訪問事業実施要領
知的障害者更生相談所運営業務	知的障害者福祉法(第12条)
療育手帳交付事業	療育手帳制度要綱、静岡県療育手帳交付規則
児童虐待関係業務	虐待の防止等に関する法律、児童福祉法
障害児施設給付費の支給決定業務	児童福祉法(第24条の2)
<地域医療課>	
医務関係事業	医療法、医師法、歯科医師法、歯科技工士法、歯科衛生士法 臨床検査技師等に関する法律、診療放射線技師法、保健師助産師看護師法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法
免許関係業務	医師法(第2～8条)、歯科医師法(第2～8条)、保健師助産師看護師法(第7～16条) 診療放射線技師法(第3～16条)、臨床検査技師等に関する法律(第3～10条) 視能訓練士法(第3～9条)、理学療法士及び作業療法士法(第3～8条)
賀茂地域メディカルコントロール推進事業	賀茂地域メディカルコントロール協議会設置要綱
賀茂地域医療協議会	賀茂地域医療協議会設置要綱
賀茂地域医療構想調整会議	賀茂地域医療構想調整会議設置要綱
賀茂地域災害医療対策会議	賀茂地域災害医療対策会議設置要綱
地域保健福祉関係者教育事業	地域保健福祉関係者教育事業(総括的研修)実施要領
統計調査事業	人口動態調査令、医療施設調査規則、国民生活基礎調査規則、 患者調査規則、統計法、医療法施行規則 地方自治法、地域保健法、高齢者の医療の確保に関する法律
感染症予防対策事業(結核・エイズを含む)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同法施行令、同法施行規則 静岡県結核患者服薬支援事業実施要領 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、エイズ対策促進事業実施要綱 静岡県特定感染症検査等事業実施要綱 新型インフルエンザ等対策特別措置法 検疫法、出入国管理及び難民認定法
予防接種事業	予防接種法、同法施行令、同法施行規則
原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 同法施行令、同法施行規則
難病医療費等助成事業	難病の患者に対する医療等に関する法律、同法施行令、同法施行規則 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱
難病患者地域支援対策推進事業	静岡県難病患者地域支援対策推進事業実施要綱
肝炎対策事業	肝炎対策基本法、肝炎対策事業実施要綱 静岡県特定感染症検査等事業実施要綱 静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱 静岡県肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業実施要領 静岡県肝炎患者等対策事業実施要領
骨髄移植推進事業	骨髄バンク集団登録事業実施要綱

<健康増進課>	
生活習慣病予防対策事業	地域保健法、健康増進法、同法施行令、同法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則 がん対策基本法、静岡県がん対策推進条例、みんなで取り組む健康長寿条例 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
禁煙・受動喫煙等防止対策事業	健康増進法、がん対策基本法、静岡県がん対策推進条例、 静岡県受動喫煙防止条例、同法施行規則
歯科保健対策推進事業	健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、静岡県民の歯や口の健康づくり条例
食育推進実践事業	食育基本法
健康づくりリーダー育成・支援事業	地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針
健康増進事業	健康増進法、同法施行規則、健康増進事業費補助金交付要綱
健康増進指導事業	地域保健法、健康増進法、同法施行令、同法施行規則
国民健康・栄養調査、給食施設に対する指導事業	健康増進法、同法施行令、同法施行規則
小規模市町支援事業	小規模市町支援事業実施要領
管理栄養士養成施設臨地実習	栄養士法、同法施行令、同法施行規則、管理栄養士養成施設における臨地実習要領
人材育成事業	地域保健法、健康増進法、地方公務員法、保健師助産師看護師法
免許関係業務	栄養士法、同法施行令、同法施行規則
職員保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法、同法施行規則 静岡県職員安全衛生管理規程
<衛生業務課>	
温泉関係事業	温泉法
生活衛生関係事業	旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、住宅宿泊事業法
食品衛生関係事業	食品衛生法、食品表示法、健康増進法 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、 調理師法、製菓衛生師法、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例
動物愛護管理関係事業	狂犬病予防法、化製場等に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律
薬務関係事業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、 薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法 覚醒剤取締法、あへん法、大麻取締法、 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例
<環境課>	
廃棄物関係事業	循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ダイオキシン類対策特別措置法

浄化槽関係事業	浄化槽法、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例 生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱 静岡県浄化槽取扱指導要綱
水道関係事業	水道法
特定建築物関係事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
水浴場関係事業	静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱、海水浴場水質保全対策要綱

□□□□□

# 職 員 調

(令和4年10月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	所長(事)	田中 尚	所総括	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
2	医監兼保健所長(技)	本間善之	所総括補佐	□□□	□□□□	□□□
3	参事兼児童相談所長(事)	奥澤晶子	所総括補佐	□□□	□□□□	□□□
	技監(技)	古谷みゆき				□□□□□□□□□□□□□□□□
	技監(技)	櫻井 類				□□□□□□□□□□□□□□□□
4	総務課長(事)	小田文宏	課総括	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
5	総務班長(事)	野口有美	班総括	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
6	主査(事)	甲斐健二郎	総務会計	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
7	部長兼福祉課長(事)	中村信久	課総括	□□□	□□□□	
8	福祉こども班長(事)	小松治揮	班総括	□□□	□□□□	
9	主任(事)	平山竜賀	高齢者福祉・母子保健	□□□	□□□□	
10	主任(技)	堀川芽衣	障害者福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□
11	主事	岩間涼汰	地域包括ケア、地域福祉	□□□	□□□□	
12	精神保健福祉班長(技)	吉川由紀子	班総括	□□□	□□□□	□□□
13	主査(事)	玉井晴子	障害者福祉	□□□	□□□□	□□□
14	技師	福地紫苑	障害者福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□
15	生活保護課長(事)	平沼新一	課総括	□□□	□□□□	
16	生活保護班長(事)	西島若代	査察・指導	□□□	□□□□	
17	主査(事)	高田啓明	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
18	主任(事)	横山浩基	生活保護相談指導	□□□	□□□□	□□□
19	主任(事)	鈴木一步	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
20	主事	川島実紗	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
21	主事	渡邊大介	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
22	主事	森野優志	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
23	主事	鈴木杏奈	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
24	相談課長(事)	遠藤直樹	班総括	□□□	□□□□	□□□
25	相談班長(事)	鈴木陽子	児童相談	□□□	□□□□	□□□
26	主任(事)	高田舞奈	児童相談	□□□	□□□□	□□□
27	主任(事)	田畑祐輝	児童相談	□□□	□□□□	□□□
28	主事	千田朱莉	児童相談	□□□	□□□□	□□□
	主幹(事)	大石義人	児童相談			□□□□□□□□□□□□□□□□
	主査(事)	鈴木全人	児童相談			□□□□□□□□□□□□□□□□
	主任(技)	堀川芽衣	児童相談			□□□□□□□□□□□□□□□□

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
29	部長兼地域医療課長(技)	山田ゆかり	課総括	□□□	□□□□	□□□
30	地域医療班長(事)	伊藤隆祐	医務・班総括	□□□	□□□□	
31	主任(事)	望月 匠	感染症・難病対策	□□□	□□□□	
32	主任(技)	平山智子	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
33	技師	竹田美慶	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
34	技師	小林加奈	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
35	技師	佐藤万里子	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
	主幹(技)	鈴木範彦	放射線業務			□□□□□□□□□□□□□□□□
36	健康増進課長(技)	高木陽子	課総括	□□□	□□□□	□□□
37	健康増進班長(技)	永田順子	健康対策	□□□	□□□□	□□□
38	主任(技)	名倉麻菜美	健康対策	□□□	□□□□	□□□
39	主事	植松聡一郎	健康対策	□□□	□□□□	
40	技師	海野莉歩	健康対策	□□□	□□□□	□□□
41	部長兼衛生業務課長兼衛生業務班長(技)	望月康生	課総括	□□□	□□□□	□□□
42	主査(技)	鳥澤映里佳	食品衛生・生活環境	□□□	□□□□	□□□
43	主任(技)	山本隆宏	動物保護	□□□	□□□□	□□□
44	主任(技)	小川原慎太郎	食品衛生・温泉・生活環境	□□□	□□□□	□□□
45	技師	栗原 傑	薬事	□□□	□□□□	□□□
46	技師	沓間美佳	薬事	□□□	□□□□	□□□
47	環境課長兼班長(技)	今川隆之	課総括	□□□	□□□□	□□□
48	専門主査(技)	鈴木喬大	環境衛生	□□□	□□□□	□□□
49	技師	長澤拓哉	環境衛生	□□□	□□□□	□□□
50	技師	三橋美紗	環境衛生	□□□	□□□□	□□□
			平均年数		2年 0月	

# 職 員 調

会計年度任用職員

(令和4年10月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	会計年度任用職員	土屋明日香	総務事務	□□□	□□□□	□□□
2	会計年度任用職員	森野裕之	手話通訳・啓発等	□□□	□□□□	□□□
3	会計年度任用職員	大矢和代	要保護女性相談業務	□□□	□□□□	□□□
4	会計年度任用職員	土屋悦子	生活保護及び母子関連事務支援	□□□	□□□□	□□□
5	会計年度任用職員	志田恵理子	生活保護就労支援業務	□□□	□□□□	□□□
6	会計年度任用職員	杉山雄太	生活保護就労支援業務	□□□	□□□□	□□□
7	会計年度任用職員	松本優孔	子どもの健全育成支援	□□□	□□□□	□□□
8	会計年度任用職員	雲野純子	児童虐待調査・連絡調整	□□□	□□□□	□□□
9	会計年度任用職員	大沼由利子	児童福祉相談指導	□□□	□□□□	□□□
10	会計年度任用職員	志津公恵	児童福祉相談指導	□□□	□□□□	□□□
11	会計年度任用職員	腰本厚子	新型コロナウイルス対策関連業務	□□□	□□□□	
12	会計年度任用職員	福地紗恵	新型コロナウイルス対策関連業務	□□□	□□□□	
13	会計年度任用職員	竹本かつみ	難病訪問相談	□□□	□□□□	□□□
14	会計年度任用職員	加藤隆士	動物愛護関連業務	□□□	□□□□	
15	会計年度任用職員	稲葉奈央	事務補助	□□□	□□□□	
16	会計年度任用職員	菅原清文	車両運行管理業務	□□□	□□□□	

□□□□□□

## 職員の年齢調

(令和4年10月31日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0 人	
20歳以上 30歳未満	18 人	
30歳以上 40歳未満	8 人	
40歳以上 50歳未満	5 人	
50歳以上 56歳未満	12 人	
56歳以上 61歳未満	6 人	
61歳以上	1 人	
計	50 人	平均年齢 40.3歳

□□□□□□

## 健康管理

### 1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 51人
	職員数 51人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

### 2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分		人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。	人
B1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療 人
B2		要経過観察 人
C1	勤務をほぼ平常に行っておりが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療 1人
C2		要経過観察 人
D1	平常の勤務でよい。	要 治 療 (5人) 14人
D2		要経過観察 (5人) 18人
D3		医療不要 (2人) 17人
区 分 者 計		(12人) 50人
未 区 分 者 数		人
合 計		(12人) 50人

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

・時間外勤務の制限

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休 人  
イ 新規採用 人  
ウ 自己都合による未受診 人  
エ その他 ( ) 人

※( )は本年度の健康診断結果が出ていない職員数の再掲

□□□□□

## 職 員 配 置 調

(令和4年10月31日現在)

区 分	総務課	福祉部			医療健康部		衛生環境部		計	
		福祉課	生活保護課	相談課	地域医療課	健康増進課	衛生薬務課	環境課		
所在地										
担当区域										
配置職員	職員(事)	5人	5人	8人	5人	2人	1人		26人	
	職員(技)	1人	3人			5人	4人	6人	4人	23人
	再任用職員(事)			1人						1人
	再任用職員(技)									
	会計年度任用職員	(1人)	(3人)	(3人)	(3人)	(3人)		(2人)	(1人)	(16人)
	臨時的任用職員									
	兼務職員	(2人)			(2人)	(1人)				(5人)
	併任職員				(1人)					(1人)
計	(3人) 6人	(3人) 8人	(3人) 9人	(6人) 5人	(4人) 7人	5人	(2人) 6人	(1人) 4人	(22人) 50人	

- ※ 1 市町等への派遣職員は除く。  
 2 臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は( )内に外書き。



## (成果)及び評価(課題等)・改善

## 1 管理業務

## (1) 目的

職場の安全管理、職員の健康管理に努め、職員がやりがいを持ち、快適に仕事に取り組めることを目指す。

## (2) 実績

## ア 職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国・県等の実施する研修会や講習会等へ積極的に参加させ、職務上必要な専門知識の習得と実務処理能力及び職員資質の向上に努めている。

## イ コンプライアンスの推進

職員のコンプライアンスを推進していくために、所内課長会議等を通じて「コンプライアンス四原則」を遵守し、公務員としての自覚をもって職務に励むとともに、公務外であっても高い倫理意識を持って行動すべく、職員倫理の徹底を図っている。

また、今年度も全庁で職員の不祥事や不適切な事務処理が発生していることから、各課で「職場意見交換会」を実施して問題点や情報の共有化を図るとともに、所長と全職員との面談を実施するなど、今まで以上に風通しの良い職場づくりに取り組んでいる。

## ウ 職員の健康管理

県の実施する各種の健康診断の受診により疾病の早期発見に努め、異常が発見された者には直ちに医師の治療を受けるよう指導している。

また、衛生委員会の職場巡視等の結果を踏まえ職場環境の改善に配慮するとともに、計画的な各種休暇取得を奨励し、健康的な職場づくりに努めている。

さらに、定時退庁日(毎週水曜日)やワークライフバランス推進デー(毎月第3金曜日)の徹底などにより時間外勤務縮減に取り組んでいる。

## エ 交通安全対策

交通安全委員会を設置し、毎月開催する課長会議の後に、飲酒運転の防止と交通安全に対する注意喚起等を行っている。

また、セーフティチャレンジラリー92に全職員が参加するなど、所属全体で交通安全意識の高揚を図っている。

さらに、交通安全対策の一環として賀茂出納室が主催する運転技術向上講習会へ積極的に参加している。特に、今年度下田総合庁舎に転入した職員及び今年度の新規採用職員に対して、積極的な参加を促し、各自が持つ運転特性の客観的な把握に努めた。

## オ 会計・経理事務

会計、経理事務及び物品の取り扱いについては、事業の円滑な推進を図るため、適正・正確・迅速に処理し、事務の計画的・効率的執行に努めている。

(3) 評価（課題等）・改善

休暇取得奨励、時間外勤務縮減及び交通安全対策への取り組みにより、自らの健康・安全管理に対する意識が浸透してきている。

新型コロナウイルス感染症の業務対応等により休暇取得や時間外勤務に影響が出ている職員もいるが、今後も引き続き、各自の注意を喚起するよう努めていく。

また、コンプライアンスの推進について、所属職員が公務の内外で、高い倫理意識を持つように今後も呼びかけ等を行っていく。

## 2 災害対策事務

(1) 目的

地震等の災害発生時に、迅速かつ的確に対応できるような体制づくりを目指す。

(2) 実績

各種訓練ごとの反省を基に災害対策マニュアルを随時見直し、災害時における職員の動員、業務分担、時間外連絡系統等を明確にするとともに、災害時に迅速・的確に対応できるよう努めている。

また、災害救助法に基づく救助活動については、本庁が開催する市町事務担当者を対象とした研修会への出席や平常時から各市町との連携に努め、発災時の救助体制に万全を期している。

(3) 評価（課題等）・改善

新型コロナウイルス感染症による訓練の延期・中止等の影響はあるものの、課単位での訓練を行ったり、また災害対策マニュアルに基づくイメージトレーニングを実施することで、災害時における各自の役割を認識させつつ発災時の対応に万全を期している。

引き続き、第4次地震被害想定の内容を踏まえ、状況に応じた災害対策マニュアルの見直しを随時実施していく。

## 3 災害弔慰金等補助金交付事務

(1) 目的

災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金及び障害を受けたものに災害障害見舞金の支給、被災者の自立生活再建支援補助をする市町に対して補助金を交付する。

(2) 実績

(令和4年10月31日現在)

年 度	交付対象市町	被害者数	災害原因等	発生年月日
平成25年度	西伊豆町	2件	風水害	平成25年7月18日
平成26年度～令和4年度	実績なし	—	—	—

(3) 評価（課題等）・改善

災害の発生により、被害を受けた住民に対して災害弔慰金の支給や市町に対する補助金を交付することにより、被災者等の救済、生活基盤の再建に大きく寄与している。

## 1 地域福祉

### (1) 地域福祉支援計画の推進

#### ア 目的

県では令和3年度から令和8年度までを期間とする第4期地域福祉支援計画を令和3年3月に策定し、県内市町が策定した地域福祉計画に基づく施策の推進を支援するとともに、市町の創意工夫ある地域福祉の取組を促進している。

また、市町における地域福祉計画、社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定・推進の取組状況、各市町の地域福祉活動の現状、課題等について情報を共有し、地域福祉活動の推進を図るため、県地域福祉課が所管し、県内5地区で開催する地域福祉担当者の会議を支援している。

#### イ 実績

##### 地域福祉を考えるブロック会議の開催

(令和3年度)

実施日	会場	参加人数	内容等
7月16日	下田市民文化会館	22人 (市町職員 社協職員 県職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県地域福祉支援計画及び包括的支援体制について</li> <li>市町における包括的支援体制に係る事例紹介 「地域で支え合う福祉のまちづくり」(埼玉県鳩山町) 「長久手市の重層的支援体制整備事業について」(愛知県長久手市)</li> </ul>

(令和4年度)

実施日	会場	参加人数	内容等
7月13日	下田市民文化会館	22人 (市町職員 社協職員 県職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町における地域福祉に係る取組状況及び包括的支援体制の構築状況</li> <li>包括的支援体制に係る事例紹介 「地域福祉の実践と地域生活つむぎあいプロジェクト」(滋賀県高島市) 「函南町まるごとサポート」(函南町)</li> </ul>

#### ウ 評価(課題等)・改善

賀茂地域は、人口減少や少子高齢化といった問題を抱えており、地域福祉に係る人的資源及び社会資源の確保が課題となっている。管内各市町の地域福祉の現状・課題について情報交換を行うとともに、先進事例等を共有し、市町における包括的支援体制の構築を支援している。

### (2) 避難行動要支援者避難支援の推進

#### ア 目的

平成25年8月に国から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、高齢者、障害者等の「避難行動要支援者」が発災時に円滑・迅速に避難できるよう、市町の避難行動要支援者名簿の整備や避難支援計画(全体計画・個別計画)の策定・更新等を促進し、市町の避難行動要支援者への支援体制の整備を支援している。

また、賀茂圏域独自の取組みとして、災害発生時に不足が予想されている福祉避難所の設置促進を図るため、観光地である賀茂地域において、宿泊施設を福祉避難所として活用することを想定して作成した「福祉避難所設置促進賀茂モデル」に基づき、平成30年度から令和2年度を除いて、福祉避難所設置訓練を毎年実施している。

なお、大規模災害時において、高齢者や障害児、乳児、妊産婦等の要配慮者を受け入れる福祉避難所を確保することが必要であるが、想定される必要数に対し、各市町とも福祉避難所の数がまだ不足しているのが現状である。

そのような中で、県ホテル旅館生活衛生同業組合から、災害時における要配慮者の受け入れについて宿泊施設を提供する旨の申し出があり、令和2年1月30日に、県と県ホテル旅館生活衛生同業組合が、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結した。（賀茂地域では、北川温泉旅館組合、熱川温泉旅館組合、稲取温泉旅館協同組合、河津温泉旅館組合、下田温泉旅館協同組合、下賀茂温泉旅館協同組合及び堂ヶ島温泉旅館組合が参加している。）

## イ 実績

### (ア) 避難行動要支援者の避難支援対策等に係る意見交換会 (令和3年度)

実施日	会場	参加者及び参加人数	内容
9月24日	ウェブ会議	市町防災担当 市町健康福祉担当 健康福祉部企画政策課 交通基盤部土木防災課 賀茂地域局危機管理課 賀茂健康福祉センター 23人	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所</li> <li>避難行動要支援者の避難行動支援</li> <li>避難確保計画等</li> <li>意見交換</li> </ul>

### 要配慮者に係る意見交換会 (令和4年度)

実施日	会場	参加者及び参加人数	内容
9月15日	下田総合庁舎第3会議室	市町防災担当 市町健康福祉担当 健康福祉部企画政策課 交通基盤部土木防災課 賀茂地域局危機管理課 賀茂健康福祉センター 静岡県社会福祉協議会 31人	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所</li> <li>避難行動要支援者の避難行動支援</li> <li>避難確保計画等</li> <li>意見交換</li> </ul>

### (イ) 「福祉避難所設置促進賀茂モデル」設置訓練

(令和3年度)

実施日	会場	参加者及び参加人数	内容
12月24日	蓮台寺温泉清流荘(下田市)	市町防災担当 市町健康福祉担当 宿泊施設担当者 社会福祉施設担当者 静岡DWA T 賀茂健康福祉センター 約40人	<ul style="list-style-type: none"> <li>下田市から宿泊施設への受入要請訓練</li> <li>一時避難場所から福祉避難所への移動訓練</li> <li>訓練全体についての静岡DWA T助言等</li> <li>訓練終了後の意見交換</li> </ul>

令和4年度の訓練は、内容等を下田市や下田温泉旅館協同組合と協議中である。

(ウ) 社会福祉施設防災の日

県内の社会福祉施設等では、毎年11月1日の「社会福祉施設防災の日」に合わせ、防災意識の高揚と防災対策の確立を目指して、各施設・事業所において一般防災訓練を実施している。

また、管内では2年に1度、地震発生及び火災発生を想定した実践的訓練である「社会福祉施設総合防災訓練」を行っていたが、令和4年度は前年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせた。

ウ 評価（課題等）・改善

管内市町において、避難支援計画等の策定状況にばらつきがあることが課題であるが、各市町における避難支援計画等の進捗状況を随時確認し、県・市町の防災・福祉担当者等が、福祉避難所の設置促進、避難行動要支援者の支援体制の整備促進について意見交換を行うことで対応している。

(3) 広報誌「賀茂通信（かもめーる）」の発行

ア 目的

賀茂健康福祉センター業務の広報・啓発を行い、センター業務の理解を得るとともに、住民にとって身近で信頼される健康福祉センターとなることを目的に発行する。

イ 実績

(ア) 発行

平成17年11月1日に創刊号を発行し、以降年4回発行。現在、第68号（令和4年9月1日発行）まで発行している。

(イ) 広報方法

市町全戸回覧（約3,000部）、当センターホームページ掲載、市町へ送付（各20部）。

ウ 評価（課題等）・改善

健康福祉センターの業務は多岐に渡っており、住民にとって有用な情報を適宜、提供していくことが課題である。広報誌を管内市町の全戸回覧とすることで、当センターの業務の広報・啓発をきめ細かく行っている。

また、住民の興味を引く話題選定やレイアウトの工夫等により、親しみやすく、わかりやすい広報誌を心がけている。

□□□□□□

## 社会福祉施設要入所者調

(令和4年10月31日現在) (単位:人)

施設の種類		管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は不足	摘 要
		施設数	定 員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)		
保 護	救護施設	0	0	0(0)	0			
	小 計	0	0	0(0)	0			
老 人	養護老人ホーム	1	88	78 (73)	0			
	特別養護老人ホーム	9	555	637(571)	*			
	軽費老人ホーム	0	0	0(0)	*			
	小 計	10	643	715(644)	0			
児 童	福祉型障害児入所施設	1	12	8(4)	*			
	医療型障害児入所施設	0	0	0(0)	*			
	児童心理治療施設	0	0	0(0)	0			
	小 計	1	12	8(4)				
障害者支援施設		3	92	92 (80)	*			
合 計		14	747	815(728)	0			

- \*特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、契約施設であるため記入を要しない。
- \*福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は、契約施設であるため記入を要しない。
- \*障害者支援施設は、契約施設であるため記入を要しない。
- \*()の数字は、管内施設の入所者数。

## 2 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員活動の推進

#### ア 目的

民生委員法第3条及び児童福祉法第16条に基づき置かれている民生委員・児童委員は、社会の奉仕者として常に住民の立場に立った相談・援助活動を展開している。

この活動の推進と委員の資質の向上を図るため、各種研修会を実施している。

#### イ 実績

(令和3年度)

実施日	研修区分	会場	参加人数	内容
6月16日	役員研修	下田総合庁舎	12人	主題：「“共育と協働”の大切さを語ろう！」 講師：合同会社 泉恵造研修企画工房 代表社員 泉恵造氏
12月から配布	1期目委員研修会	DVD研修	—	主題：「民生委員・児童委員の活動の基本と相談援助について」 講師：駒澤大学 教授 川上富雄氏
12月から配布	中堅委員研修	DVD研修	—	主題：「コロナ禍における地域課題への向き合い方」 講師：静岡福祉文化実践研究所 所長 平田厚氏

(令和4年度)

実施日	研修区分	会場	参加人数	内容
8月から10月まで ※改選前	全体研修	各市町定例会等	—	主題：「一斉改選に伴う民生委員・児童委員活動の引き継ぎについて」 講師：駒澤大学文学部 教授 川上富雄氏 ※研修用DVDを配布し、各市町の定例会等で視聴。
12月22日 ※改選後	新任役員研修会	静岡市内	—	主題：会長・副会長の心構えと役割 会長・副会長の組織運営の役割について等
12月21日 (賀茂) ※改選後	新任委員研修会	県内各地	111人 予定	主題：民生委員の守秘義務について 活動記録や福祉票の記載実務について 民生委員・児童委員協議会定例会への参加

平成27年度から、研修開催業務は本庁地域福祉課に事務移管されたが、開催場所の選定や開催当日の事業運営について協力して実施している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

民生委員・児童委員の更なる資質向上と士気の高揚を図るとともに、委員のなり手不足の解消、再任の促進等に資する研修とするため、平成23年度に研修実施要領の見直しが行われた。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従来は対面方式により実施していた新任委員や中堅職員を対象とする研修について、一部をDVD研修で実施している。

令和4年度は一斉改選の年度であるため、例年1期目委員・中堅委員・役員委員の3つの階層別実施している研修会を、改選前にDVDによる全体研修会として合同実施し、改選後には新任役員及び委員を対象とした研修会の対面での実施を予定している。

□□□□□□

### 民生委員・児童委員調

(令和4年10月31日現在)

市町別 区 分	定 数	現 員			1人1か月 平均取扱件数
		男	女	計	
下田市	56人	28	22	50人	5.25件
東伊豆町	41	20	20	40	3.08
河津町	28	9	19	28	7.23
南伊豆町	29	17	10	27	3.69
松崎町	31	12	19	31	7.88
西伊豆町	39	18	19	37	9.55
計	224	104	109	213	6.02

(注) 「1人1か月平均取扱件数」欄は、前年度の活動状況を福祉行政報告例より記載。

□□□□□□

### 民生委員・児童委員の活動状況調

(令和3年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区 分	件 数	1委員当り	区 分	件 数	1委員当り
在宅福祉	232	1.09	高齢者に関すること	2,831	13.29
介護保険	135	0.63			
健康・保健医療	148	0.69			
子育て・母子保健	33	0.15			
子どもの地域生活	128	0.60			
子どもの教育・学校生活	211	0.99	障害者に関すること	203	0.95
生活費	206	0.97			
年金・保険	15	0.07			
仕事	39	0.18	子どもに関すること	662	3.11
家族関係	99	0.46			
住居	71	0.33	その他	701	3.29
生活環境	179	0.84			
日常的な支援	727	3.41			
その他	2,174	10.21	計	4,397	20.64
計(1)	4,397	20.64			



2 その他の活動件数	活動区分	件数	1委員当り
	調査・実態把握	1,602	7.52
	行事・事業・会議への参加協力	2,384	11.19
	地域福祉活動・自主活動	4,015	18.85
	民児協運営・研修	2,672	12.54
	証明事務	276	1.30
	要保護児童の発見の通告・仲介	32	0.15
	計(2)	10,981	51.55

3 相談・支援・調査のため	区分	件数	1委員当り
	相談・支援及び活動件数 (1) + (2)	15,378	72.20
	前年同期	14,463	67.9
	活動日数	20,002	93.91
	訪問回数	17,009	79.85
	連絡調整回数	8,530	40.05

(2) 一斉改選

民生委員・児童委員の任期は民生委員法第10条により3年と定められており、令和4年が一斉改選の年に当たるため、改選作業を行った。

なお、令和4年12月1日の一斉改選では、東伊豆町の定数改定が行われ、管内委員定数の合計は1名減の223名となった。

市町名	改選前 (R4. 10. 31時点)				今回改選時		改選後 (R4. 12. 1時点)			
	定数	現員数			R4. 12再任退任		定数	推薦数		
		男	女	計	再任	退任		男	女	計
下田市	56(3)	28(0)	22(3)	50(3)	34(3)	16(0)	56(3)	23(0)	22(3)	45(3)
東伊豆町	41(2)	20(1)	20(1)	40(2)	20(2)	20(0)	40(2)	19(1)	19(1)	38(2)
河津町	28(2)	9(0)	19(2)	28(2)	13(1)	15(1)	28(2)	15(0)	13(2)	28(2)
南伊豆町	29(2)	17(0)	10(2)	27(2)	17(1)	10(1)	29(2)	17(0)	10(2)	27(2)
松崎町	31(2)	12(0)	19(2)	31(2)	15(2)	16(0)	31(2)	9(0)	22(2)	31(2)
西伊豆町	39(3)	18(1)	19(2)	37(3)	26(3)	11(0)	39(3)	15(1)	23(2)	38(3)
合計	224(14)	104(2)	109(12)	213(14)	125(12)	88(2)	223(14)	98(2)	109(12)	207(14)

( ) は主任児童委員 (再掲)

※改選時、下田市11、東伊豆町2、南伊豆町2、西伊豆町1、計16が欠員となっている。

### 3 高齢者福祉

「令和4年度高齢者福祉行政の基礎調査」によると、令和4年4月1日現在における管内に居住する65歳以上の高齢者は27,475人で、前年と比べ221人、0.80%減少しているものの、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、前年の45.3%から46.0%へと上昇し、県平均の30.2%を大きく超え、県内で最も高齢化の進んだ地域となっている。

こうした現状の中、令和3年3月に策定された第9次静岡県長寿社会保健福祉計画（「ふじのくに長寿社会安心プラン」）に基づき、静岡県保健医療計画等、医療との連携を図りつつ、市町との協力体制のもと、高齢者福祉の向上を目指している。

□□□□□□

高 齢 者 数 等 の 調

区 分	総人口	高 齢 者 数				老 人 ク ラ ブ				
		60才以上 65才未満	65才以上	計	総人口に対する 65才以上の人口比	クラブ数	加入者数	加入率		
市 町 別										
	下 田 市	2年度	21,080	1,529	8,790	10,319	41.7	18	609	5.9
	3年度	20,734	1,506	8,717	10,223	42.0	17	537	5.3	
4年度	20,287	1,476	8,652	10,128	42.6	17	496	4.9		
東伊豆町	2年度	11,996	799	5,494	6,293	45.8	11	456	7.2	
	3年度	11,793	779	5,464	6,243	46.3	11	408	6.5	
	4年度	11,563	763	5,407	6,170	46.8	11	381	6.2	
河津町	2年度	7,090	452	2,980	3,432	42.0	16	556	16.2	
	3年度	6,964	453	2,942	3,395	42.2	13	448	13.2	
	4年度	6,830	432	2,925	3,357	42.8	13	436	13.0	
南伊豆町	2年度	8,109	573	3,766	4,339	46.4	20	616	14.2	
	3年度	7,941	534	3,756	4,290	47.3	20	589	13.7	
	4年度	7,804	504	3,742	4,246	47.9	17	556	13.1	
松崎町	2年度	6,411	521	3,031	3,552	47.3	7	86	2.4	
	3年度	6,235	490	3,029	3,519	48.6	7	87	2.5	
	4年度	6,061	535	3,001	3,536	49.5	7	87	2.5	
西伊豆町	2年度	7,652	550	3,822	4,372	49.9	12	1,030	23.6	
	3年度	7,438	512	3,788	4,300	50.9	11	981	22.8	
	4年度	7,236	559	3,748	4,307	51.8	10	892	20.7	
計	2年度	62,338	4,424	27,883	32,307	44.7	84	3,353	10.4	
	3年度	61,105	4,274	27,696	31,970	45.3	79	3,050	9.5	
	4年度	59,781	4,269	27,475	31,744	46.0	75	2,848	9.0	

- (注) 1 本表は、直近3ヶ年の4月1日現在で記入。  
 2 総人口及び高齢者数は「高齢者福祉行政の基礎調査」による。

(1) 高齢化社会総合対策

ア 長寿社会保健福祉計画の推進

(ア) 目的

県では、令和3年3月に令和3年度から令和5年度までを対象期間とした第9次静岡県長寿社会保健福祉計画を新たに策定した。

この計画は、長寿者に係る保健、福祉、介護等の総合的な計画であり、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」に位置付けられている。

計画の中で、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」や「認知症とともに暮らす地域づくり」、「地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成」等を基本理念として施策の方向性を定め、それぞれの具体的施策を進めていくこととしている。

(イ) 実績

・地域包括ケア推進ネットワーク会議の開催

地域包括ケアシステム及び静岡県長寿社会保健計画の推進のため、多職種の連携を強化して、市町の体制整備に繋げるため、医療、福祉・介護の団体等で構成する「賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議」を開催している。

・開催実績

(令和3年度)

開催日	内 容	場所等
1月24日 (第1回)	委員18名に対し以下の事項について報告し、意見提出を依頼。 ・地域包括ケア推進ネットワーク会議の各部会での検討状況 ・第9次長寿社会保健福祉計画賀茂圏域計画（賀茂圏域計画）に対する県・市町での取組み事例 ・新たな生活様式に即した健康づくり	書面開催

令和4年度は、第1回圏域会議を7月から8月にかけて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて延期され、令和4年12月20日に開催予定である。

(ウ) 評価（課題等）・改善

令和3年度及び令和4年度は第9次計画の進捗管理年度に当たるため、上記書面会議にて情報提供を行い、管内の医療、福祉・介護の団体、市町等の委員から当圏域の実状に即した課題や意見を頂き、令和5年度に実施予定の第10次計画の策定に向けた情報収集を実施している。

(2) 老人の日記念事業

ア 目的

老人の日を記念して、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者の長寿を祝い、県民の高齢者福祉にかかる意識高揚を図る。

イ 実績

(単位：人)

区分 年度	祝100歳者（記念品贈呈対象者）			100歳以上長寿者		
	男	女	計	男	女	計
令和3年度	10	50	60	16	70	86
令和4年度	8	41	49	16	71	87

(注) 100歳以上長寿者については毎年度9月15日現在

ウ 評価（課題等）・改善

老人の日、老人週間の周知及び長寿者への記念品贈呈により、県民の高齢者に対する敬愛精神の高揚と高齢者の意欲向上が図られた。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、センター及び市町からの祝100歳者への記念品等の交付方法が課題であったが、今年度は、祝100歳者本人への郵送により対応した。

(3) 地域支援事業

ア 目的

地域支援事業は、市町が実施主体となって介護予防事業や包括的支援事業等を行うことにより、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

令和元年度まで各健康福祉センター単位で実施していた介護予防事業従事者研修については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、新たな生活様式に即した健康づくり事業の一環として、ICTの活用に向けたアドバイザーの派遣やセミナーを本庁健康増進課の主催により開催した

また、同様の理由により、東部地域介護予防事業等市町担当者連絡会議についても、令和3年度は書面開催とした。

イ 実績

介護予防事業従事者研修

(令和3年度)

時期	実施内容
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険保険者努力支援交付金（新たな生活様式に即した健康づくり事業）の一環で、オンライン活用セミナーを県内4会場で開催 ※賀茂では11月15日開催</li> <li>(1)行政説明</li> <li>(2)オンライン活用の取組・事例の紹介               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の支援について（西伊豆町、小山町、島田市、森町）</li> <li>・先進的な活動の場の取組（静岡団塊創業塾）</li> <li>・地域の活動の場の取組（ほっとカフェ文化村、オレンジカフェ静岡、まちづくりネットワークWILL）</li> </ul> </li> <li>(3)やってみよう！オンライン体験ミニ講習               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のスマホで「オンライン通いの場」等の体験</li> </ul> </li> </ul>

(令和4年度)

時期	実施内容
12月22日 ～ 1月31日	・以下の内容について、YouTubeでの動画配信で実施。 テーマ：コロナ禍でも進む！デジタルとリアルを組み合わせた介護予防の展開 講義：高齢者とデジタルの活用について（講師：国立大学法人静岡大学大学 教育センター副センター長 准教授 須藤智氏） 事例報告：① 歩行解析アプリ「トルト」を活用した介護予防の取組（伊東市） ② スマホタブレットキャラバン隊によるデジタルを活用した社会 参加の取組（三島市）

東部地域介護予防事業等市町担当者連絡会議（東部地区5センター共催）（令和3年度）

実施日	実施内容
10月22日 (書面開催)	テーマ ・コロナ禍における介護予防事業での住民への影響 ・令和3年度からの総合事業弾力化について ・ボランティアを活用した移動支援サービスについて 対象：東部地区5健康福祉センター管内の20市町

(令和4年度)

実施日	実施内容
1月31日 (書面開催)	テーマ ・総合事業サービス（A～C型）の実施状況 ・介護予防教室の実施状況 ・介護予防ボランティアの養成状況 対象：東部地区5健康福祉センター管内の20市町

#### ウ 評価（課題等）・改善

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響のため、例年、各健康福祉センター単位で実施していた介護予防事業従事者研修会と東部地域介護予防事業等市町担当者連絡会議の対面開催が困難となり、書面協議やウェブ会議方式により開催した。

一方で、介護予防事業従事者研修会は動画配信で実施され、配信期間の制限はあるものの、受講者が任意の時間に聴講できるというメリットがあった。

#### (4) 地域リハビリテーション強化推進事業

##### ア 目的

高齢者等が寝たきりの状態になることを予防するために、在宅や福祉施設などでリハビリテーションが継続して提供されるよう、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域のリハビリテーション従事者への研修とリハビリテーション資源の共同利用等を進め、地域の支援体制の整備を図る。

イ 実績

(ア) 指定状況

指定の種類	医療機関名	指定年月日
地域リハビリテーション 広域支援センター	熱川温泉病院	平成20年4月1日
地域リハビリテーション 支援センター	康心会伊豆東部病院	平成18年3月28日
	下田メディカルセンター	平成20年4月1日
	伊豆今井浜病院	平成23年10月20日
協力機関	介護老人保健施設なぎさ園	令和2年4月1日

(イ) 地域リハビリテーション推進事業(委託)

(令和3年度)

内 容	回数
リハビリテーションの活用に係る多職種連携(勉強会・グループワークの開催)	1回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進(研修、勉強会の開催)	2回
リハビリテーションの視点を導入したケアプラン作成支援	3回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進(検討会の実施)	1回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	2回
リハビリテーション専門職の派遣調整業務	16回
その他(地域リハビリテーション活動支援事業計画アンケートの実施)	2回

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

内 容	回数
リハビリテーションの活用に係る多職種連携(勉強会・グループワークの開催)	2回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進(研修、勉強会の開催)	0回
リハビリテーションの視点を導入したケアプラン作成支援	2回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進(検討会の実施)	0回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	2回
リハビリテーション専門職の派遣調整業務	9回

ウ 評価(課題等)・改善

令和2年度以降、介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入を促進するため、ケアマネージャー・保健師・介護職員等を対象とした研修会等に加え、新たに「リハビリテーション専門職の派遣調整業務」を実施し、住民向けの高齢者サロンへのリハビリテーションの視点の導入や、講習会の講師としての専門職の派遣等を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での研修会等の開催が困難となっているため、令和3年度には賀茂・熱海圏域合同で、訪問看護・介護・リハに必要なリスク管理をテーマとしたオンライン研修会を実施した。

(5) 賀茂地域介護事業所指定・指導監督の共同実施

ア 目的

賀茂地域では、後期高齢者、要介護認定者の増加が見込まれる一方、一部の介護事業所の指定・指導監督業務の権限移譲による市町事務量の増加が見込まれるため、市町が連携して効率的、効果的に実施できる体制を構築する。

イ 実績

共同実施の仕組みとして、賀茂地域1市5町の首長及び賀茂健康福祉センター所長による任意の協議会を設置した。協議会では、介護事業所指定・指導監督に関する調整、情報交換、相互助言を行い、下部組織である運営連絡会では、共同実施における参加市町間の連絡調整、事業計画の策定、関係機関との調整、共同実施における問題等の検討等を行った。

(ア) 賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会等の開催状況

(令和3年度)

月 日	内 容
4月1日	介護事業所指定・指導監督相互併任業務併任辞令発令
4月26日	第1回介護事業所指定・指導監督 担当国会議
5月25日	介護事業所指定・指導監督共同実施 事前研修会
8月5日	第1回介護事業所指定・指導監督共同実施 指導内容検討会
8月23日	第1回介護事業所指定・指導監督推進協議会運営連絡会
9月3日	第2回介護事業所指定・指導監督推進協議会（書面開催）
10月8日	第2回介護事業所指定・指導監督共同実施 担当国会議
10月26日	第3回介護事業所指定・指導監督共同実施 担当国会議
12月2日	第2回介護事業所指定・指導監督共同実施 指導内容検討会
12月20日	書面指導導入に係る打合せ
12月22日	第2回介護事業所指定・指導監督推進協議会運営連絡会
1月18日	第3回介護事業所指定・指導監督共同実施 指導内容検討会
2月28日	第4回介護事業所指定・指導監督共同実施 担当国会議
2月28日	第4回介護事業所指定・指導監督共同実施 指導内容検討会

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

月 日	内 容
4月1日	介護事業所指定・指導監督相互併任業務併任辞令発令
5月31日	第1回介護事業所指定・指導監督 担当国会議
6月15日	介護事業所指定・指導監督共同実施 事前研修会
8月9日	第1回介護事業所指定・指導監督共同実施 指導内容検討会
9月6日	第2回介護事業所指定・指導監督共同実施 指導内容検討会

(イ) 主な取組内容

賀茂地域の介護事業所指定・指導監督による介護サービスの向上、介護事業所指定・指導監督に関する技術力の向上のため、福祉指導課と調整し、研修会、検討会等を開催している。

また、令和3年度は事業の見直しの年度であるため、「介護事業所指定・指導監督推進協議会」等を通して、実地指導の共同実施や県の支援の効果検証や令和4年度以降の継続の必要性について検討した結果、令和4年度末まで事業を1年間延長することとなった。

令和5年度以降の事業の延長の必要性については、本格実施、当センター及び福祉指導課の支援については、継続の方向で調整をしている。

ウ 評価（課題等）・改善

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、市町における実地指導や各種会議等の対面での開催が一時、困難になったことから、事業所への訪問を要しない書面指導の導入を検討するとともに担当者会議や指導内容検討会等の各種会議をウェブ形式で実施した。

令和3年度までは、福祉指導課職員を講師として市町職員向けに居宅介護支援事業所への指導方法等をテーマとした事前研修会を実施していたが、居宅介護支援事業所の指導権限が市町に移管されてから3年以上が経過しており、また、指導経験が長い福祉指導課職員の異動も考えられることから研修方式を見直し、令和4年度以降は市町職員を講師とし研修を実施している。



## 4 母子福祉

母子父子寡婦家庭は、社会的、精神的あるいは経済的に不安定な状態に置かれがちであるため、民生委員・児童委員及び母子福祉協力員と連携を密にして、その福祉の向上に努めている。

特に、相談活動並びに自立援助のための給付及び福祉資金の貸付を行っている。

### (1) 母子家庭等自立支援給付金事業

#### ア 目的

母子家庭等の父母の就職を促進するため、職業能力開発のための講座を受講する場合に受講料等を助成する。

#### イ 実績

(令和4年10月31日現在)

年度	自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金	
	人数	助成金額(円)	人数	助成金額(円)
令和3年度	1	39,380	2	2,046,000
令和4年度	-	-	3	1,985,000

※助成金額は、令和4年10月31日現在の支出済額。

#### ウ 評価(課題等)・改善

自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金の給付により、講座の受講料や生活費の負担軽減が図られ、母子家庭等の父母の就職促進につながっている。賀茂地区で受講可能な自立支援教育給付金及び高等職業訓練促進給付金の対象講座が少ないため、受給者数が少数であることが課題であるが、チラシ配架等により、今後とも積極的な制度周知を図る。

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

#### ア 目的

修学資金等の貸付を行うことにより、母子家庭等の経済的自立の助長や生活意欲の向上を図るとともに、その扶養する児童の福祉の向上を図る。

#### イ 実績

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表(健康福祉部16) 別紙のとおり  
 年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調(健康福祉部17) 別紙のとおり

#### ウ 評価(課題等)・改善

母子家庭等の経済的自立及び児童の修学等の促進に大きく寄与している。

引き続き、滞納金額の処理が課題であるが、積極的に滞納者への臨戸訪問や月々の納付書の送付等を行い、滞納額を着実に減少させている。

また、平成28年9月から、過年度分の一部について「弁護士法人 一番町総合法律事務所」に債権回収業務を委託している。

□□□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(令和4年10月31日現在)

(単位:千円)

区分 資金別	昭和43年度 ～令和元年度累計		令和2年度				令和3年度				令和4年度(4月～10月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始資金	38	29,960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	29,960
事業継続資金	18	12,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	12,150
修学資金	932	212,070	0	0	0	0	1	490	1	490	1	1,440	1	1,440	934	214,000
技能習得資金	9	3,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3,814
修業資金	19	3,372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3,372
就職支度資金	7	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	380
医療介護資金	6	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	980
生活資金	14	7,419	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	7,419
住宅資金	61	25,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	25,220
転宅資金	2	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	340
就学支度資金	160	26,094	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	26,094
児童扶養資金	5	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	310
計	1,271	322,109	0	0	0	0	1	490	1	490	1	1,440	1	1,440	1,273	324,039

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(令和4年10月31日現在)

(単位:千円)

区分	昭和43年度 ~令和元年度累計		令和2年度				令和3年度				令和4年度(4月~10月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(令和4年10月31日現在)

(寡婦分)

(単位:千円)

区分 資金別	昭和43年度 ～令和元年度累計		令和2年度				令和3年度				令和4年度(4月～10月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始資金	21	12,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	12,550
事業継続資金	10	7,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	7,550
修学資金	35	10,951	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	10,951
技能習得資金	2	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	480
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
医療介護資金	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100
住宅資金	106	51,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	51,400
就学支度資金	3	525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	525
結婚資金	8	1,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1,360
計	187	84,946	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187	84,946

□□□□□□

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(母子分)

(単位:円)

区分 年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
28年度以前分	318,481,000	/	287,490,460	287,490,460	17,154,193	257,444,347	274,598,540	2,076,609	10,815,311	/	/	96.2%
29年度	590,000	10,815,311	6,189,986	17,005,297	1,156,182	5,513,418	6,669,600	0	10,335,697	10.7%	89.1%	39.2%
30年度	590,000	10,335,697	6,422,288	16,757,985	886,922	6,097,944	6,984,866	0	9,773,119	8.6%	94.9%	41.7%
令和元年度	2,448,000	9,773,119	5,045,676	14,818,795	1,532,884	4,859,071	6,391,955	0	8,426,840	15.7%	96.3%	43.1%
令和2年度	0	8,426,840	4,637,038	13,063,878	923,907	4,589,530	5,513,437	3,195,601	4,354,840	11.0%	99.0%	55.9%
令和3年度	490,000	4,354,840	4,399,037	8,753,877	1,015,026	4,370,422	5,385,448	365,494	3,002,935	23.3%	99.3%	64.2%
(合計)	322,599,000	/	/	/	/	/	/	5,637,704	/	/	/	/
当該年度 (令和4年10月現在)	1,440,000	3,002,935	2,564,720	5,567,655	896,039	2,551,472	3,447,511	0	2,120,144	29.8%	99.5%	61.9%

□□□□□□

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(父子分)

(単位:円)

区分 年	貸付額	償還調定額			償還済額			不 納 欠 損 額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
28年度以前分												
29年度												
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
(合計)	0							0				
当該年度 (令和4年10月現在)	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	

□□□□□□

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(寡婦分)

(単位:円)

区分 年	貸付額	償還調定額			償還済額		不 納 欠 損 額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率			
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)			計 ②	過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
28年度以前分	84,946,000		89,762,663	89,762,663	4,847,393	83,260,462	88,107,855	0	1,654,808			98.2%
29年度	0	1,654,808	162,120	1,816,928	30,000	12,888	42,888	0	1,774,040	1.8%	7.9%	2.4%
30年度	0	1,774,040	162,120	1,936,160	13,605	17,721	31,326	0	1,904,834	0.8%	10.9%	1.6%
令和元年度	0	1,904,834	162,120	2,066,954	14,535	17,721	32,256	0	2,034,698	0.8%	10.9%	1.6%
令和2年度	0	2,034,698	162,120	2,196,818	0	19,332	19,332	0	2,177,486	0.0%	11.9%	0.9%
令和3年度	0	2,177,486	162,120	2,339,606	0	12,888	12,888	0	2,326,718	0.0%	7.9%	0.6%
(合計)	84,946,000							0				
当該年度 (令和4年10月現在)	0	2,326,718	94,570	2,421,288	220,042	0	220,042	0	2,201,246	9.5%	0.0%	9.1%

## 5 母子保健

### (1) 広域的母子保健フォローアップ支援事業

#### ア 目的

心身の発達が正常範囲になく、将来、精神又は身体面での発達に障害を招くおそれのある児童を早期に把握し、適切な指導等を行うことにより、その健全な発達を促進し、地域における保健・医療・福祉の一体的推進体制による早期療育システムを確立し、児童の健全な育成を図る。

#### イ 実績

##### (ア) 乳幼児発達相談指導事業

障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、将来精神面又は運動面に障害を招来するおそれがある乳幼児に対し、専門医師等による相談指導を行う。

令和3年度

(単位：人)

	相談 実人員	相談 延人員	相談結果				
			異常なし	要観察	要精密	要医療	要入所
医師による相談	6	6	0	6	0	0	0
言語聴覚士による相談	10	10	0	9	0	0	0

令和4年度

(10月31日現在) (単位：人)

	相談 実人員	相談 延人員	相談結果				
			異常なし	要観察	要精密	要医療	要入所
医師による相談	2	2	0	2	0	0	0
言語聴覚士による相談	3	3	0	3	0	0	0

##### (イ) 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

母子保健活動を行う保健師等が虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう、子ども虐待予防事業を通して虐待予防の視点や援助技術等の醸成を図るとともに、地域の関係者等を構成員とした妊産婦及び母子支援ネットワーク会議を開催することによって、地域における虐待予防対策（特定妊婦等、気になる妊産婦や母子の早期発見・早期介入等）の充実を図る。

#### a 子ども虐待予防事業(きらきらの会)

令和3年度は、事前学習会実施後、全5回の親支援教室(きらきらの会)を開催予定であったが、市町から参加者の推薦がなく中止した。令和4年度は市町と協議し、虐待予防に関する研修会を実施する予定である。



令和3年度

実施日	開催場所	内容	参加者
8月6日	下田総合庁舎 (ハイブリッド形式)	事前学習会 講話「森町の親支援教室『はなはび』 について」 講師 森町保健福祉課 秋山哲子氏 森町児童館 村松智子氏	市町職員、賀茂健康福祉センター 計14人

b 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

安心して出産・育児ができるように、医療機関と保健・福祉機関の関係者が連携し、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目ない支援体制を構築することを目的に開催した。今年度も年度末に開催予定である。

令和3年度

実施日	内容	参加者
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進について</li> <li>・賀茂地域の支援の現状、産後ケア事例の紹介</li> <li>・乳幼児死亡からみる虐待予防について</li> <li>・歯の健康づくりと子育て支援について</li> <li>・意見交換</li> </ul>	賀茂医師会2人、賀茂歯科医師会1人、産科医療機関助産師1人、市町職員17人、県こども家庭課1人、賀健康福祉センター10人 計11機関 32人

(ウ) 母子保健関係職員等支援事業（母子保健業務連絡会）

健診の実施方法や医療機関との連携、療育支援事業等、母子保健に関する情報交換を実施し、市町保健師等の技術向上及び母子保健事業の質の向上を支援している。

令和3年度

実施日	内容	参加者
7月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度重点事業評価、令和3年度重点事業計画</li> <li>・子ども虐待予防事業（きらきらの会）について</li> <li>・妊産婦へのたばこ対策について</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター 計13人
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケア事業、療育教室の実施状況について</li> <li>・令和2年度分出生場所調査の結果について</li> <li>・災害時における管内市町と静岡県助産師会との協力に関する協定について</li> <li>・事例検討「外国人母と日本人父の不和により児の養育に影響があると考えられたケースへの関わり」</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター、賀茂児童相談所 計13人

1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修「沼津視覚特別支援学校における障害児支援」 講師 沼津視覚特別支援学校教諭 柏木正明氏</li> <li>・支援対象の親子の早期発見・早期療育について</li> <li>・来年度新規事業（多胎妊婦健診）実施方法について</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター 計10人
-------	--	-------------------------

令和4年度

(10月31日現在)

実施日	内 容	参加者
6月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修「遠城寺式・乳幼児分析的発達検査について」 講師 賀茂児童相談所 相談課 鈴木 陽子 班長</li> <li>・令和3年度重点事業評価、令和4年度重点事業計画</li> <li>・母子保健連絡会の実施状況について</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター 計19人
10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町の療育教室実施状況について</li> <li>・令和3年度分出産場所調査の結果について</li> <li>・子ども虐待予防事業（きらきらの会）について</li> <li>・研修「難聴児に関する早期発見・支援」 講師 沼津市立病院耳鼻咽喉科医師 佐々木 豊氏 静岡県乳幼児聴覚支援センター 言語聴覚士 橋本 全美氏、滝本 智子氏</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター 計10人 下田看護学校実習生 2人

(エ) 生涯を通じた女性の健康支援事業（思春期講座）

女性はその健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。

地域医療課等と共催で、性感染症の予防や思いがけない妊娠の予防のために、管内で希望のあった中学校、高校において、思春期講座を実施している。

令和3年度

実施日	開催場所	内 容	参加者
6月8日	南伊豆中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期について</li> <li>・妊娠出産の経過、命の尊さ</li> </ul>	1年生 28人 ※南伊豆町と共催
9月17日	下田高校全日制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産について</li> <li>・性感染症、エイズの実態</li> <li>・演習「水の交換」</li> </ul>	2年生 186人
10月8日	伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校		1～3年生 16人
10月27日	下田高校定時制		1～4年生 22人
11月26日	下田高校全日制		1年生 186人

令和4年度

実施日	開催場所	内 容	参加者
6月29日	南伊豆中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠出産の経過、命の尊さ</li> <li>・思春期の心の成長について</li> </ul>	1年生 28人 ※南伊豆町と共催
7月14日	松崎高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産について</li> <li>・性感染症、エイズの実態</li> <li>・演習「水の交換」</li> </ul>	1年生 57人

## ウ 評価（課題等）・改善

### （ア）乳幼児発達相談指導事業

例年の一定程度の利用実績が示すように、専門医療機関が希少な地域における専門医による相談会であり、貴重な相談の機会になっている。

当該相談事業を依頼できる医師・言語聴覚士の人材確保の課題はあるが、今後も市町と連携を取りながら対象児の支援を行なう。

### （イ）母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

#### a 子ども虐待予防事業（きらきらの会）

親支援教室に参加する保護者は各市町とも少ないと想定され、市町単独での実施は困難であるため、広域的な開催を支援して欲しい旨の要望がある。

賀茂地域では、当所以外に虐待予防を目的とした親支援教室がなく、本事業を実施する意義はあるが、参加者や講師の確保が課題である。今年度は虐待予防に関する研修会を実施する予定で、市町と協議の上、継続可能な方法を検討していく。

#### b 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

予期しない妊娠や産後うつによる虐待等を防ぐために、産科・小児科・精神科などの医療機関や市町との連携をより深める必要がある。

今後も時期に合った内容をテーマに取り上げ、関係者の参加の促進のために、オンライン形式での開催も検討する。

### （ウ）母子保健関係職員等支援事業（母子保健業務連絡会）

各市町の事業実施状況の報告や当所からの情報提供のほか、事業に関わる研修会を組み込んでいる。また、要望があった内容について意見交換を行ない、母子保健事業の実施に役立っている。

### （エ）生涯を通じた女性の健康支援事業（思春期講座）

講座の参加生徒等からは「避妊の必要性」や「男女双方に責任があり、パートナーとの相互理解の大切さ」の理解ができた等の感想を得ており、命の大切さや望まない妊娠の予防、ライフプランを考える機会となっている。

今後も、学校の方針や対象者に応じた情報提供ができるように、学校側と調整の上開催していく。

## （2）小児慢性特定疾病医療費支給認定事務

### ア 目的

小児慢性特定疾病は、その治療期間が長期間にわたり、医療費負担も高額であるため、患者家庭の医療費の負担軽減を図る。

- ・対象年齢：児童又は児童以外の満20歳に満たない者
- ・自己負担：医療保険世帯の住民税額に応じた負担（重症患者等は自己負担軽減）

イ 実績

令和3年度

(単位：件)

疾患区分		市町名						計
		下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	
1	悪性新生物	1						1
2	慢性腎疾患	3		1				4
3	慢性呼吸器疾患							0
4	慢性心疾患		2	2	1	1		6
5	内分泌疾患	1	1				2	4
6	膠原病			1		1		2
7	糖尿病	1						1
8	先天性代謝異常		2					2
9	血液疾患（血友病を含む）							0
10	免疫疾患							0
11	神経・筋疾患		2					2
12	慢性消化器疾患					1		1
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群							0
14	皮膚疾患							0
15	骨系統疾患							0
16	脈管系疾患							0
合計		6	7	4	1	3	2	23

令和4年度

(単位：件)

疾患区分		市町名						計
		下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	
1	悪性新生物	1						1
2	慢性腎疾患	2						2
3	慢性呼吸器疾患							0
4	慢性心疾患		1	1		1		3
5	内分泌疾患						1	1
6	膠原病					1		1
7	糖尿病							0
8	先天性代謝異常							0
9	血液疾患（血友病を含む）							0
10	免疫疾患							0
11	神経・筋疾患		1					1

12	慢性消化器疾患							0
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群							0
14	皮膚疾患							0
15	骨系統疾患							0
16	脈管系疾患							0
合計		3	2	1	0	2	1	9

※令和4年10月31日時点で審査中のものは件数に含まない。

#### ウ 評価（課題）・改善

小児慢性特定疾病の医療費は高額になる傾向があり、当制度は患者家庭の経済的負担軽減に寄与している。しかし、管内の出生数が他地域と比較して少ないことや、重症児は管外の医療機関近くに転居する傾向にあること、18歳までは各市町のこども医療費の助成制度が利用できること等の要因から、受給者は減少傾向にある。

### （3）特定不妊治療費助成事業

#### ア 目的

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、総合的な少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。

助成額は一回あたり上限30万円、ただし採卵を伴わない凍結胚移植等については上限10万円、助成の回数は妻の治療開始時の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、43歳未満の場合は通算3回まで、男性不妊治療がある場合は加算される制度となっている。

特定不妊治療の保険適用に伴い、本制度は令和3年度で終了した。令和4年度は、経過措置として、令和3年度以前からの継続治療のみ助成対象となっている。

#### イ 実績

年度	申請件数
令和3年度	31件
令和4年度（10月31日現在）	8件

#### ウ 評価（課題等）・改善

令和3年度で助成制度は終了した。令和4年度は、経過措置に対する申請受付の業務が残るが、申請希望者等に対して丁寧な説明を行うことで対応している。

## 6 障害者福祉

県は、令和4年3月に、「第5次障害者計画（2022～2025年度）」、令和3年3月に「第6期障害福祉計画（2021～2023）」及び「第2期障害児福祉計画（2021～2023）」を「ふじのくに障害者しあわせプラン」として一体的に策定し、これらの計画に基づき、障害福祉施策を推進している。

### (1) 障害者計画等の推進

#### ア 目的

「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害の正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、「共生する社会」の実現を図る。

#### イ 実績

##### (ア) 障害者週間の啓発事業

「障害者週間」（12月3日～9日）において、障害者に対する理解を深めるため、街頭キャンペーン等による啓発活動を行った。

(令和3年度)

日時	令和3年12月3日（金） 下田市：午前10時～11時 東伊豆町：午後3時～4時
場所	下田市：東急ストア下田とうきゅう店 東伊豆町：マックスバリュ稲取店
参加者	管内各市町、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、障害福祉施設、社会福祉協議会等 16人
内容	啓発パンフレット及び授産製品の配布

(令和4年度)

日時	令和4年12月5日（月） 下田市：午前10時～11時（予定） 南伊豆町：午後3時～4時（予定）
場所	下田市：東急ストア下田とうきゅう店 南伊豆町：マックスバリュ下賀茂店
参加者	管内各市町、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、障害福祉施設、社会福祉協議会等 約10人
内容	啓発パンフレット及び授産製品の配布

##### (イ) 愛の援聴週間啓発事業

「愛の援聴週間」（3月3日～9日）において、聴覚障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行っている。

(令和3年度)

日時	令和4年3月10日（木） 午後2時から午後3時まで（中止）
内容	講演「聞こえない人、聞こえにくい人とのコミュニケーション」について （講師 静岡県聴覚障害者協会会員、手話通訳者2名参加）
対象	西伊豆町民生委員・児童委員及び西伊豆町職員（約40名）

例年、聴覚障害及び聴覚障害者に理解を深めることを目的とした講演会を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により開催を中止した。

なお、当事業は平成26年度から本庁障害福祉課に事務移管されたが、当所としても開催場所の選定や開催当日の運営に協力している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

令和3年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の縮小又は中止を余儀なくされたが、障害者週間の啓発事業は、毎年、会場を変えることにより、愛の援聴週間啓発事業は、毎年、対象者を変えることによって、それぞれ事業効果を高める工夫をしている。

### (2) 障害者社会参加促進

#### ア 目的

身体障害者が地域社会の中で自立し、また情報支援、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図られるよう必要な支援を行う。

#### イ 実績

##### (ア) 手話通訳者設置事業

手話通訳者1名を配置し、市町における手話の普及啓発、手話通訳者の養成及び派遣調整等を行った。令和3年度は29件、令和4年度（10月末現在）は17件の活動に従事した。

##### (イ) 手話通訳者派遣事業

聴覚言語障害者団体が主催する行事等に登録手話通訳者を派遣している。令和3年度は1件の派遣を行ったが、令和4年度は10月末現在でまだ派遣実績がない。

#### ウ 評価（課題等）・改善

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により手話通訳の活動にも制約がかかる状況下で、聴覚障害者の相談支援、手話通訳者の学習会、各地域の手話サークル指導、聴覚障害分野における地域活動のリーダーを養成するなど、聴覚障害に対する理解の促進と手話の普及に努めている。

これらの取組みにより、聴覚障害者の福祉の増進と社会参加の促進が図ることができた。

### (3) 精神保健福祉

#### ア 目的

精神障害者に必要な医療及び保護を行うとともに、その社会復帰の促進及びその自立と社会参加の促進のために必要な援助を実施し、並びに、精神障害の発生の予防その他県民の精神保健の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び県民の精神保健の向上を図る。

イ 実績

(ア) 精神保健福祉法に基づく通報等への対応

警察署・検察庁等からの通報及び家族等からの保護申請に対して、保健所職員が精神保健指定医の診察等に立会い、必要な措置を行っている。

a 通報件数等

(単位：件)

年度	区分	通報件数等			診察を受けた件数		却下	調査中
		申請	通報	届出	要措置入院	措置入院不要		
令和3年度		0	14	0	1	2	11	0
令和4年度 (10月31日現在)		0	9	0	1	0	8	0

b 精神障害者入院状況（管内2病院）

精神科病院への入院形態には、本人の意思による任意入院、家族の同意による医療保護入院、都道府県知事による措置入院がある。

(各年10月31日現在) (単位：人)

年度	区分	任意入院	医療保護入院	措置入院
令和3年度		311	86	0
令和4年度		305	88	1

(イ) 精神保健福祉総合相談

精神科医師による「こころの健康相談」として定期的に相談事業を行うとともに、来所・電話または家庭訪問での随時相談を行っている。

令和3年度

(単位：人)

	定期	定期外	計
実人数	32	78	110
延人数	74	189	263

令和4年度

(10月31日現在) (単位：人)

	定期	定期外	計
実人数	15	81	96
延人数	23	164	187

(ウ) ひきこもり支援事業

a ひきこもり相談会

平成25年度に「静岡県ひきこもり支援センター」が開設され、東部健康福祉センター内に賀茂圏域を担当するひきこもり支援コーディネーターが配置された。29年度からは月2回の定期相談をひきこもり支援コーディネーターとともに実施している。



年度	回数	相談実人員	相談延人員
令和3年度	23回	17人	49人
令和4年度 (10月31日現在)	13回	9人	20人

b ひきこもり居場所設置運営事業

ひきこもり当事者を対象に平成28年9月から「居場所」を設置し、社会への第一歩を踏み出すための支援を行っている。事業は、NPO法人青少年就労支援ネットワーク会議に委託。

	回数	参加延人員	見学者延人員	体験利用者延人員
令和3年度	42回	76人	5人	11人
令和4年度 (10月31日現在)	28回	74人	2人	1人

(エ) 高次脳機能障害地域基盤整備事業

専門医師、作業療法士、ソーシャルワーカー、家族会代表等による相談会を開催し、高次脳機能障害の理解や日常生活の過ごし方、リハビリテーションや福祉サービスの利用等について助言している。当事者や家族の地域生活の支援と社会参加の促進を図るため、地域の支援従事者に対して研修会を行っている。

令和3年度

日時	内容	参加者
9月7日(火) 午後1時30分 ～4時35分	高次脳機能障害支援従事者研修会 講演「高次脳機能障害の基礎知識と支援のポイント」 講師 NPO法人えんしゅう生活支援net 理事長 建木 健氏	23機関 42人
11月9日(火)	高次脳機能障害医療等総合相談会	2人

令和4年度

(10月31日現在)

日時	内容	参加者
11月14日(月) 午後1時30分 ～4時	高次脳機能障害支援従事者研修会(予定) 講演「日常生活の行動から考える高次脳機能障害の支援」 講師 聖隷三方原病院副院長 片桐伯真氏 脳外傷友の会「しずおか」理事長 滝川八千代氏 高次脳機能障害支援拠点オリブ相談員 土屋正子氏	
11月29日(火)	高次脳機能障害医療等総合相談会(予定)	

(オ) 精神保健リハビリテーション事業（保健所デイケア）

松崎町・西伊豆町在住者を対象とした保健所デイケア（でんでん虫の会）を実施し、社会復帰と社会参加に向け、創作活動、調理実習、スポーツなどを行った。

なお、参加会員数の減少、会員の高齢化等により、令和3年度末で終了した。

	会員数	実施回数	参加延人員
令和3年度	15人	10回	28人

(カ) 精神保健に関する普及啓発

一般住民及び関係者が「こころの健康」の保持増進に努め、かつ精神障害者への理解を深めるための啓発活動を行なった。

令和3年度

	実施日	会場	内容	対象者・方法
啓発	9月10日 ～9月16日	下田総合庁舎 1階ロビー	自殺予防週間 (啓発資料50部配布)	一般県民
	3月8日～ 3月26日	下田総合庁舎1 階ロビー	自殺対策強化月間 (啓発資料50部配布)	一般県民
研修	12月12日	東伊豆町保健福 祉センター	ひきこもり支援の基礎知識	東伊豆町民生委員 児童委員40人
	3月15日	賀茂地域教育振 興センター	静岡県ひきこもり支援センタ ー及び居場所事業について	賀茂管内指導主事 教育事務所職員4人

令和4年度

	実施日	会場	内容	対象者・方法
啓発	9月10日 ～9月16日	下田総合庁舎 1階ロビー	自殺予防週間 (啓発資料50部配布)	一般県民
	3月(予定)	下田総合庁舎等	自殺対策強化月間(資料配布)	一般県民
研修	2月(予定)		職場のメンタルヘルス	事業所

(キ) 精神障害者家族会等の援助育成

家族会、断酒会等の自助グループやボランティア団体等の諸活動に対し、国通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき、必要な指導・支援を行った。

令和3年度

団体名	会員数	参加延人員	内容
精神障害者家族会（あしたば会）	15人	31人	例会への出席、活動への助言
伊豆断酒会	28人	79人	下田例会への出席、活動協力

令和4年度

(10月31日現在)

団体名	会員数	参加延人員	内容
精神障害者家族会（あしたば会）	14人	26人	例会への出席、活動への助言
伊豆断酒会	28人	43人	下田例会への出席、活動協力

## ウ 評価（課題等）・改善

### （ア）精神保健福祉法に基づく通報等への対応

警察署等からの通報及び家族等からの保護申請に職員が対応し、医療機関への診察や生活支援に結びつくように努めている。管内指定病院が1病院のみであり、東部地区への患者搬送が発生する場合があること、夜間休日の緊急対応業務は、当所単独で対応するため、職員の待機・拘束時間が長時間にわたる等、職員の負担が大きい点が課題である。

今後も、警察や市町、医療機関等と連携して対応していく。

### （イ）精神保健福祉総合相談

定期相談のほか、精神障害者及びその家族等に随時の訪問や相談を実施し、必要に応じて医療機関の紹介や療養への助言等を行い、支援対応に苦慮する場合は、定期相談を依頼する精神科医師をスーパーバイザーとして、対応方法の検討を行っている。今後も市町関係者等の利用を促し、県と市町の重層的な役割分担も考慮しつつ、支援を進めていく。

### （ウ）ひきこもり支援事業

ひきこもりは状態像であり、医療・介護・生活困窮等家族の状況に応じた様々な対応が必要とされ、身近な市町を中心とした相談体制づくりが求められている。今後も市町の相談体制の充実や相談技術向上につながる支援を実施していく。

### （エ）高次脳機能障害地域基盤整備事業

相談会における専門医等から助言により利用者の不安軽減が図られ、年1回の相談会以外にも、高次脳機能障害支援拠点機関と連携を図り、随時相談にも対応している。

また、支援従事者研修会により、高次脳機能障害への理解と支援の質の向上に資している。

### （オ）精神保健リハビリテーション事業（保健所デイケア）

高齢化で退会する会員や、町外の病院デイケア・地域生活支援センターのプログラムに参加、就労関係の事業所に通う会員も増え、参加者が減少していた。現状では効果的な活動が困難となり、令和3年度をもって事業を終了した。

### （カ）精神保健に関する普及啓発

令和3年度以降も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業縮小を余儀なくされたが、自殺対策普及啓発期間における啓発物配布やひきこもり事業に係る管内の要望があった対象者への周知を実施した。今後も、広報誌「賀茂通信」やケーブルテレビ等を利用して啓発に努めていく。

### （キ）精神障害者家族会等の援助育成

精神障害者家族会（あしたば会）は、会員の減少や高齢化等の課題があり、担当職員の例会への参加により、助言や広報等の支援を行っている。また、伊豆断酒会が当所管内でも相談会を実施しているが、予約が少ない現状にあるため、組織等の周知に対する協力が必要である。

今後も、自助組織等の当事者団体の諸活動に対して、必要な助言や支援を行う。

## 7 女性相談(保護)

### (1) 目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」及び「売春防止法」に基づき、暴力被害女性及び要保護女性について、市町、民生委員・児童委員及び警察等関係機関と連携をとりながら早期発見及び転落防止に努め、相談、指導、援助及び一時保護などを行い、人権の擁護と男女平等の実現を図る。

### (2) 実績

ア 女性相談(保護)件数(主訴別)

(単位:件)

区 分		主 訴 等	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
人 間 関 係	夫 等	夫 等 の 暴 力	2	0
		酒 乱 ・ 薬 物 中 毒	0	0
		離 婚 問 題	1	0
		そ の 他	4	3
	子 ど も	子 ど も の 暴 力	0	0
		養 育 不 能	0	0
		そ の 他	0	10
	親 族	親 の 暴 力	9	0
		そ の 他 の 親 族 の 暴 力	0	0
		そ の 他	2	0
	交 際 相 手	交 際 相 手 の 暴 力	0	0
		同 性 の 交 際 相 手 の 暴 力	0	0
		そ の 他	0	0
		そ の 他 の 者 の 暴 力	0	0
	そ の 他	男 女 問 題	0	1
		家 庭 不 和	0	0
そ の 他		7	0	
そ の 他		0	0	
経 済 関 係	生 活 困 窮	0	0	
	借 金 ・ サ ラ 金	0	0	
	求 職	0	0	
	そ の 他	6	2	
医 療 関 係	病 気	3	1	
	精 神 的 問 題	0	0	
	妊 娠 ・ 出 産	3	0	
	そ の 他	2	4	

その他	住居問題	3	4
	帰宅先なし	0	1
	不純異性交遊	0	0
	売春強要	0	0
	ヒモ・暴力団関係	0	0
	売春防止法第5条違反	0	0
	人身取引	0	0
	ストーリーカー相談	0	0
計		42	26

※ 相談内容が2種類以上に該当する場合は、主な内容により1欄のみを計上している。

イ 一時保護件数 ( ) 内はDVを再掲

- ・ 令和3年度 1 (1)
- ・ 令和4年度 (10月末現在) 0 (0)

(3) 評価(課題等)・改善

DV被害者からの相談には、面接又は電話により随時、対応できる態勢を取っている。

被害者に適切な情報提供及び援助を行うこと、また、必要に応じて安全な避難場所を提供することが課題であるが、特に緊急性の高い案件については、センター関係各課、県女性相談センター、各町及び警察署等の各機関との連携を密にして対応している。

## 1 生活保護法施行事務

### (1) 生活保護法施行事務

#### ア 目的

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### イ 実績（成果）

##### (ア) 保護世帯、保護人員、保護率

生活保護に係る当所の所管区域は、賀茂郡の5町である。

令和4年10月末現在の保護世帯は542世帯、保護人員は621人で保護率は1.65%となっている。平成26年度まで保護率は毎年上昇を続けていた。その後は1.60%前後で推移している。また、県平均（0.91%）と比較すると依然として大きく上回っている。

東伊豆町（3.11%）を始めとする管内の保護率の高さは、賀茂地域の特性に起因すると考えられる。賀茂地域の基幹産業は観光であり、他地域から生活基盤の弱い就労者が流入しやすく、その雇用形態は社会保障が十分でないパート就労等が多いため不安定である。また、長期に就労していても地域とのつながりは弱く、親族等とも疎遠であるために病気・高齢・解雇などにより職を失うと、家族の支え合いや地域の助け合いを受けられずに直ちに生活困窮に陥り易い状況にある。

なお、令和4年度の保護率は令和3年度同期より0.01%上昇し、令和2年度から3年連続で1.6%台となった。これは新型コロナウイルス感染症拡大による雇用・経済状況の悪化の影響が考えられる。

##### 保護率の推移

（各年度10月末現在）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護率（%）	1.51	1.59	1.56	1.63	1.59	1.57	1.58	1.62	1.64	1.65

※ 小数点以下第3位を四捨五入

##### (イ) 世帯類型別の状況

被保護世帯を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が382世帯（70.5%）で最も多く、次いで「その他世帯」が54世帯（10.0%）、「障害者世帯」と「傷病世帯」がそれぞれ49世帯（9.0%）となっている。

特に高齢者世帯の割合は、県平均の55.1%より15.4ポイント高くなっている。

##### (ウ) 保護の開始・廃止の状況

令和3年度中に保護を開始したものは、65世帯77人（前年度比16世帯増、10人増）であった。町別では東伊豆町が38世帯44人で半分以上を占めている。開始理由は「傷病」が一番多く32世帯40人で全体の半分程度となっている。なお、「傷病」の内訳では「世

帯主の傷病」が30世帯36人と一番多い。続いて、多いのが「その他」のうちの「預貯金等の減少・喪失」で19世帯23人となっている。一方で、令和2年度までの開始原因として一番多かった「稼働収入の減少」は7世帯7人と前年度比13世帯の減、18人の減となっており、親族からの支援減少にその影響を及ぼすと思われる「仕送りの減少」は4世帯4人と前年度比2世帯、2人の増となっている。

なお、令和3年度中に保護を廃止したものは、68世帯72人（前年度比4世帯増、5人増）で、主な廃止理由は「その他」のうちの「死亡」によるものが38世帯38人と最も多く、「稼働収入の増加」は3世帯4人にすぎない。

令和4年度（10月末現在）に保護を開始したものは、30世帯35人（前年同期から6世帯減、9人減）となっている。管内の人口は減少傾向にあり、開始した件数も減少している。開始理由は「その他」のうちの「預貯金等の減少・喪失」が10世帯12人と最も多く、前年度最も多かった「傷病」からの変化が見られる。

また、令和4年度（10月末現在）に保護を廃止したものは、29世帯30人（前年同期比4世帯減、5人減）で、主な廃止理由は「その他」のうちの「死亡」で18世帯19人と約半数を占めている。

#### （エ）保護費の支給状況

令和3年度の保護費総支給額は453,490千円で、前年度の455,629千円に比べ2,139千円減少している。扶助費別では、生活扶助が279,305千円（61.6%）などである。

令和4年度（10月末現在）の保護費総支給額は257,178千円で、前年同期の254,394千円に比べ2,784千円増加し、扶助費別では生活扶助が155,036千円（60.3%）などとなっている。

なお、この他に本庁で一括支出している当所分の医療診療報酬（レセプト分）として、733,017千円（令和3年度）がある。

#### ウ 評価（課題等）・改善

事務の執行にあたっては、法による補足性の原理を踏まえ、ケースワーク及び事務所としての組織的検討を通じて、保護要件を的確に把握し、迅速かつ適切な保護を実施した。

また、新規申請時には、扶養義務者調査、預貯金・生命保険調査、年金調査、固定資産調査などを行い、保護継続世帯に対しては、所得（課税）状況調査、資産保有状況調査などを行い、不正受給の防止及び医療扶助の適正化等、保護の適正実施に努めている。

被保護者への自立助長については、下田公共職業安定所と連携して就労自立促進事業を実施しているが、労働市場の地域性等により常用就職（正社員）は少なく、経済的自立に至る例は少ない。さらに、管内の人口が減少し高齢化が進む中、被保護者世帯は高齢者世帯が約7割となっており、生活・医療・介護等に対するケースワークが増加している。

被保護者への支援においては、能力の活用、扶養義務者の援助、他法他施策の活用などについて指導助言を行うとともに、町、民生委員、医療機関及び各種関係機関との密接な連携に努めていく。

## (2) 住居確保給付金支給事業

### ア 目的

平成27年度から、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施されている。離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就業機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

### イ 実績

#### 令和3年度

町名	区分	申請件数	支給決定件数	常用就職者数
東伊豆町		11	11	0
河津町		2	2	0
南伊豆町		0	0	0
松崎町		0	0	0
西伊豆町		1	0	0
合計		14	13	0

#### 令和4年度

(10月31日現在)

町名	区分	申請件数	支給決定件数	常用就職者数
東伊豆町		10	9	0
河津町		0	0	0
南伊豆町		0	0	0
松崎町		0	0	0
西伊豆町		0	0	0
合計		10	9	0

\* 平成27年度から令和元年度まで申請・支給実績なし

### ウ 評価（課題等）・改善

これまでも関係機関への制度周知に努めてきたが令和元年度までは利用実績がなかった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い支給要件が緩和され、制度も広く知れ渡ったことから、令和2年度から大幅に申請が急増している。

申請者は住居確保給付金の支給期間中に常用就職を目指し求職活動等を行っているが、常用就職に至るケースが少ない。理由として感染症拡大により求人が減少していることと、申請者に50～60歳代が多く年齢制限により常用就職が難しいことが挙げられる。

要件に該当する申請者に対しては、迅速な決定・支給を行うとともに、自立相談支援機関（各町社会福祉協議会）と連携して就業機会等の確保に向けた支援を行うことにより、常用就職につなげるよう努めていく。



## 保 護 状 況 調

(令和4年10月31日現在)

区分 町名	管内世帯・人口		令和4年度10月中 被保護世帯・人員				令和3年度 3月中		令和2年度 3月中		令和4年10月中 世帯類型				
	世帯数	人口	世帯	人員	保護 世帯 の 割 合%	保護 率%	世帯	保護 率%	世帯	保護 率%	高 齢 者	母 子	障 害 者	傷 病	そ の 他
東伊豆町	5,527	11,076	295	344	5.34	3.11	296	3.08	294	3.05	207	6	31	21	30
河津町	2,898	6,586	54	66	1.86	1.00	52	0.92	57	1.08	41	1	5	4	3
南伊豆町	3,305	7,598	69	75	2.09	0.99	73	1.06	73	1.06	53	1	2	8	5
松崎町	2,607	5,686	51	55	1.96	0.97	48	0.89	46	0.87	33	0	3	9	6
西伊豆町	3,350	6,704	73	81	2.18	1.21	79	1.29	76	1.22	48	0	8	7	10
計	17,687	37,650	542	621	3.06	1.65	548	1.64	546	1.63	382	8	49	49	54
			県平均		/	0.91 %	/		0.90 %	/					
			全国平均		/	1.62 %	/		1.63 %	/					

- (注) 1 停止中の世帯人員を上段に ( ) 書きにより再掲する。  
 2 世帯類型は、世帯数を記載する。  
 3 保護率は、基準となる人口に対する保護人員の割合である。  
 4 管内世帯・人口は令和4年10月1日現在の推計人口による。また令和4年度の平均数値については、県は令和4年9月現在 国は令和4年8月現在(最新データ)。

□□□□□□□□

保護開始・廃止の原因別開

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

区分	令和3年度						令和4年度						令和4年度10月中被保護世帯数			
	令和3年度			令和3年度			令和4年度			令和4年度						
	開始	廃止	世帯数	開始	廃止	世帯数	開始	廃止	世帯数	開始	廃止	世帯数				
	令和2年度3月中被保護世帯数			令和3年度3月中被保護世帯数			令和3年度3月中被保護世帯数			令和4年度10月中被保護世帯数						
	開始理由別人員			廃止理由別人員			開始理由別人員			廃止理由別人員						
	傷			傷			傷			傷						
	稼働収入の減少			稼働収入の増加			稼働収入の減少			稼働収入の増加						
	その他			その他			その他			その他						
町別	世帯数	総数	世帯数	世帯数	総数	世帯数	世帯数	総数	世帯数	総数	世帯数	総数	世帯数	総数		
東伊豆町	38	44	44	47	0	19	21	6	2	13	14	14	0	1	13	295
河津町	57	2	5	5	0	5	7	5	0	2	3	3	0	0	3	54
南伊豆町	73	15	12	12	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	69
松崎町	46	7	3	3	0	3	4	0	0	4	1	1	0	0	1	51
西伊豆町	76	9	4	5	0	3	3	2	0	1	8	9	0	0	9	73
計	546	77	68	72	0	30	35	13	2	20	29	30	0	1	29	542

(注) 廃止については決定の翌月に数値を反映するため、ある時点の数値を基に本表の開始、廃止を差し引きしても次の時点の数値とは一致しない。

□□□□□□□□

## 保護費支給状況調

(令和3年度)

区分 町名	令和2年度末 支給総額	支給総額	扶助別内訳									
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助	構成比	その他扶助	構成比
	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
東伊豆町	271,878,357	265,335,030	161,309,489	60.8%	89,981,870	33.9%	7,952,835	3.0%	222,120	0.1%	5,868,716	2.2%
河津町	47,117,207	45,178,843	25,635,238	56.7%	13,648,356	30.2%	787,768	1.7%	16,980	0.0%	5,090,501	11.3%
南伊豆町	50,564,620	52,620,949	33,991,927	64.6%	14,500,632	27.6%	1,143,427	2.2%	9,300	0.0%	2,975,663	5.6%
松崎町	28,744,428	31,035,247	19,438,890	62.6%	10,798,495	34.8%	497,821	1.6%	88,670	0.3%	211,371	0.7%
西伊豆町	57,324,305	59,319,456	38,929,025	65.6%	18,160,631	30.6%	2,097,800	3.5%	0	0.0%	132,000	0.2%
合計	455,628,917	453,489,525	279,304,569	61.6%	147,089,984	32.4%	12,479,651	2.8%	337,070	0.1%	14,278,251	3.1%

- (注) 1. 本表には、本庁支出の診療報酬及び介護報酬を含まない。  
 2. その他扶助は、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、進学準備給付金、就労自立給付金及び保護施設事務費の計である。

□□□□□□□□

## 保護費支給状況調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

区分 町名	令和3年度末 支給総額 円	支給総額 円	扶助別内訳									
			生活扶助 円	構成比 %	住宅扶助 円	構成比 %	医療扶助 円	構成比 %	介護扶助 円	構成比 %	その他扶助 円	構成比 %
東伊豆町	265,335,030	150,042,866	89,047,894	59.3%	51,305,244	34.2%	6,181,044	4.1%	293,600	0.2%	3,215,084	2.1%
河津町	45,178,843	22,886,003	13,363,367	58.4%	7,658,121	33.5%	546,033	2.4%	960	0.0%	1,317,522	5.8%
南伊豆町	52,620,949	28,345,026	18,456,321	65.1%	7,795,751	27.5%	846,181	3.0%	0	0.0%	1,246,773	4.4%
松崎町	31,035,247	19,868,868	12,150,283	61.2%	6,942,618	34.9%	544,796	2.7%	0	0.0%	231,171	1.2%
西伊豆町	59,319,456	36,035,213	22,017,939	61.1%	11,126,726	30.9%	2,057,870	5.7%	0	0.0%	832,678	2.3%
合計	453,489,525	257,177,976	155,035,804	60.3%	84,828,460	33.0%	10,175,924	4.0%	294,560	0.1%	6,843,228	2.6%

(注) 1. 本表には、本庁支出の診療報酬及び介護報酬を含まない。  
2. その他扶助は、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、進学準備給付金、保護施設事務費及び就労自立給付金の計である。

## 世帯類型別就労状況調

(令和4年10月31日現在)

就労類型 世帯類型	常用		日雇		内職		その他		就労中計		不就労計		計	
	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%
高齢者世帯	5	1.3	3	0.8	0	0.0	1	0.3	9	2.4	373	97.6	382	100.0
母子世帯	4	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	50.0	4	50.0	8	100.0
障害者世帯	5	10.2	1	2.0	0	0.0	3	6.2	9	18.4	40	81.6	49	100.0
傷病者世帯	2	4.1	3	6.1	0	0.0	0	0.0	5	10.2	44	89.8	49	100.0
その他世帯	10	18.5	2	3.7	1	1.9	5	9.2	18	33.3	36	66.7	54	100.0
計	26	4.8	9	1.7	1	0.2	9	1.7	45	8.4	497	91.6	542	100.0

## 被保護世帯の受給期間調

(令和4年10月31日現在)

年数 町名	1年未満		1年以上 ～ 2年未満		2年以上 ～ 5年未満		5年以上 ～ 10年未満		10年以上		計	
	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%
東伊豆町	30	10.2	20	6.8	54	18.3	68	23.1	123	41.7	295	100.0
河津町	6	11.1	2	3.7	9	16.7	19	35.2	18	33.3	54	100.0
南伊豆町	4	5.8	8	11.6	8	11.6	19	27.5	30	43.5	69	100.0
松崎町	5	9.8	3	5.9	13	25.5	10	19.6	20	39.2	51	100.0
西伊豆町	5	6.8	6	8.2	13	17.8	18	24.7	31	42.5	73	100.0
計	50	9.2	39	7.2	97	17.9	134	24.7	222	41.0	542	100.0

## 社会福祉施設等の利用状況

(令和4年10月31日現在)

施設 町名	生活保護 救護施設 入所者 (人)	老人福祉施設		身体障害者 療護施設等 入所者 (人)	老人保健 施設 入所者 (人)	その他 グループ ホーム 入所者 (人)	計 入所者 (人)
		養護老人 ホーム 入所者 (人)	特別養護 老人ホーム 入所者 (人)				
東伊豆町	0	0	4	0	2	45	51
河津町	1	2	4	0	1	10	18
南伊豆町	1	2	6	0	0	4	13
松崎町	0	0	1	0	0	7	8
西伊豆町	0	0	2	0	0	9	11
計	2	4	17	0	3	75	101

## 1 児童相談所の業務

### (1) 児童相談の受付と処理

#### ア 目的

児童福祉に関する様々な相談に応じ、社会診断、心理診断、医学診断等の専門的知識や技術による診断に基づいて、適切な助言指導、通所指導、施設入所指導等を行う。

近年、児童に関する問題は児童虐待をはじめ、いじめや不登校など複雑かつ多様化しており、こうした児童問題への課題解決に向けた管内市町の対応力の強化支援を行うとともに、関係機関との緊密な関係を保持し、より効果的な援助によって児童の権利擁護、福祉の向上を図ることを目的としている。

#### イ 実績

##### (ア) 児童相談種別受付状況

□□□□□□□

児童相談種類別対応状況調

(単位：人)

相談種別		年度別		
		平成2年度	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
養護 相談	児童虐待相談	45	38	19
	その他の相談	3	3	2
保健相談		0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	0	0
	視聴覚障害	1	0	0
	言語発達障害等	28	35	16
	重症心身障害	0	0	0
	知的障害	38	40	33
	発達障害	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	1	0	1
	触法行為等	0	0	0
育成相談	性格行動	17	25	8
	不登校	3	4	4
	適性	1	0	1
	育児・しつけ	4	2	3
その他の相談		30	14	3
計		171	161	90

(イ) 経路別受付状況

電話、来所あるいは文書等による送致や通告及び相談のあったものの経路別受付状況は以下のとおりである。

(単位：人)

経路別 \ 年度別	平成2年度	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
福祉事務所	8	16	10
児童委員	0	0	0
区市町等関係機関	60	82	33
児童福祉施設	1	0	1
警察	48	26	13
家庭裁判所	0	0	0
保健所	0	0	0
医療機関	0	1	0
学校	2	0	1
教育委員会	1	8	0
里親	0	0	0
家族・親戚	35	24	31
近隣・知人	5	2	0
児童本人	3	1	1
その他	8	1	0
計	171	161	90

## (ウ) 市町別相談種別受付状況

令和3年度

(単位：人)

相談種別		市町別							計
		下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町	管 外	
養 護 相 談	児童虐待相談	18	6	4	3	3	0	4	38
	その他の相談	2	0	0	0	0	0	1	3
保 健 相 談		0	0	0	0	0	0	0	0
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0
	視 聴 覚 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	23	5	0	0	2	5	0	35
	重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	知 的 障 害	21	7	4	3	4	1	0	40
	発 達 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	触 法 行 為 等	0	0	0	0	0	0	0	0
育 成 相 談	性 格 行 動	13	7	0	0	3	2	0	25
	不 登 校	1	2	0	0	0	1	0	4
	適 性	0	0	0	0	0	0	0	0
	育 児 ・ し つ け	0	0	0	2	0	0	0	2
その他の相談		3	4	0	1	4	1	1	14
計		81	31	8	9	16	10	6	161



令和4年度（10月31日現在）

（単位：人）

相談種別		市町別							計
		下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管外・不明	
養護相談	児童虐待相談	7	4	0	1	3	1	3	19
	その他の相談	0	0	0	0	2	0	0	2
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	8	4	0	0	0	4	0	16
	重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	18	6	1	1	3	4	0	33
	発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	0	1	0	0	0	0	0	1
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動	6	0	0	1	1	0	0	8
	不登校	1	2	1	0	0	0	0	4
	適性	1	0	0	0	0	0	0	1
	育児・しつけ	3	0	0	0	0	0	0	3
その他の相談		0	0	0	1	0	1	1	3
計		44	17	2	4	9	10	4	90

(エ) 児童相談処理状況

□□□□□□□

児童相談処理状況

(単位：件)

区別		年度別	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
面接 指導	助言指導		91	104	59
	継続指導		26	24	11
	他機関あっせん		12	4	3
児童福祉司指導			0	5	0
児童委員指導			0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託			0	0	0
市町村指導委託			0	0	0
市町村送致			3	5	0
福祉事務所送致・通知			0	0	0
訓戒・誓約			0	0	0
児童 福祉 施設	入所		0	1	0
	家庭裁判所送致(再掲) (*1)		0	0	0
指定発達支援医療機関委託			0	0	0
里親委託(*2)			0	0	0
家庭裁判所送致(*3)			0	0	0
障害児入所施設等への利用契約			0	0	0
その他			46	30	16
計			178	173	89(未処理1)

(\*1) 児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致

(\*2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託を含む。

(\*3) 児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致

(オ) 児童福祉施設等在所者及び里親委託児童の状況

□□□□□□□

児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調

(単位：人)

施設別 \ 年度別	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
乳 児 院	0	0	0
児 童 養 護 施 設	9	10	10
福祉型障害児入所施設	7	5	4
医療型障害児入所施設	1	1	1
児 童 心 理 治 療 施 設	0	0	0
児 童 自 立 支 援 施 設	2	1	0
計	19	17	15
里 親 委 託※	5	4	4

※ 小規模居住型児童養育事業所（ファミリーホーム）を含む。

(カ) 市町別施設等在所状況

令和4年度（10月31日現在）

(単位：人)

施設別 \ 市町別	下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町	管 外 ・ 不 明	計
乳 児 院	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 養 護 施 設	3	3	1	2	0	1	0	10
福祉型障害児入所施設	1	0	0	1	1	1	0	4
医療型障害児入所施設	0	1	0	0	0	0	0	1
児 童 心 理 治 療 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 自 立 支 援 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	4	1	3	1	2	0	15
里 親 委 託※	2	1	0	1	0	0	0	4

※ 小規模居住型児童養育事業所（ファミリーホーム）を含む。

(キ) 里親への委託状況

(単位：世帯、人)

年度別 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
登録里親数	8	10	9
里親委託児童数※	5(3)	6(5) *管外からの委託児童2	6(4) *管外からの委託児童2

※管外からの委託児童含む( )は管内里親への委託児童再掲

(ク) 一時保護の状況

委託先等	内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (10月31日現在)
一時保護所	延べ児童数	5人	14人	3人
	延べ日数	119日	182日	69日
児童福祉施設	延べ児童数	4人	3人	5人
	延べ日数	30日	16日	101日
里 親	延べ児童数	2人	0人	0人
	延べ日数	19日	0日	0日
警 察	延べ児童数	0人	0人	0人
	延べ日数	0日	0日	0日
その他 ※	延べ児童数	1人	0人	1人
	延べ日数	33日	0日	48日
合 計	延べ児童数	12人	17人	9人
	延べ日数	201日	198日	218日

※小規模居住型児童養育事業所（ファミリーホーム）を含む。

ウ 評価（課題等）・改善

全国的に児童虐待対応件数は右肩上がり増加しており、当管内においても、令和3年度は令和2年度と同様50件と横ばいで高止まり傾向となっている。また一時保護の状況については、今年度9人、延べ日数218日（10月末現在）と延べ日数に関しては昨年度1年間の実績を既に上回っている。保護児童数は昨年度同月比で3人減となっているが、保護日数では45日増となっており、対応が難しいケースが増えている。

引き続き関係機関との連携により、児童虐待の早期発見と対応に努めていくと同時に、虐待予防の観点から管内市町に対する意識啓発と技術的支援を実施する。

また児童相談所の体制強化、専門性の強化が求められる中、特に弁護士の非常勤配置や保健師の専任配置について求めている。

(2) 心理診断実施状況

ア 目的

面接調査や行動観察、各種の心理検査等による心理診断は、子どもの特性や心理状態を多面的に把握する上で必須となっている。困難な事例には一層の理解を深め対応していく必要もあることから、状況に応じて非常勤医師等による医学的診断を視野に入れつつ、より詳細な総合的な診断に基づいて保護者や児童へ「助言・指導」を行っている。

イ 実績

(ア) 心理診断指導、心理療法・カウンセリング等実施状況

令和3年度

(単位：件)

対 象	検査等内容	心理診断指導					カ ウ ン セ リ ン グ 等 心 理 療 法 ・
		知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接・観察 ・指導	
児 童		34	87	4	0	156	173
	うち児童虐待	6	4	2	0	65	158
	うち非 行	0	0	0	0	0	0
保 護 者		0	0	0	0	133	80
	うち児童虐待	0	0	0	0	47	77
	うち非 行	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	145	77
	うち児童虐待	0	0	0	0	58	63
	うち非 行	0	0	0	0	0	0
計		34	87	4	0	434	330
	うち児童虐待	6	4	2	0	170	298
	うち非 行	0	0	0	0	0	0

令和4年度（10月31日現在）

（単位：件）

検査等内容 対 象	心理診断指導					カウ ンセ リン グ 等 心 理 療 法 ・
	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接・観察 ・指導	
児 童	12	38	0	0	62	78
うち児童虐待	0	0	0	0	13	61
うち非 行	0	0	0	0	1	
保 護 者	0	0	0	0	61	7
うち児童虐待	0	0	0	0	15	7
うち非 行	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	35	23
うち児童虐待	0	0	0	0	4	10
うち非 行	0	0	0	0	0	0
計	12	38	0	0	158	108
うち児童虐待	0	0	0	0	32	78
うち非 行	0	0	0	0	1	0

（イ）医学的支援実施状況（東部児童相談所嘱託医相談）

令和3年度

（単位：件）

診断	市町別						計
	下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町	
注意欠陥/多動性障害	0	0	0	0	0	0	0
学 習 障 害	0	0	0	0	0	0	0
広汎性発達障害	0	0	0	0	0	0	0
自 閉 症	0	0	0	0	0	0	0
知 的 障 害	0	0	0	0	0	0	0
愛 着 障 害	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

（注）（ ）は重複診断

令和4年度（10月31日現在）

（単位：件）

診断	市町別						計
	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	
注意欠陥/多動性障害	1	0	0	1	0	0	2
学 習 障 害	(1)	0	0	0	0	0	(1)
広汎性発達障害	0	0	0	0	0	0	0
自 閉 症	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	0	0	0	0	0	0
愛着障害	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0	0	2

（注）（ ）は重複診断

#### ウ 評価（課題等）・改善

相談はしつけや子育てに関する身近なものから、不登校、性格行動面や発達障害等に関する事、そして重篤な被虐待児童の心のケアに至るまで多岐に亘っている。

このため必要に応じて心理診断を含めた総合的なアセスメントを実施し、市町児童・母子保健担当部署や施設、教育・医療等の関係機関と情報交換やケース検討会の実施等連携を図りながら、児童と保護者の問題解決に向けた支援を行っている。

在宅のケースに対しては随時、面接・家庭訪問を行ない、必要により心理治療を実施している。

また、施設入所や里親委託のケースに対しては、定期的に施設や里親宅に出向き、面接や各種の心理治療を実施し、子どもの状況把握や現状理解と施設職員や里親への助言指導及び情報共有を行い、適切な環境の下、子どもの能力が十分に発揮され、適切に処遇されるように支援している。

発達障害児や被虐待児への対応は、医療分野の関与が欠かせないケースが少なくないが、賀茂管内と周辺には利用できる医療機関が極めて少なく、医療的側面の課題が多い。

### （3）児童虐待防止対策事業

#### ア 目的

児童虐待による子どもは身体的・精神的な影響が大きいことから、早期発見・早期対応のみならず、予防対策や虐待事案への心理的・社会的なフォロー等が重要である。関係者に対する啓発、研修等により虐待予防に努める一方、ネットワークづくりを通して地域で虐待を早期発見し、虐待者や被虐待児に対して多面的な支援体制を構築している。

イ 実績

(ア) 要保護児童対策地域協議会（実務者・代表者・個別）実施状況

区分		市町別						計
		下田 市	東伊豆 町	河津 町	南伊豆 町	松崎 町	西伊豆 町	
令和3年度	実施回数	15	5	8	4	4	7	43
	参加人数（延べ）	29	10	10	6	8	11	74
令和4年度 （10月31日現在）	実施回数	7	5	3	4	2	2	23
	参加人数（延べ）	15	7	9	7	4	3	45

(イ) 母子連絡会実施状況

区分		市町別						計
		下田 市	東伊豆 町	河津 町	南伊豆 町	松崎 町	西伊豆 町	
令和3年度	実施回数	3	2	1	3	2	0	11
	参加人数（延べ）	5	2	1	3	2	0	13
令和4年度 （10月31日現在）	実施回数	2	2	1	2	1	0	8
	参加人数（延べ）	4	4	2	2	1	0	13

(ウ) 警察、司法との連携強化

児童虐待死亡事例等の発生を受け、静岡県では平成24年10月10日に「児童虐待ケースの警察への連絡に関する基準」が通知され運用され、平成31年3月12日には静岡県、静岡市、浜松市及び静岡県警の四者間で「児童相談所と警察との情報共有等の取り扱いに関する協定」が締結された。また今年度より県内5つの児童相談所に児童相談所と警察双方に身分をおく併任警察官が警察と児童相談所との機関間の調整役として配置されることとなった。このことにより児童相談所と警察署相互の理解が進み、より連携を深めた対応が可能となっている。また児童相談所と警察との連携を図ることを目的として静岡県警察学校において合同研修会が平成24年度から年1回開催されている。家庭裁判所や鑑別所等との連携の機会も増えており、他職種による連携の中で、相互の役割理解や情報共有により、高次の連携が図られるよう努めている。

(エ) 関係者に対する啓発、研修

管内の関係団体職員へ向けた研修会の講師として、児童虐待の現状や対応等についての講演を行った。また管轄内の小中学校への訪問等を実施したり、在宅ケースの管理状況について共有する機会を増やすなど、児童に関係する機関と顔を合わせ、より円滑な機関連携が図られるよう支援している。



令和3年度

研修名	内容	実施日	対象	参加者
東伊豆町要保護児童対策地域協議会	県内の要保護児童対策の現状について	7月6日	要保護児童対策地域協議会代表者	13人
西伊豆町要保護児童対策地域協議会	県内の要保護児童対策の現状について	7月12日	要保護児童対策地域協議会代表者	8人
東伊豆町主任児童委員 民生委員会議	里親制度について	1月6日	民生委員・児童委員	40人
西伊豆町主任児童委員 民生委員会議	里親制度について	1月6日	民生委員・児童委員	38人
下田市主任児童委員 民生委員会議	里親制度について	1月18日	民生委員・児童委員	54人

\*各市町の要対協代表者会議において、当所における講義等を通じて啓発や研修を実施した。  
また各市町に出向いて里親啓発活動として里親制度の説明に加え、出張相談会を実施した。

令和4年度（10月31日現在）

研修名	内容	実施日	対象	参加者
河津町要保護児童対策地域協議会	児童相談所の現況と児童福祉法改正について	5月23日	要保護児童対策地域協議会代表者	14人
下田市要保護児童対策地域協議会	児童相談所の現況と児童福祉法改正について	6月23日	要保護児童対策地域協議会代表者	15人
西伊豆町要保護児童対策地域協議会	児童相談所の現況と児童福祉法改正について	7月6日	要保護児童対策地域協議会代表者	8人
南伊豆町要保護児童対策地域協議会	児童相談所の現況と児童福祉法改正について	7月12日	要保護児童対策地域協議会代表者	8人
地域保健福祉業務新任職員研修	虐待の現状と市町の連携	7月27日	保健業務に関わる賀茂管内市町職員及び賀茂健康福祉センター職員のうち新任職員	9人

(オ) 市町職員等支援の実施

管内関係機関との連携の一環として、関係機関における児童虐待に対する知見を深め、より専門性を高めるため、平成23年度から管内市町児童相談関係職員等を対象とした研修を行っており、例年児童福祉法を中心とした制度理解や虐待対応の実際についての講義や演習などを実施している他、専門研修として、外部講師による虐待に係る諸要因をテーマ

とした研修会を実施している。今年度においても、コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて実施を検討している。また、市町職員の総合会議参画によるOJT研修を積極的に実施し、ケースへの具体的な対応方法を学ぶ機会とし、市町の対応力の向上のための支援を行っているほか、各市町へ出向いて児童相談・母子保健担当職員らと意見交換を行なうなど市町支援の充実を進めている。

#### 令和3年度

研修名	内容	実施日	対象	参加数
賀茂地域市町職員研修会 ～保健師編～	「乳幼児死亡事例からみる虐待予防」	8月6日	管内市町保健師等	9人
賀茂地域市町職員研修会 ～学校・園編～	「児童相談所について」	9月2日	管内認定保育園・保育園・小学校・中学校・教育委員会職員等	27名
賀茂地域市町職員研修会 ～児童福祉実務者編～	「児童相談所の実際」	10月8日	管内市町児童福祉担当課職員	8名
市町児童相談担当職員受入研修 (OJT研修)	児童相談所総合会議への参加 市町在宅児童進行管理 事例検討	1月5日	西伊豆町職員	2人
		1月12日	松崎町職員	2人
		1月19日	河津町職員	2人
		1月26日	下田市職員	3人
		2月1日	東伊豆町職員	2人
		2月9日	南伊豆町職員	2人

令和4年度(10月31日現在)

11月以降に実施予定

#### (カ) 児童養護施設等への支援

被虐待児への専門的支援向上を図るため、管内障害児入所施設の職員研修を例年実施しているが、昨年度、今年度については施設入所者へのコロナウイルス感染症の感染防止への配慮から実施を見送ったが、随時措置児童への処遇について指導助言を行い緊密な連携を図っている。

#### ウ 評価(課題等)・改善

市町が行う児童相談業務が円滑に行われ、児童や保護者が安心して相談できる体制を整えられるよう研修会や児童相談所総合会議出席、事例検討会などを通じた支援を行った。

また、要保護児童対策地域協議会についても同様、要保護児童等の適切な進行管理やケ

ースを通じた具体的な助言指導等による支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症予防のため、感染状況を踏まえながら、研修や会議等の開催を見合わせることもあるため、より各市町との連携を深め、対象児童等の現状把握に努めた。

令和4年度については感染防止に十分な配慮した上での開催はされているが、今後も感染状況を踏まえつつ、通常以上に関係機関との連携を意識して対応していく。

(4) 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導

ア 目的

1歳6か月児・3歳児のうち、精神発達に課題がある可能性のある幼児、あるいは母子関係支援の必要な母子に対して、精密健康診査及び保護者等への事後指導を行い、障害児の早期対応や児童虐待等の不適切な養育の早期発見を行う。

イ 実績

(ア) 1歳6か月児精神発達精密健康診査の実施状況 (単位：人)

相談別 年度別	保 健	肢 体	視 覚	言 語	重 心	知 的	自 閉	性 行	適 性	し っ け	養 護	計
令和3年度	0	0	0	17	0	0	0	6	0	0	0	23
令和4年度 (10月31日現在)	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8

(イ) 3歳児精神発達精密健康診査の実施状況 (単位：人)

相談別 年度別	保 健	肢 体	視 覚	言 語	重 心	知 的	自 閉	性 行	適 性	し っ け	養 護	計
令和3年度	0	0	0	13	0	0	0	10	0	0	0	23
令和4年度 (10月31日現在)	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	8

(ウ) 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査事後指導実施状況

(令和4年度は10月31日現在) (延人数)

相談別 年度別	保 健	肢 体	視 覚	言 語	重 心	知 的	自 閉	性 行	適 性	し っ け	養 護	計
3 年 度	1.6歳児	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	3歳児	0	0	0	4	0	0	0	5	0	0	9
	計	0	0	0	6	0	0	0	5	0	0	11
4 年 度	1.6歳児	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	3歳児	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	5
	計	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	6

ウ 評価（課題等）・改善

相談内容の多くが「言語」「性行」相談である。市町の乳幼児健診において言葉の遅れや指示に乗れない等、他の児童に比べて発達が遅れていることを端緒として相談に至ることが多い。発達全体に目を向け、児童への適切な関わり方について、保護者のみならず市町と子どもが利用している幼稚園等の機関に対しても助言を行なっている。

また、発達の遅れや障害等へは、市町主催の発達訓練指導事業や療育教室の利用、専門医療機関の受診等を勧めている。当所の特色として精神発達健康診査に加えて事後指導の件数が他児相に比して多いが、これは専門機関の資源が少ない地域への技術的支援や母子保健分野との連携によるもので、虐待の早期発見・対応に効果をあげている。

(5) 療育手帳の交付状況

ア 目的

知的障害児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付する。申請書受理後、面接・心理診断の上、該当児（者）にA（最重度、重度）またはB（中度、軽度、発達障害）の区分で交付する。

イ 実績

令和3年度

(単位：件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	計
新規判定	0(0)	11(6)	0(0)	11(6)
再判定	14(7)	24(15)	1(1)	39(23)
合計	14(7)	35(21)	1(1)	50(29)

(注) ( ) は児童再掲

令和4年度

(10月31日現在) (単位：件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	計
新規判定	0(0)	6(5)	1(1)	7(6)
再判定	7(3)	13(6)	0(0)	20(9)
合計	7(3)	19(11)	1(1)	27(15)

(注) ( ) は児童再掲

(令和4年10月31日現在)

区分 市町別	知的障害者数（療育手帳交付者）									※ <sub>1</sub> 管内人口	比率 (対千人)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
下田市	6	26	32	70	88	158	76	114	190	19,390	9.80
東伊豆町	3	8	11	44	76	120	47	84	131	11,076	11.83
河津町	1	9	10	21	41	62	22	50	72	6,586	10.93
南伊豆町	1	7	8	29	35	64	30	42	72	7,598	9.48
松崎町	4	4	8	30	29	59	34	33	67	5,686	11.78
西伊豆町	1	7	8	36	44	80	37	51	88	6,704	13.13
計	16	61	77	230	313	543	246	374	620	57,040	10.87
										※:県平均	10.53

※:管内人口…「統計センターしずおか」発表市区町別推計人口（令和4年10月1日現在）

※:県平均…令和4年3月31日現在（政令市含む）

## ウ 評価・改善

療育手帳交付については申請後、速やかに判定して交付できるよう努めている。

## 2 知的障害者更生相談所の業務

### ア 目的

知的障害者やその保護者、市町からの知的障害に関する様々な相談に対応し、心理判定等を行い知的障害者の福祉の向上に努める。

### イ 実績

#### (ア) 相談実施状況

(単位：件)

年度別	相談別	施設 入所	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他	計
令和3年度	来所	0	0	1	13	36	9	59
	巡回	0	0	0	0	6	0	6
令和4年度 (10月31日現在)	来所	0	2	0	7	15	0	24
	巡回	0	0	0	0	7	0	7

#### (イ) 判定実施状況

(単位：件)

年度別	相談別	医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その他	計
令和3年度	来所	0	15	0	0	15
	巡回	3	6	0	0	9
令和4年度 (10月31日現在)	来所	0	6	0	0	6
	巡回	5	6	0	0	11

#### (ウ) 市町職員研修の実施

##### 令和3年度

研修名	開催日	会場	内容	対象者
市町等障害福祉 担当職員研修 (事務研修)	4月16日	静岡総合庁舎	療育手帳交付事務	市町（新任）担当 職員、健康福祉セ ンター職員

##### 令和4年度

(10月31日現在)

研修名	開催日	会場	内容	対象者
市町等障害福祉 担当職員研修 (事務研修)	4月12日	Webを活用した オンライン方式	療育手帳交付事務	市町（新任）担当 職員、健康福祉セ ンター職員

### ウ 評価（課題等）・改善

知的障害者の生活相談や支援は主に市町で直接実施している。障害福祉サービスを受けるために療育手帳を利用することが多くなることから、手帳交付申請があった場合には市町が適切な情報の収集と提供を担えるよう、また交付後は被支援者に福祉制度を積極的に情報提供して利用しやすくできるよう、各種助言を行っている。

## 1 医務

### (1) 目的

「医療法」に基づく許可・届出事務及び立入検査を行うことにより、県民に対して良質かつ適切な医療が提供される体制の確保を図る。

### (2) 実績

#### ア 医療法に基づく病院、診療所等の許可・届出事務

事務処理件数

(令和3年度)

	開設 (件)	廃止 (件)	変更 (件)
病院	0	0	49
一般診療所	2	3	14
歯科診療所	1	1	6
助産所	0	0	0

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

	開設 (件)	廃止 (件)	変更 (件)
病院	0	0	25
一般診療所	1	3	9
歯科診療所	0	1	3
助産所	0	0	0

#### イ 病院、診療所等の立入検査

令和3年度における「立入検査の状況調」、「立入検査結果項目別不備数・率調」、「医療従事者不足状況調」は、様式「健康福祉部25」、「健康福祉部26」及び「健康福祉部27」のとおりである。

なお、令和2年度及び令和3年度の立入検査は新型コロナウイルス感染症の影響で、病院は原則書面による検査、診療所及び助産所は新規開設のみの対応とした。

### (3) 評価（課題等）・改善

病院、診療所等の許可・届出事務については、法律に基づき適正に処理した。

令和3年度は、病院に対して4件の指摘を行い改善を図った。

□□□□□□□□

### 立入検査の状況調

区 分	年 度	医療施設数	立入検査 実 施 数	検査率%	指摘施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病 院	令和2年度	8	8(注1)	100.0	3	4	0
	令和3年度	8	8(注2)	100.0	3	4	2
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	8	0	0.0	-	-	-
一般診療所	令和2年度	60	2(注3)	3.3	0	0	0
	令和3年度	56	0(注3)	-	0	0	0
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	56	0	0.0	-	-	-
歯科診療所	令和2年度	33	0(注3)	0.0	0	0	0
	令和3年度	33	1(注3)	3.0	0	0	0
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	32	0	0.0	-	-	-
助産所	令和2年度	1	0	0.0	-	-	-
	令和3年度	1	0	0.0	-	-	-
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	1	0	0.0	-	-	-
計	令和2年度	102	10	9.8	3	4	0
	令和3年度	98	9	9.2	3	4	2
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	97	0	0.0	-	-	-

注1 令和2年度の立入検査は原則書面検査となったため、8件のうち5件は書面検査のみ実施。

注2 令和3年度の立入検査は原則書面検査となったため、8件のうち6件は書面検査のみ実施。

注3 令和2年度、令和3年度の立入検査は新規開設施設のみを対象として実施。



□□□□□□□□

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和2年度			令和3年度			令和4年度 (令和4年10月31日現在)		
	検 査 項目数	不備数	不備率 %	検 査 項目数	不備数	不備率 %	検 査 項目数	不備数	不備率 %
医療従事者	2	2	100.0	1	1	100.0	-	-	-
管 理	-	-	-	3	3	100.0	-	-	-
帳票・記録	2	2	100.0	-	-	-	-	-	-
業務委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防火・防災体制	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

なお、令和2年度及び令和3年度の病院立入検査は新型コロナウイルス感染症の影響により、書面検査の結果、立入検査が必要と判断した項目についてのみ実施した。

□□□□□□□□

医療従事者不足状況調

区 分	年 度		病院数	不 足 病院数	不 足 病院率%	不足病院の状況			
						必要数	現 員	充足率%	不足数
医 師	令和2年度	全県	171	2	1.2	14.43	13.66	94.7	0.77
		管内	8	1	12.5	10.55	10.50	99.5	0.05
	令和3年度	全県	138(170)	2	1.4	14.70	13.71	93.2	0.99
		管内	8	1	12.5	12.02	10.76	89.5	1.26
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	全県	-	-	-	-	-	-	-
		管内	-	-	-	-	-	-	-
看 護 師	令和2年度	全県	171	3	1.8	70	63.3	90.4	6.7
		管内	8	0	0	-	-	-	-
	令和3年度	全県	138(170)	1	0.7	22	20.5	93.2	1.5
		管内	8	0	0	-	-	-	-
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	全県	-	-	-	-	-	-	-
		管内	-	-	-	-	-	-	-
薬 剤 師	令和2年度	全県	171	3	1.8	6	4.3	71.7	1.7
		管内	8	1	12.5	3	2.3	76.7	0.7
	令和3年度	全県	138(170)	1	0.7	2	1.8	90.0	0.2
		管内	8	0	0	-	-	-	-
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	全県	-	-	-	-	-	-	-
		管内	-	-	-	-	-	-	-

□□□□□□

## 診 療 機 関 状 況 調

(令和4年10月31日現在)

区 分		市町別						計	
		下 田 市	東伊豆町	河 津 町	南伊豆町	松 崎 町	西伊豆町		
医療施設数		36	16	12	12	10	11	97	
同 上 内 訳	病院	2	2	2	1	0	1	8	
	同上内訳	一般病院	2	2	1	0	0	1	6
		精神病院	0	0	1	1	0	0	2
	一般診療所	22	8	6	10	5	5	56	
	歯科診療所	11	5	5	2	4	5	32	
	助産所	0	1	0	0	0	0	1	
医 師								98	
歯科医師								39	
保 健 師								48	
助 産 師								6	
看 護 師								516	
准看護師								208	
世 帯 数		9,449	5,527	2,898	3,305	2,607	3,350	27,136	
人 口		19,390	11,076	6,586	7,598	5,686	6,704	57,040	

(注) 1 医療施設数、世帯数及び人口は令和4年10月1日現在(世帯数、人口は「静岡県推計人口台帳人口、世帯数」による)

2 医療従事者は令和2年12月31日現在の数値

□□□□□□

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和4年10月31日現在)

区 分	病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医 師 等 の 数		
		管 内	県	全国
一般病床	476	797.4	577.4	703.9
療養病床	299	500.9	246.3	229.2
精神病床	438	733.8	180.4	257.2
結核病床	0	-	3.0	3.3
感染症病床	4	6.7	1.3	1.5
病院計	1,217	2,038.8	1,008.4	1,195.1
一般診療所一般病床	22	36.9	47.3	62.7
一般診療所療養病床	0	-	1.5	5.5
一般診療所計	22	36.9	48.8	68.2
医 師	98	164.2	219.4	256.6
歯科医師	39	65.3	64.4	82.5
保 健 師	48	80.4	47.5	44.1
助 産 師	6	10.1	26.9	30.1
看 護 師	516	864.5	950.6	1015.4
准看護師	208	348.5	164.5	225.6

(注) 「病床数」は令和2年10月1日現在、「医師等の数」は令和2年12月31日現在の数値である。

## 2 保健医療施策に関する総合調整

### (1) 地域医療協議会

#### ア 目的

賀茂圏域における医療供給体制の整備充実に関する必要な事項を、市町長、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長等関係団体代表者と協議する。

#### イ 実績

令和3年度は1回開催

(令和3年度)

開催日	内 容	出席者数
3月15日 * 書面開催	・保健医療計画に記載する医療機関の追加 ・疾病又は事業ごとの医療連携体制	—

\* 令和4年度は年度内に1回開催予定。

### (2) 地域医療構想調整会議

#### ア 目的

平成26年6月の医療法改正により、都道府県は地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を、医療計画の一部として新たに策定することが規定されたことから、本県においても、平成28年3月に「静岡県地域医療構想」を策定した。

平成28年度からは構想区域（二次保健医療圏）ごとに、医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するため、必要な協議を行うこととしている。

#### イ 実績

(令和3年度)

開催日	内 容	出席人数
6月30日	第1回 ・令和2年度病床機能報告 ・賀茂圏域における今後の医療提供体制の在り方 ・圏域内病院における病床減床（下田メディカルセンター） ・静岡県保健医療計画に掲載する医療機関情報の更新 他	18人
11月24日 * 書面開催	第2回 ・療養病床の転換移行等調査結果 ・2次保健医療計画の中間見直し 他	—

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

開催日	内 容	出席人数
7月14日	第1回 ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針 ・今後の医療体制の在り方について(第2報) 他	18人

\* 年度内に計2回開催予定

#### ウ 評価（課題等）・改善

医療関係者等と連携を図りつつ、地域医療構想の達成を推進するため必要な協議を行った。今後も、医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応や医療提供体制等に係る協議を継続していく。

### (3) 賀茂地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターの設置

#### ア 目的

大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析した上で医療チームを配置調整するなどのコーディネート体制を確立することを目的に、市町担当課、救護病院等の災害医療関係者が顔の見える関係とネットワークを構築する「地域災害医療対策会議」を設置する。

また、地域災害医療対策会議で平時に構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する「災害医療コーディネーター」を設置する。

#### イ 実績

(令和3年度)

開催日	内 容	出席人数
3月17日	賀茂地域災害時透析医療連絡会* ・災害時（新型コロナウイルス感染症の発生を含む）における人工透析治療の維持のため、関係医療機関間の人的支援や所要の医療資材の調達等に係る協力体制の構築に向けた検討・情報共有	6人

\*賀茂地域災害医療対策会議の部会として設置、令和4年度内に1回開催予定

#### ウ 評価（課題等）・改善

賀茂地域の災害対策においては、管内で人工透析医療を受けている患者の治療の継続が課題となっているため、継続的に協議を実施している。令和3年度は、同部会を活用して人工透析治療の継続に向けて、大雨等の被害が比較的限定的な環境下における治療の継続等について検討した。

また、災害関係システム（EMIS、FUJISAN、防災行政無線等）による災害医療コーディネーター活動等の訓練を行い、災害時の医療体制構築を図っている。

なお、令和4年度は国主催の大規模地震時医療活動訓練に参加し、DMATと初の合同訓練を実施した。今後は訓練で明らかになった課題への対応について会議や訓練を通じて協議していく。

### (4) 地域メディカルコントロール協議会

#### ア 目的

メディカルコントロール体制（救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言、事後検証、再教育の体制を整備し、救急活動の質を保障する体制）推進のために、地域メディカルコントロール協議会を設置する。

賀茂地域メディカルコントロール協議会の委員は、賀茂医師会議長、賀茂医師会理事、救命救急センター（順天堂大学医学部附属静岡病院）、二次救急医療機関（管内4か所）の医師（4人）、消防本部消防長（2人）及び保健所長の10人で構成され、保健所が事務局を所掌している。また、作業部会として事後検証会を設置し、救急搬送における問題点を検証している。

イ 実績

(令和3年度)

開催日	内 容	出席人数
3月28日 * 書面開催	賀茂地域メディカルコントロール協議会 ・令和2年年度事業実績について ・血糖値測定のみ実施した場合の救急事後検証二次検証の廃止 ・救急救命士及び救急隊員再教育の病院実習状況報告	—

\* 令和4年度は年度内に1回開催予定

ウ 評価（課題等）・改善

協議会や作業部会（事後検証会）を開催することにより、救急時の対応確認、救急救命士の救命技術の向上につながっている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により未開催であるが、今後1回の開催を予定している。

(5) 保健医療統計

保健事業の推進のため、人口動態調査、医療施設動態調査等、各種統計の取りまとめを行っている。

(衛生統計業務一覧表)

名 称	内 容	報告回数	R 3	R 4
人口動態調査	出生・婚姻・離婚・死亡・死産の状況	月報	○	○
医療施設動態調査	施設の開設、廃止、変更、休止等の状況	月報	○	○
病院報告(患者票)	病院の入退院患者、外来患者の状況	月報	○	○
病院報告(従事者票)	病院の従事者の状況	年報	○	○
地域保健・健康増進事業報告	母子保健、健康増進、衛生教育、予防接種等地域保健・健康増進事業の実施状況	年度報	○	○
衛生行政報告例	衛生関係行政の業務内容	年度報	○	○
医師・歯科医師・薬剤師調査	住所、氏名、性別、生年月日、登録番号、従事業務、診療科名等	隔年	—	○
看護職員等業務従事者調査	住所、氏名、性別、生年月日、登録番号、従事医療機関名等	隔年	—	○
医療施設静態調査	開設者、診療科目、設備、従事者数、勤務状況、許可病床数等	3年毎	—	—
患者調査	疾病状況、診療科名、入院外来等の別、入院期間、診療費の支払方法等	3年毎	—	—
受療行動調査	受療の状況、医療に対する満足度等	3年毎	—	—

(6) 地域保健・福祉関係者教育事業

ア 目的

地域保健福祉業務を初めて担当する職員が、賀茂圏域の健康・福祉の課題や担当業務の意義を理解することにより、円滑かつ効果的な業務遂行を図る一助とする。また、他の所属の職員と交流することにより、業務のやりがいの向上と職場の地域への定着につなげる。

イ 実績

(令和3年度)

開催日・場所	内 容	参加者
令和3年11月18日 下田総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の機能について</li> <li>・賀茂地区の健康課題について</li> <li>・グループワーク</li> </ul>	13人

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

開催日・場所	内 容	参加者
令和4年7月27日 下田総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の機能について</li> <li>・賀茂地区の健康課題について</li> <li>・サイコロトーク</li> </ul>	9人

ウ 評価（課題等）・改善

令和3年度から成人保健・高齢者福祉の内容に加え、感染症や児童虐待等の内容を取り入れたことで、賀茂圏域の幅広い健康課題を学ぶことができ、新任期職員の資質向上につながっている。令和5年度以降は4月～7月に開催予定。

### 3 免許関係業務

#### (1) 目的

医師、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、保健師、助産師、看護師、准看護師の免許関係事務（受付、進達等）を行う。

#### (2) 実績

免許申請受付件数

免許種類	令和3年度				令和4年度 (令和4年10月31日現在)			
	新規	書換	再交付	抹消	新規	書換	再交付	抹消
医師	0	2	1	0	0	1	0	0
歯科医師	0	0	0	0	0	0	0	0
診療放射線技師	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	0	0	0	2	0	0	0
衛生臨床検査技師	—	0	0	0	—	0	0	0
理学療法士	8	1	0	0	0	0	0	0
作業療法士	4	0	0	0	0	0	0	0
視能訓練士	0	0	0	0	0	0	0	0
保健師	1	2	0	0	1	1	0	0
助産師	0	0	0	0	0	0	0	0
看護師	30	9	0	0	4	6	1	0
准看護師	静岡県分	5	0	0	0	0	0	0
	他都道府県分	1	1	1	0	0	0	0
計	49	15	2	0	7	8	1	0

#### (3) 評価（課題等）・改善

免許に係る受付マニュアルを整備し、課員が誰でも対応できるようにするとともに、事務手続基準に基づき、正確かつ迅速な対応を心がけて実施している。



## 4 感染症・疾病対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「予防接種法」等の法律や各種要綱等に基づき行われ、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、結核、後天性免疫不全症候群（エイズ）等の感染症について、発生予防対策・蔓延防止対策を講じている。

疾病対策は、難病患者の在宅療養支援や、原爆被爆者の健康管理などを通じて、疾病に苦しむ患者等の生活の質の向上を目指した施策を中心に進めている。

### (1) 感染症対策業務

#### ア 目的

法令、通知及び要綱に基づき感染症の発生動向等の情報収集を行い、これらの情報を社会福祉施設、医療関係、行政機関、消防、教育機関へ還元することによって予防啓発を行うとともに、感染症患者発生時においては、個人情報の保護をはじめ人権に配慮しつつ、迅速に調査及び措置を講じ、二次感染等感染拡大の防止を図る。

#### イ 実績

##### (ア) 感染症発生動向調査事業

感染症法及び感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、全数把握対象疾病と定点医療機関から把握した対象疾病の情報を、管内医療機関・市町保健担当課・教育委員会・消防組合等に提供し、感染症の予防啓発に努めている。

##### (イ) 感染症発生対応

行政対応を行う必要のある感染症発生時には、感染症法及び「積極的疫学調査の実施等について」(平成 11 年 3 月 30 日付け健医感発第 47 号厚生省保健医療局結核感染症課長通知)等諸通知に基づき必要な調査を行うとともに、感染の拡大防止策を講じた。

なお、社会福祉施設等での感染性胃腸炎の集団発生等に備え、当所の対応マニュアルを定期的に改訂している。

##### (ウ) 賀茂地区感染管理連絡会

平成 27 年度及び平成 28 年度に、インフルエンザの院内感染による死亡事例の報告があったことを受け、ICD（感染管理医師）や ICN（感染管理看護師）等の専門職員の確保が難しい病院においても感染対策の質の向上を図ることを目的として、平成 29 年度から管内全病院の看護師等を対象に連絡会を開催している。

(令和 3 年度)

開催日・場所	内 容	参加者
5 月 21 日 下田総合庁舎	・ 静岡県の新型コロナウイルス感染者の状況等情報提供 ・ 院内研修の実施について情報交換 ・ クラスタ発生時の机上演習	管内 6 病院 7 人
10 月 21 日 下田総合庁舎	・ 新型コロナウイルス感染者の状況等情報提供 ・ 結核発生時の対応について	管内 3 病院 5 人
令和 4 年 1 月 19 日 下田総合庁舎	・ 新型コロナウイルス感染者の状況等情報提供 ・ 面会等の実施にあたっての留意点	管内 6 病院 8 人

3月17日 下田総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県の新型コロナウイルス感染者の状況等情報提供</li> <li>・クラスター対応について</li> <li>・感染管理認定看護師教育課程修了者の報告</li> </ul>	管内7病院 9人
-----------------	---	-------------

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

開催日・場所	内 容	参加者
5月27日 下田総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県の新型コロナウイルス感染者の状況等情報提供</li> <li>・院内結核マニュアルの更新について</li> <li>・地域DOTSから院内DOTSへの連携方法について</li> </ul>	管内6病院 11人
10月27日 下田総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県の新型コロナウイルス感染者の状況等情報提供</li> <li>・第7波の振り返り</li> </ul>	管内6病院 10人

(エ) 普及啓発

(令和3年度)

名 称	実施日	参加人数	内 容
クラスター対応研修会	6月17日	93人	講話「介護老人保健施設で集団発生した新型コロナウイルス感染症への対応経験」 対象：管内病院職員、管内介護老人保健施設職員等
クラスター対応研修会 (上映会)	7月5日	21人	
	7月6日	12人	
	7月8日	25人	
感染症対応研修会	11月15日	20人	講話「新型コロナウイルス感染症対策について」 対象：介護・福祉施設等の職員
	11月22日	15人	
	11月29日	15人	
感染症対応研修会	11月15日	14人	講話「新型コロナウイルス感染症対策について」 対象：保育園等、乳幼児施設職員

\*令和4年度は、12月に①乳幼児施設及び②高齢者施設を対象に、新型コロナウイルス感染症対応研修会をハイブリッド形式で実施予定。

ウ 評価（課題等）・改善

新型コロナウイルス感染症対応では、他部署や所内の応援を受け、患者等のプライバシーに配慮しながら迅速に対応した。

また、管内には中小病院が多く、感染管理認定看護師等の専門職員の確保や養成が困難な状況である。感染管理連絡会を通して各病院の対応を共有し、保健所から管内の状況や情報を発信することは管内病院の感染対策の資質向上に有用であり、底上げにもつながることから、継続して実施し、管内病院の感染症対策の向上を図っていく。

また、高齢者施設と乳幼児施設職員を対象とした研修会は、感染症発生時に的確に対応できるよう今後も引き続き開催する。

□□□□□□□□

## 感 染 症 患 者 発 生 状 況 調

(令和3年度)

(単位：人)

分類・疾病名		市 町						計	2 年 同 期	元 年 同 期
		下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町			
一類	(該当なし)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二類	結核	3	2	2	1	1	1	10	4	3
三類	腸管出血性大腸菌感染症	2	0	0	0	0	0	2	0	0
四類	レジオネラ症	0	0	0	1	0	0	1	6	3
	A型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日本紅斑熱	0	0	0	0	0	0	0	1	0
五類 (全数把握分)	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	/	/	/	0	0	1
	風しん	/	/	/	/	/	/	0	0	1
	梅毒	/	/	/	/	/	/	2	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌	/	/	/	/	/	/	1	3	0
計		/	/	/	/	/	/	16	14	9
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/	/	/	/	/	/	0	0	419
	感染性胃腸炎	/	/	/	/	/	/	185	130	465
新型インフルエ ンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	493	153	92	84	76	150	1,048	62	/

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

(単位：人)

分類・疾病名		市 町						計	3年 同期	2年 同期
		下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町			
一類	(該当なし)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二類	結核	1	3	0	0	1	1	6	7	2
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	0	0	1	1	2	0
四類	レジオネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	日本紅斑熱	0	0	1	0	0	0	1	0	1
五類 (全数把握分)	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	/	/	/	1	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌	/	/	/	/	/	/	0	1	0
	梅毒	/	/	/	/	/	/	1	1	0
	アメーバ赤痢	/	/	/	/	/	/	1	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	/	/	/	/	/	/	1	0	0
計		/	/	/	/	/	/	12	11	9
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/	/	/	/	/	/	0	0	0
	感染性胃腸炎	/	/	/	/	/	/	68	69	85
新型インフルエンザ等感染症※	新型コロナウイルス感染症	1,835 16	697 15	449 8	529 23	344 8	458 7	4,312 77	246	13

※上段は9月26日公表分まで。

下段は発生届限定化以降届出対象者の人数（9月27日～11月3日）。

## (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対策

### ア 目的

関係市町や医療機関と連携しながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止と高齢者等重症化リスクが高い患者への確実な医療提供を図る。

### イ 実績

#### (ア) 新型コロナウイルス感染症に係る管内の関係機関との会議

新型コロナウイルス感染症に係る課題と対応について、管内市町や医療機関等との会議において情報共有を図るとともに協議を行った。

(令和3年度)

日 付	会議名	出席者	概 要
5月19日	今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制整備に係る会議	賀茂医師会長、管内医療機関の長、管内市町関係課長等	インフルエンザ流行に備えた医療体制、福祉施設や精神医療機関におけるクラスター発生時の対応想定等について、情報共有、協議

5月31日	賀茂地域新型コロナウイルス感染症対策情報連絡会	管内市町長、賀茂地域局長、賀茂健康福祉センター所長、賀茂保健所長等	感染状況や感染防止対策を踏まえたとの情報共有、意見交換
7月13日	第28回賀茂地域広域連携会議	管内市町長、県関係所属長、賀茂地域局長等	64歳以下のワクチン接種率を高めるための方策について、情報共有、協議
7月30日	賀茂圏域新型コロナウイルス感染症クラスター発生に係る連絡会議	賀茂医師会長、管内医療機関の長、FICT、下田市担当課、県担当課等	クラスター事案発生を受け、管内での入院等を促すための情報共有、協議
10月20日	新型コロナウイルス感染症対策に関する市町との調整会議	管内関係課長等	自宅療養者に対する生活支援に係る協力を求めるための情報共有、協議
10月28日	第29回賀茂地域広域連携会議	管内市町長、県関係所属長、賀茂地域局長等	賀茂地域における感染状況や対策に係る情報共有、協議
10月29日	新型コロナウイルス感染症に係る賀茂地域の保健・医療提供体制の整備に係る会議	賀茂医師会長、管内関係医療機関の長、管内市町関係課長等	第6波の到来に備えた管内の医療提供体制整備のための情報共有、協議
3月15日	第30回賀茂地域広域連携会議	管内市町長、県関係所属長、賀茂地域局長等	賀茂地域における感染状況や対策に係る情報共有（クラスター情報等）、協議

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

日付	会議名	出席者	概要
6月10日	新型コロナウイルス感染症に係る賀茂地域の今後の病症確保等に関する会議	賀茂医師会長、管内医療機関の長等	急性期以降の患者受入れ病院の選定及び病床フェーズ1相当移行時の圏域内病床数について情報共有、協議
11月18日 (予定)	賀茂地域新型コロナウイルス感染症に係る連絡調整会議	賀茂医師会長、管内医療機関の長、管内関係課長等	新型コロナ・インフル同時流行に備えた地域医療体制に係る情報共有、協議

(イ) 検査体制

保健所が実施する行政検査の他、感染拡大傾向時の一般検査を管内15の薬局等において無料で実施している。

また、一部医療機関では、国の助成制度を利用して短時間で検査結果の得られる抗原（定量）検査機器を導入し、感染の疑いが強い患者を中心に検査を実施している。

なお、発熱等の症状のある患者を診療する機関として、管内24の発熱等診療医療機関が県知事により指定されている。

#### (ウ) 患者搬送の体制

賀茂方面本部と連携して、搬送が必要な患者のうち軽症者を搬送するための体制を整備している。

令和2年度に、管内の下田消防本部及び駿東伊豆消防本部と県との間で搬送に係る協定を締結し、これに基づき、酸素吸入等の医療が必要な重傷者の搬送を依頼している。また、県が有する搬送手段では搬送が困難な患者について、民間の介護タクシーと契約して搬送を依頼している（令和4年10月31日現在 搬送実績71件、うち県と消防との協定に基づく搬送22件、ケアタクシーによる搬送31件）。

#### (エ) 福祉施設、医療機関における患者発生状況と対応

令和4年度は福祉・高齢者施設で13件、医療機関で4件のクラスターが発生した。感染拡大時には管内医療機関の非常に限られた受入病床を有効に活用することが課題である。福祉施設や精神科等医療機関の利用者・患者については、その施設等が実質的な生活の場になっていることなどから、陽性判明後も施設医等と連携し、原則として施設等での療養を継続している。

保健所としては、感染拡大防止に関する助言や資材の提供等を行うとともに、FICT（ふじのくに感染症専門医協働チーム）に依頼し、ゾーニングやトリアージ実施等の支援を受けられるようにしている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

管内の関係機関等と新型コロナウイルス感染症の感染状況等に係る情報を共有するとともに、圏域内の医療体制の整備に係る課題を踏まえ、その対応について協議することで、関係機関が共通理解のもと、協力体制を築いている。

今後も、国の方針や管内の患者発生状況等に応じて、関係者による適時な情報共有、対策の検討などにより、管内の医療体制の迅速な整備に努めていく。

また、発生届の限定化、療養者支援センターの整備等により、保健所は重症化リスクが高い患者への対応を中心に実施しているが、賀茂地域は高齢化率が高く、受入病床が限られているため、一人一人の感染予防対策の徹底、重症化リスクに応じた外来受診・療養の呼びかけ等、住民周知についても市町と連携して実施していく。

(3) 結核予防業務

ア 目的

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、適正医療の実施及び治療完遂を図り、結核のまん延防止に努める。

イ 実績

(ア) 患者登録

結核患者登録者数調

(令和3年12月末現在 単位：人)

区分 市町	総 数	活動性結核								不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	潜 在 性 結 核 感 染 症 (別掲)
		総 数	肺結核活動性						肺 外 結 核			
			総 数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時 その他 菌陽性	登録時 菌陰性 その他				
				総 数	初回 治療	再 治療						
下田市	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河津町	3	3	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0
南伊豆町	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	2	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	7	5	4	4	0	1	0	2	1	0	1

結核患者数の推移 (賀茂保健所管内)

(令和4年10月31日現在) (単位：人)

年次	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
新登録患者数	7	6	2	7	7	9
年末現在登録者数	11	14	8	5	8	—

(イ) 患者支援

結核のまん延防止及び結核患者の治療完遂を目指し、DOTS (直接服薬確認を含む患者支援方法) による患者支援を実施した。また、コホート検討会 (治療成績及び服薬支援の評価等) を開催し、結核患者の治療や服薬支援について評価を行った。

(令和3年度)

事業名	内 容
患者や家族等への保健指導	家庭訪問・病院訪問 延べ42人 来所相談・電話相談 延べ29人
定期病状調査	5件
接触者健康診断	延べ12人(胸部レントゲン検査2人・T-SPOT10人)
DOTS カンファレンス	月1回 県立総合病院にて実施
コホート検討会	令和4年1月13日(木) 出席者：感染症診査協議会委員6人、保健所職員4人

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

事業名	内容
患者や家族等への保健指導	家庭訪問・病院訪問 延べ8人 来所相談・電話相談 延べ35人
定期病状調査	5件
接触者健康診断	延べ4人(胸部レントゲン検査0人・T-SPOT4人)
DOTSカンファレンス	月1回 県立総合病院にて実施
コホート検討会	令和5年1月12日、2月16日に開催予定

(ウ) 適正医療の推進

		令和3年度 13回開催		令和4年度 (10月31日まで) 8回開催	
		諮問 (件)	承認 (件)	諮問 (件)	承認 (件)
結核	本入院(第20条第1項)	4	4	3	3
	入院の延長(第20条第4項)	4	4	1	1
	医療費公費負担(第37条の2)	10	10	7	7

(注1) 人数は実人員である。

(注2) 入院の延長及び医療費公費負担には、前年度からの継続分を含む。

ウ 評価(課題等)・改善

賀茂地域では高齢の結核患者が多く、結核治療中に他疾患で入院する患者もみられる。このため、令和4年度は医療機関と連携して服薬継続のための連絡票を作成し、結核の治療経過を共有できるようにした。また、蔓延防止の観点からも早期発見が重要であるため、年1回の健診受診や有症状時の早期受診について引き続き啓発するとともに、高齢者に関わるヘルパー等支援者への啓発や意識付けを行っていく。

(4) エイズ予防業務

ア 目的

HIV検査により感染者や患者を早期発見し、エイズのまん延防止を図る。来所や電話による相談窓口を設けることによって、感染のおそれがある者やHIV感染者、エイズ患者の不安を傾聴し、必要な情報を提供する。

また、若年層を対象とした健康講座の実施や関係機関との連携等により、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図る。



イ 実績

(ア) エイズ相談・検査

□□□□□□□

エイズ相談等実施状況調

区 分	相談件数(人)			検査受付件数(人)		
	男	女	計	男	女	計
令和2年度	9	0	9	9	4	13
令和3年度	7	0	7	7	4	11
令和4年度(10月31日現在)	1	0	1	8	3	11

(イ) エイズ予防啓発事業実施状況

(令和3年度)

名 称	実施日	内 容	参加等の状況
HIV検査普及週間キャンペーン	6月1日 ～6月16日	テロップ放送 (管内ケーブルテレビ4局)	—
思春期講座 (福祉課と共催)	9月17日	内容：「性感染症とエイズの実態」、 ゲーム「水の交換」、「こんなときどうする？(コンドームネゴシエーション)」、「生と性」	下田高校2年生 180人
	10月8日		伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校生徒 16人
	10月27日		下田高校(定時制) 生徒 22人
	11月26日	講師：賀茂健康福祉センター保健師	下田高校1年生 186人
世界エイズデーキャンペーン	11月19日 ～12月24日	下田総合庁舎1階展示	—
	11月26日 ～12月10日	テロップ放送 管内ケーブルテレビ4局	—
	11月28日	伊豆新聞「健康福祉便」掲載	—

(令和4年10月31日現在)

名 称	実施日	内 容	参加等の状況
HIV検査普及週間キャンペーン	6月1日～ 6月15日	下田自動車学校でのキャンペーン 啓発物配架、ポスター掲示	啓発物 60部配架
		テロップ放送 (管内ケーブルテレビ4局)	—
	6月2日	マックスバリュース松崎店での街頭 キャンペーン(健康増進課と共催)	啓発物 160部配布

思春期講座 (福祉課と共催)	7月15日	内容：「生と性」 デモンストレーション「こんなときどうする？」 「性感染症の予防について」 ゲーム「水の交換」(動画) 講師：賀茂健康福祉センター保健師	松崎高校1年生57人
-------------------	-------	--	------------

ウ 評価（課題等）・改善

(ア) エイズ相談・検査

今後も検査が必要な人が適切に受検できるよう、検査日程の検討・調整や市町広報紙への検査日程の掲載、街頭キャンペーンなど効果的な周知・啓発を行っていく必要がある。

(イ) エイズ予防啓発

新型コロナウイルス感染症の影響により、限られた方法での啓発活動となっているが、今後は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて啓発の方法を工夫して実施する。

また、高校生への啓発を目的とした思春期講座についても、生徒により伝わりやすい方法を学校と検討しながら実施していく。

(5) 肝炎対策業務

ア 目的

肝炎に関する相談・検査を行うことにより、ウイルス性肝炎感染者の早期発見に努めるとともに、感染拡大を防止する。また、医療費助成事業により、治療を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減することで治療の機会を確保し、肝硬変、肝がん等への進行を予防する。

イ 実績

(ア) 肝炎相談

区 分	相談件数(人)		
	男	女	計
令和3年度	1	1	2
令和4年度(10月31日現在)	0	1	1

(イ) 肝炎検査

区 分	HCV抗体検査件数(人)			HBs抗原検査件数(人)		
	男	女	計	男	女	計
令和3年度	9	4	13	8	4	12
令和4年度(10月31日現在)	9	3	12	8	3	11

## (ウ) 肝炎治療特別促進事業（医療費助成）申請数

区 分	インターフェロン	インターフェロンフリー		核酸アナログ製剤		計
		新規	再治療	新規	更新	
令和3年度	0	9	0	3	56	68
令和4年度 (10月31日現在)	0	10	0	0	25	35

## (エ) 肝炎ウイルス陽性者等重症化予防事業

区 分	陽性者フォロー アップ件数	うち検査費用助成件数	
		初回精密検査	定期検査
令和3年度	3	1	2
令和4年度 (10月31日現在)	3	1	2

## (オ) 肝炎普及啓発事業

(令和3年度)

名 称	実施日	内 容	参加状況
肝炎週間に係るキャンペーン事業	7月25日	伊豆新聞コラム「日曜健康福祉便」7月分	—

(令和4年10月31日現在)

名 称	実施日	内 容	参加状況
肝炎デーに係る啓発	7月24日	伊豆新聞コラム「日曜健康福祉便」7月分	—
	7月25日 ～7月31日	テロップ放送 (管内ケーブルテレビ4局)	—
肝炎講演会・ 相談交流会	10月22日	○肝炎講演会 内容：「肝炎治療の必要性と日常生活を送るうえでの注意点」、「肝炎患者における食事の注意点・家庭内で実践できる食事の工夫」 講師：順天堂大学医学部附属静岡病院 医師、管理栄養士 ○相談交流会 場所：下田総合庁舎	患者・家族10名

## ウ 評価（課題等）・改善

令和4年度は、2年ぶりに講演会・相談交流会を実施し、患者・家族に学習と交流の場を提供することができた。来年度も感染状況に応じた周知や啓発について検討しながら実施していく。

(6) 予防接種業務

ア 目的

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、市町が行っている予防接種事業に対し、法令の改正時等必要に応じて、指導、助言及び情報提供を行う。

イ 実績

- ・ 予防接種法施行令に基づく実施報告を毎年度取りまとめている。随時、管内市町及び医師会非加入医療機関に対して国通知等の配布や情報提供を実施している。
- ・ 予防接種による健康被害の発生があった場合に、市町が設置する予防接種健康被害調査委員会に保健所長が委員として参加している。

ウ 評価（課題等）・改善

賀茂地域には小児科医が少ないこともあり、集団接種を原則とする体制がとられていたが、少子化の進行と、乳児期の予防接種の種類が増加等に伴い、集団接種では接種スケジュールの管理等が困難な状況が生じていた。予防接種事業の実施主体は市町であるが、平成 29 年度に当所が調整役となって医師会担当理事との協議の場を設け、賀茂医師会の同意を得ることができたため、平成 30 年度から乳幼児期の予防接種の一部について、個別接種化の拡大を図った。今後も賀茂地域の特性に配慮しつつ、安全かつ円滑な実施について市町への支援を継続していく。

(7) 難病対策業務

ア 目的

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、原因が不明で治療方法の確立していない難病患者に対し、治療促進と医療費の負担軽減を図るとともに、在宅難病患者とその家族に対して安定した療養生活及び生活の質の向上を図るための支援を行う。

また、災害時に要援護者に対して迅速に支援ができるよう、患者リストを整備する。

イ 実績

(ア) 難病医療費助成制度

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、治療費の公費負担（医療給付）に係る事務を実施している。対象となる疾患は、国指定難病 338 疾患、特定疾患国指定 4 疾患及び県指定 2 疾患である。（令和 3 年 11 月 1 日現在）

なお、本助成制度の受給者証は、有効期間が原則 1 年となっており、例年 5 月上旬から 7 月上旬にかけて保健所で更新申請を受け付けている。

(イ) 難病患者地域支援対策推進事業

事業名等	令和 3 年度	令和 4 年度（10 月 31 日現在）
在宅療養支援計画策定・評価事業	1 回開催(自宅でのケース会議) ・皮膚筋炎/多発性筋炎	今後実施予定

	訪問相談	延べ34人	延べ23人
訪問相談事業	訪問看護師等育成研修会	保健所の難病支援に関する情報提供 対象：ケアマネジャー研修会参加者 実施日：12月14日 会場：南伊豆町健康福祉センター	年度内に事例検討会を実施予定
訪問指導(診療)事業	訪問リハビリ1回		今後実施予定

(ウ) 難病対策地域協議会（訪問看護師等育成研修会と併せて実施）

令和元年度以降実績なし。

(エ) 難病患者災害時要援護者リストの整備

人工呼吸器装着患者のようなライフラインに生命維持を依存している者など、災害時支援が必要と思われる者を対象に、家庭訪問等により詳細な状況を把握し、難病患者災害時要援護者リストを整備している。台風等被害が想定される場合は、事前に非常用電源や酸素ボンベ等の備えなどに関する注意喚起を行うとともに、メールや電話等により安否確認を行っている。

ウ 評価（課題等）・改善

(ア) 難病医療費助成制度

申請者が手続を円滑に進められるよう窓口における丁寧な説明に努めており、今後も継続していく必要がある。

(イ) 難病患者地域支援対策推進事業

管内には専門医や専門職が少ないため、専門職による相談会や訪問指導の果たす役割は大きいですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での相談や訪問が十分にできていない現状がある。今後は感染状況を鑑み、患者・家族の交流会、関係者の資質向上や相互理解を目的とした研修会、情報交換会等の場を提供していく。

(ウ) 難病対策地域協議会

難病患者や家族に対する個別支援や集団支援から得られた療養の課題を地域の課題として集約し、関連事業や会議等を活用して検討していく。

今後は、「災害時や緊急時の支援体制」等をテーマに、関係者と検討を行っていく。

(エ) 難病患者災害時要援護者リストの整備

難病患者災害時要援護者リスト掲載者に「緊急医療手帳」を配布し、活用している。

また、市町担当者や関係者と共通認識を図るため、在宅療養支援計画策定・評価事業やケース検討会等の中で、災害時個別支援計画の策定に努める。

□□□□□□□□

特定医療費等受給者調

(令和3年度末現在)

市町名	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	計	令和2年度末計	令和元年度末計
疾患群									
血液疾患	3	2	2	0	0	1	8	7	9
免疫疾患	24	16	13	8	7	7	75	77	67
呼吸器疾患	8	4	2	2	1	2	19	21	16
循環器疾患	4	0	3	0	0	1	8	9	9
消化器疾患	15	9	6	11	9	8	58	62	60
骨・関節疾患	12	10	3	6	3	4	38	41	35
染色体異常疾患	0	1	0	0	0	0	1	1	1
皮膚疾患	10	5	1	1	0	2	19	22	24
腎・泌尿器疾患	4	3	1	0	0	2	10	12	10
免疫・皮膚系疾患	1	1	1	1	1	0	5	5	4
内分泌疾患	1	5	2	1	3	1	13	12	12
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	0	1	4	3	2	2	12	13	11
神経・筋疾患	50	35	20	21	16	19	161	162	154
代謝異常疾患	0	2	1	0	0	0	3	4	4
合計	132	94	59	54	42	49	430	448	416

□□□□□□□□

特定医療費等受給者調

(令和4年10月31日現在)

市町名	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	計	令和3年度末計	令和2年度末計
疾患群									
血液疾患	2	2	4	0	0	1	9	8	7
免疫疾患	20	15	10	9	7	7	68	75	77
呼吸器疾患	8	4	1	2	2	2	19	19	21
循環器疾患	4	0	2	0	0	1	7	8	9
消化器疾患	15	7	5	9	5	6	47	58	62
骨・関節疾患	11	10	5	6	1	2	35	38	41
染色体異常疾患	0	1	0	0	0	0	1	1	1
皮膚疾患	10	4	1	1	0	1	17	19	22
腎・泌尿器疾患	3	2	1	0	0	2	8	10	12
免疫・皮膚系疾患	1	0	0	1	1	0	3	5	5
内分泌疾患	1	4	3	1	4	1	14	13	12
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	0	1	4	3	2	2	12	12	13
神経・筋疾患	40	29	20	17	13	21	140	161	162
代謝異常疾患	0	3	2	0	0	0	5	3	4
合計	115	82	58	49	35	46	385	430	448

(8) 原子爆弾被爆者援護業務

ア 目的

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、高齢化している被爆者に対する総合的な援護対策を講じ、放射線に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る。

イ 実績

原子爆弾被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者及び被爆者二世を対象に希

望者を募り、委託医療機関の協力を得て、年2回の定期健康診断及び年1回のがん検診を実施している。

また、法令に基づく各種手当及び医療費給付事務及び一般疾病医療機関の指定などの事務を行っている。

(ア) 手当等受給者数

	被爆者健康 手帳保持者 (うち原爆症認定者)	被爆者2世	第1種健康診 断受診者証 保持者	第2種健康診 断受診者証 保持者	計
令和3年度	11 (1)	9	1	0	21
令和4年度 (10月31日現在)	10 (1)	9	1	0	20

(イ) 手当等受給状況

	医療特別 手当	特別 手当	保健 手当	健康管理 手当	家族 介護手当	介護 手当	葬祭料
令和3年度	1	0	1	9	0	2	2
令和4年度 (10月31日現在)	1	0	1	8	0	2	1

(ウ) 健康診断実施状況

	令和3年度		令和4年度(10月31日現在)	
	定期第1回及び希 望によるがん検診	定期第2回及び希 望によるがん検診	定期第1回及び希 望によるがん検診	定期第2回及び希 望によるがん検診
一般健診	9 (5)	6 (4)	9 (5)	4 (1)
がん検診	8 (5)	4 (3)	6 (5)	2 (0)
交通手当支給	2	2	1	0

※ ( ) は被爆者二世の内数

ウ 評価(課題等)・改善

被爆者の高齢化に伴い、各種手当の更新申請等については、窓口における丁寧な説明や申請書作成の支援が一層必要となっている。

(9) 骨髄移植推進事業

ア 目的

白血病などの難治性血液疾患の治療向上のため、骨髄バンク事業の普及啓発を図るとともに、ドナーへの登録を推進する。

イ 実績

骨髄提供希望者登録窓口を設置するとともに、当所ホームページへの掲載、管内市町でのドナー登録会の開催等により、ドナーの増加に向けて骨髄バンクに関する知識の普及啓発を行った。

年 度	登録者数
令和3年度	9
令和4年度 (10月31日現在)	0

ウ 評価（課題等）・改善

令和3年度は下田市の協力を得て、市職員等を対象としたドナー登録会の開催により登録者の増加につながった。令和4年度は南伊豆町職員を対象に実施予定である。今後にも新たな対象者の協力を得るため、近年ドナー登録会を実施していない管内市町に働きかけをし、ターゲットを絞った効果的な普及啓発を実施していく。



## 1 健康寿命延伸を目指す健康づくり

### (1) 賀茂地域住民の健康寿命延伸と生活の質の向上に向けた取組

#### ア 目的

賀茂地域は、人口減少や高齢化の進展が著しく、今後も医療費及び介護費用が増加し、住民の費用負担の増加と市町財政の圧迫が懸念される。医療、福祉等の社会資源も限られた地域であるため、行政と民間が一体となって取り組むことで、住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す。

#### イ 実績

取組を推進する仕組みとして、平成30年2月19日に「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定書」を締結し、賀茂地域1市5町、賀茂医師会、賀茂歯科医師会、賀茂薬剤師会及び県による任意の賀茂地域健康寿命延伸等協議会（以下「協議会」）を設置した。協議会では、賀茂地域における喫緊の課題である生活習慣病予防対策や健診受診率向上に向けて必要な事業の検討等を行い、下部組織である賀茂地域健康寿命延伸等運営連絡会（以下「運営連絡会」）では、事業計画や取組内容について検討し、事業を実施した。

#### (ア) 賀茂地域健康寿命延伸等協議会及び運営連絡会等の開催状況 (令和3年度)

月 日	会 議 名	主な内容
6月4日	第13回 運営連絡会	令和2年度取組の報告と令和3年度の取組状況 新型コロナウイルス感染症防止対策
6月23日	第10回 協議会	
12月13日	第14回 運営連絡会（書面協議）	企業・団体と連携した取組等の報告
3月4日	第15回 運営連絡会（WEB）	令和3年度取組の報告 令和4年度の計画等

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

月 日	会 議 名	主な内容
6月30日	第16回 運営連絡会（書面協議）	令和4年度の取組状況の報告

#### (イ) 主な取組内容

##### a 特定健診受診率向上対策

かかりつけ医療機関及び薬局からの受診勧奨、診療における検査データの活用事業等、1市5町共通の取組について協議し、関係機関との調整等の支援を行った。

(令和3年度)

実施日等	実施内容	参加者等
5月	事業所訪問（事業主健診結果の活用、健康経営等）	管内11事業所

7月	かかりつけ医等からの受診勧奨チラシの作成、配架	管内 108 医療機関
7～8月	生命保険会社による受診勧奨チラシの配布調整 (健康づくりに関する連携協定の活用)	東伊豆町、南伊豆町
10月	事業所訪問 (事業主健診結果の活用等)	管内 4 事業所
1月	未受診者対応の検討、未受診者向けアンケートの発出	下田市
2月7日	市町特定健診担当者会議	市町担当者
3月18日	次年度計画打ち合わせ	市町担当者
通年	健診時等の健康機器の貸出調整 (健康づくりに関する連携協定の活用)	—

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

実施日等	実施内容	参加者等
4月	かかりつけ医等からの受診勧奨チラシの作成、配架	管内 107 医療機関
8月26日 9月27日 10月6日	診療における検査データの活用事業の見直しに向けた提言	医師会、市町等
通年	事業所訪問 (事業主健診結果の活用等)	管内 4 事業所

b 糖尿病等重症化予防の共同実施 ((3) 重症化予防対策の推進を参照)

c がん検診のあり方検討

担当者会議等で各がん検診の受診率向上や精度管理についての検討を行った。

なお、賀茂医師会に検診車が整備されたため、賀茂地域のがん検診の体制整備に係る協議は令和3年度で終了とした。

(令和3年度)

実施日等	実施内容	参加者等
1月31日	がん検診担当者会議 (精度管理等)	市町担当者
3月7日	がん検診に係る会議 (精度管理等)	賀茂医師会、市町担当者

d 高血圧者へのアプローチ

地域の健康課題である高血圧対策について、賀茂医師会、賀茂薬剤師会と連携し、課題を抽出した上で、ハイリスクアプローチやポピュレーションアプローチの方向性について検討した。

(令和3年度)

実施日等	内 容	参加者等
5月	高血圧広報啓発番組の制作及び広報・配信 「たった今から始める高血圧の予防と対策」	静岡社会健康医学大 学院大学教授
1月31日	高血圧症対策担当者会議 (ポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプ ローチの進め方等)	静岡社会健康医学大 学院大学教授、大阪大 学大学院生、市町職員
2月15日	高血圧者へのアプローチに係る検討会	賀茂医師会、賀茂薬剤 師会、静岡社会健康医 学大学院大学教授、市 町職員
1～3月	無料で測れる血圧計設置場所の再調査	—
通年	減塩ポップ・減塩レシピの作成と配架 血圧計設置場所74か所、スーパー等4店舗	—

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

実施日等	内 容	参加者等
4月	血圧計設置場所マップの更新	—
通年	減塩ポップ・減塩レシピの配架場所の拡充	—

## e 食の環境整備

高血圧症有病者が多く、塩分摂取量過多な地域であることから、望ましい食生活を実践できる食環境づくりを推進するため、学校、中食・外食業者、サロン・居場所等、様々な対象に合わせた取組を行った。

(令和3年度)

月 日	実施内容	参加者
5月～10月	学校給食へのヒアリングの実施 (減塩への取組、目標達成状況の確認)	学校栄養職員または栄 養教諭等、市町栄養士
6月～3月	中食・外食業者を対象に健康に配慮したメニューに 関するアンケートの実施	—
10月28日	第3回学校給食研修会(減塩の工夫について情報交 換)	校長、学校栄養職員ま たは栄養教諭等
2月	高齢者の通いの場における栄養士の介入に関する調 査の実施	市町健康づくり・高齢 者福祉担当課
2月21日	食育指導者研修会(給食施設での減塩の工夫につい て情報交換)	学校栄養職員または栄 養教諭等、市町栄養士

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

月 日	実施内容	参加者
5月～10月	中食・外食業者への健康に配慮したメニューに関するアンケートの集計・分析と発表	—
7月15日	食事形態検討会（地域連携に関する講話・情報交換）	給食施設栄養士、市町栄養士
7月29日	第2回学校給食研修会（減塩給食に関する打合せ）	学校栄養職員または栄養教諭等
9月15日	下田市健康づくり食生活推進協議会ヘルスマイト研修（減塩のための食環境整備に関する講話）	下田市健康づくり食生活推進員

### ウ 評価（課題等）・改善

健康課題解決のためには、三師会及び市町と共通認識のもと圏域全体で取り組むことが効果的である。協議会設置から5年目となり、健康課題が具体的に議論され、協議が進められた。

今後は、改定が予定されている県健康増進計画や健康課題への取組を目標としている各種事業との関連を整理しながら取組を推進していく必要がある。

## (2) 生活習慣病予防対策の推進

### ア 目的

生活習慣病予防のため、管内の地域・職域関係者が保健事業に関する情報共有及び連携を図り、健康課題の解決に向けた取組を推進する。

### イ 実績

生活習慣病対策連絡会においては、医師会等の医療関係団体、全国健康保険協会及び労働基準監督署等の職域保健関係機関等との保健事業に関する情報や課題の共有に努めた。

市町健康づくり推進協議会は、市町の健康づくり事業の推進を図るため、各市町に設置されており、保健所長が委員として出席し、健康づくり事業についての助言・指導を行った。

(令和3年度)

名 称	実施日等	内 容	参加者等
生活習慣病予防のための出前授業	①10月22日 12月3日 ②11月16日 12月14日	講話（2回1クール） ・「生活習慣病の予防についての学習」 ・「生活習慣病予防のための食事」	①松崎町立松崎小学校6年生 延70人 ②下田市立下田小学校6年生 延60人
賀茂圏域生活習慣病対策連絡会	1月17日	・地域別アクションプランの進捗状況、今後の計画（生活習慣病予防対策、喫煙習慣の改善、自殺予防、子どものむし歯予防の取組等） ・地域職域連携で進める生活習慣病対策 ・賀茂地域健康寿命延伸等協議会について	医師会、歯科医師会、薬剤師会、食推協、労基署、国保連、全国健保協会、4市町商工会、市町計27人
市町健康づくり推進協議会	通年	健康増進・保健事業の実施計画及び実施報告、各種計画の策定・進捗状況	4町へ参加

(令和4年度)

(令和4年10月31日時点)

名 称	実施日等	内 容	参加者等
生活習慣病予防のための出前授業	① 9月5日 10月14日 ② 9月14日 10月12日	講話(2回1クール) 「生活習慣病の予防についての学習」 「生活習慣病予防のための食事」	①西伊豆町立田子小学校6年生 延11人 ②松崎町立松崎小学校6年生 延55人
市町健康づくり推進協議会	通年	健康増進・保健事業の実施計画及び実施報告、各種計画の策定・進捗状況	1町へ参加

## ウ 評価(課題等)・改善

生活習慣病対策連絡会については、地域・職域がそれぞれの健康づくりの立場や役割を認識する機会とすることができた。出前授業は児童への生活習慣病予防の普及・啓発の機会として地域に定着しつつある。今後もこの授業をきっかけとして、学校で取組が継続できるように支援していく。

市町の健康づくり推進協議会については、保健所長が委員として専門的な助言、指導を行った。今後も公衆衛生の専門機関として、計画の進捗状況確認や見直し等について継続的な支援を行う。

## 【参考資料(1)】令和2年度特定健診・特定保健指導実施状況(法定報告)

	特定健診			特定保健指導		
	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	実施率(%)
下田市	4,835	1,087	22.5	141	55	39.0
東伊豆町	2,896	1,095	37.8	161	42	26.1
河津町	1,634	487	29.8	63	26	41.3
南伊豆町	2,128	505	23.7	58	37	63.8
松崎町	1,635	518	31.7	60	35	58.3
西伊豆町	1,849	480	26.0	70	29	41.4
管内合計	14,977	4,172	27.9	553	224	40.5
県計	578,993	203,928	35.2	20,730	7,635	36.8

(令和2年度特定健診・特定保健指導の法定報告結果より)

【参考資料(2)】令和2年度市町が実施するがん検診受診率（国公表値）

(単位：%)

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
下田市	6.6%	7.6%	13.7%	16.8%	23.1%
東伊豆町	10.4%	13.0%	12.2%	26.3%	27.0%
河津町	13.1%	11.5%	18.1%	29.4%	30.1%
南伊豆町	18.4%	10.8%	14.6%	24.0%	34.2%
松崎町	13.8%	12.4%	11.5%	24.4%	32.9%
西伊豆町	15.5%	10.9%	10.1%	18.8%	27.9%
県計	8.0%	7.5%	7.3%	17.1%	17.7%

(厚生労働省「令和2年度地域保健・健康増進事業報告」より)

※受診率の算定対象年齢を胃は50～69歳、肺、大腸、乳は40～69歳、子宮は20～69歳

## (3) 重症化予防対策の推進

## ア 目的

医師会、医療関係者、市町等との連絡調整会議の開催や重症化予防に関わる指導者への研修会の開催等により、慢性腎臓病(CKD)及び人工透析新規導入の抑制等、生活習慣病の重症化予防を図る。また、市町において効果的な取組ができるよう体制整備を図る。

## イ 実績

平成27年度から市町への取組支援を開始し、平成30年度からは市町における共同実施チームを設置して重症化予防対策事業を行っている。市町が併任による他市町住民への保健指導を行う等、チームとして住民に関わり、重症化予防の効果的な取組ができるよう支援した。

また、関係者で腎機能情報を共有し、住民の腎機能を守る取組を進めている。

(令和3年度)

	実施日等	実施内容	参加者等
糖尿病等重症化予防連絡調整会議	10月4日 3月(書面)	・取組報告及び評価 ・各ブロック、市町の取組状況 ・「糖尿病専門医・腎臓専門医」一覧表の活用等	医師、歯科医師、 薬剤師、腎臓専門 医、市町職員等 延29人
打合せ・事例検討	通年 (計9回)	・共同実施の取組 ・事例検討等	市町職員等 延122人
重症化予防指導者研修会	12月21日	講話「CKDの診療のエッセンスとこれからの病診連携の展開について」	医師、歯科医師、 薬剤師、市町職員 計54人
	1月27日	講義及び演習 「コーチング力、質問力を高める」	市町職員、地域活 動栄養士等 計21人
市町対策連絡協議会	3月	下田市(書面開催) 南伊豆町(書面開催) 東伊豆町・河津ブロック 3月1日 松崎町・西伊豆町ブロック(書面開催)	医師、歯科医師、 薬剤師、市町職員 等

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

	実施日等	実施内容	参加者等
糖尿病等重症化予防対策事業連絡調整会議	9月5日	・共同実施の取組報告及び評価 ・実施要領の見直し ・糖尿病等重症化予防事業研修会	医師・歯科医師・ 薬剤師、腎臓専門 医、市町職員等 計28人
打合せ・事例検討会	5月～10月 (計4回)	・共同実施の取組、事業の評価について ・実施要領の見直し ・事例検討 等	市町職員等 延55人

#### ウ 評価（課題等）・改善

糖尿病等重症化予防対策事業の共同実施として、担当者との打合せ会や事例検討会を通して、事業の進め方や指導方法の標準化、担当者のスキルアップが図られている。連絡調整会議や研修会を重ね、医療機関や薬局等多職種と連携した取組となっている。今後もCKD及び糖尿病等による人工透析新規導入者の抑制を図るよう取り組んでいく。

### (4) 食育の推進

#### ア 目的

「ふじのくに食育推進計画」に基づき、県民の健康寿命の更なる延伸を図り、食に関する知識・技術と食を選択する力を習得し、望ましい食生活を実践することが出来る人を育てる食育を推進するため、連携・協働による食育推進体制を整備する。また、地域で暮らす高齢者の低栄養予防等、ライフステージを通じた望ましい食生活の実践に向けた食の環境整備を図る。

#### イ 実績

##### (ア) 食育推進実践事業

食育の推進体制整備に向け、食育連絡会の開催や、幼稚園・保育所、小学校等での食育活動を充実させるための指導者研修会等を実施した。また、市町の食育連絡会の開催支援などを行った。

(令和3年度)

名称	実施日等	内容	参加者等
食育推進会議・食育連絡会開催支援	6月24日 11月25日 3月11日 7月13日	下田市(会議出席)(他、書面開催1回) 東伊豆町(会議出席)(他、書面開催2回) 南伊豆町(会議出席)(他、開催支援) 松崎町(会議出席)(他、開催支援)	—
健康福祉センター単位食育連絡会	6月8日 12月10日	市町食育推進計画の策定予定、食育連絡会メンバー等の確認 ※健康増進指導技術連絡会と同時開催	市町職員等 延20人

食育指導者研修会	2月21日	・講話「日本の伝統的な和食を知ろう」 (ふじのくに食の都づくり仕事人) ・情報提供「学校・保育所等における食塩摂取量の現状と減塩への取組」 ・情報交換「献立の工夫でできる減塩の取組」	小学校、中学校、 認定こども園、市 町職員等 計22人
----------	-------	--	--------------------------------------

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

名 称	実施日等	内 容	参加者等
食育推進会議・ 食育連絡会開催支援	7月20日 7月13日	東伊豆町(書面開催1回) 河津町(会議出席) 松崎町(会議出席)	—
健康福祉センター 単位食育連絡会	5月16日	食育の推進について ※健康増進指導技術連絡会と同時開催	市町職員等 計6人

(イ) 地域における食の環境整備事業

(令和3年度)

名 称	実施日等	内 容	参加者等
地域における在宅高齢者に対する食支援体制整備に向けた情報交換	12月10日	通いの場等への栄養士の介入方法や内容について情報交換	市町栄養士等 計6人
高齢者の通いの場における栄養士の介入に関する調査	2月	サロン・居場所等への栄養士介入状況と、介入への課題について調査を実施(調査対象:市町健康づくり担当課)	—
食事形態研修会	2月16日	栄養サマリー、食事形態展開表の活用促進に関する情報交換等	給食施設栄養士、市町栄養士 計13人

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

名 称	実施日等	内 容	参加者等
食事形態検討会	7月15日	地域連携に関する講話・情報交換	給食施設栄養士、市町栄養士 計13人

ウ 評価(課題等)・改善

(ア) 食育推進実践事業

食育連絡会を開催していない市町があるため、開催できるよう支援していくとともに、市町の関係者が連携して食育を進めることができる体制を整えていく。また、市町食育推進計画の策定について支援していく。

食育指導者研修会では、ふじのくに食の都づくり仕事人から和食について学ぶことで、減塩の意識を高める食育の取組を推進することができた。今後も、健康課題に合わせたテーマで研修会を開催し、望ましい食生活の実践を推進することができる人材育成と、関係者が連携し、地域で食育を進めることができる体制整備を行う必要がある。



(イ) 地域における食の環境整備事業

今後、地域に暮らす高齢者の低栄養問題や食に配慮が必要な方の増加が予想されるため、通いの場等へ栄養士が積極的に介入していくと同時に、受け入れ体制等を整備していく必要がある。

令和3年度は、市町栄養士との情報交換により通いの場等への栄養士の介入状況を共有した。また、令和元年度に作成した「賀茂・熱海圏域栄養サマリー」や「食事形態一覧表」の活用促進に向けた研修会を行った。令和4年度も引き続き、市町栄養士間の情報交換の場や、給食施設向け研修会の場等を用いて、地域の食の環境整備や栄養サマリートの普及啓発、必要性を継続して訴えていく必要がある。

(5) 禁煙・受動喫煙防止対策の推進

ア 目的

改正健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例、健康増進計画等に基づき、望まない受動喫煙を防ぐことができる環境を整備し、健康被害を防止する。また、多くの疾患の原因となるたばこの害についての正しい知識を広く普及するとともに禁煙への支援、受動喫煙防止を図るため、地域の関係機関が連携してこの地域の実情に合わせた施策を推進する。

イ 実績

賀茂地域は、県全体に比べて習慣的喫煙者の割合が高いため、研修会を通じて受動喫煙の害や喫煙防止教育の重要性について再確認を行った。

また、令和2年度からは改正健康増進法の施行をうけ、違反事例への対応等を行っている。

(令和3年度)

項目	実施日等	内容	参加者等
こどもから大人へのメッセージ事業	①11月26日 ②1月14日	人形劇又は紙芝居によるたばこの害や受動喫煙防止に関する講義、グループワーク、メッセージ作成	①西伊豆町立賀茂小学校小学3年生 計7人 ②下田市立稲生沢小学校小学4年生 計34人
研修会	1月24日	禁煙支援研修会（県健康増進課共催）行政説明及び講話「変容ステージを用いた禁煙支援・保健指導のポイント」	市町職員、健康保険組合、事業所等健康管理担当者 計284人
		禁煙対策・禁煙支援に関する情報交換会 市町取組及び情報提供	市町職員 計4人
改正法・条例関係	通年	改正健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例の説明	食品衛生責任者等 計81人
		禁煙・受動喫煙防止対策に関する違反対応、環境整備の相談・助言	事業所、飲食店等 5件
	通年	喫煙可能施設に関する届出受理	7件
その他	通年	たばこ対策・禁煙教育資材等の貸出	市町・小学校・保育園・薬剤師 7件

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

項目	実施日等	内容	参加者等
こどもから大人へのメッセージ事業	①9月28日 ②9月29日 ③10月3日 ④10月19日	・人形劇又は紙芝居によるたばこの害や受動喫煙防止に関する講義、グループワーク、メッセージ作成	①南伊豆町立南伊豆東小学校小学3年生 計20人 ②西伊豆町立賀茂小学校小学3年生 計4人 ③南伊豆町立南中小学校小学4年生 計25人 ④下田市立大賀茂小学校小学3・4年生 計15人
講座等	7月8日	・薬学講座 講話「喫煙による健康への影響に関する講座」	南伊豆町立南伊豆東中学校 全校生徒 計55人
改正法・条例関係	通年	改正健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例の説明	食品衛生責任者等 7回 計38人
	通年	喫煙可能施設に関する届出受理	1件
その他	通年	たばこ対策・禁煙教育資材等の貸出	小学校・中学校・薬剤師等 5件

#### ウ 評価（課題等）・改善

研修会を通して、市町の取組の現状や課題を共有し、禁煙支援・たばこ対策について検討することができた。また、こどもから大人へのメッセージ事業や薬学講座を通して、こども及びその家族に対し、禁煙・受動喫煙防止をわかりやすく啓発することができた。

改正健康増進法や静岡県受動喫煙防止条例については、飲食店に情報提供し標識掲示を促すことができた。今後も関係者と連携し、様々な機会を捉えて普及啓発及び制度周知に取り組む。

#### (6) 歯科保健対策の推進

##### ア 目的

歯や口の健康を保ち、何でも食べられることが健康寿命の延伸に繋がることから、歯や口の健康づくりを推進し、住民の健康増進を図る。

##### イ 実績

こどものむし歯有病者率やDMFT指数（一人平均永久歯むし歯経験指数）が高いため、子どものむし歯の現状を周知し、今後の対策について検討するため会議を開催した。

また、子どものむし歯予防について切れ目のない支援が提供できるよう教育委員会と連携を図った。

(令和3年度)

名称	実施日等	内 容	参加者等
教育委員会との連携	5月	・小学校へのアンケート調査 ・むし歯予防対策についての現状把握	管内小学校全19校
	6月～7月	・歯科啓発リーフレットの配布 ・小学校の保護者へのむし歯に関するアンケート調査の実施	医療機関、ドラッグストア、保育所、認定こども園、幼稚園、管内小中学校、市町等 計194機関
	11月4日	・小学校へのアンケート調査結果を踏まえた地域の歯科保健関係者向け研修会の開催	管内小学校、市町、保育所、こども園等 計29人
	3月	・小学校の保護者へのむし歯に関するアンケート調査の分析結果の返却	賀茂歯科医師会、管内全小学校、教育委員会、市町
	通年	・連携内容に関する打ち合わせ	賀茂地域教育振興センター、県教育政策課
賀茂圏域歯科会議	3月2日	賀茂圏域の子どものむし歯の現状とむし歯予防対策の取組報告及び今後の対策の検討	賀茂医師会、賀茂歯科医師会、賀茂薬剤師会、市町PTA代表者、賀茂地区学校保健会、市町、教育委員会 計31人
市町歯科口腔保健会議への出席等	通年	市町が実施する歯科会議や打合せへの出席	下田市1回 河津町3回

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

名称	実施日等	内 容	参加者等
歯科講演会	6月17日	オーラルフレイル予防	一般住民 31人
市町歯科口腔保健会議への出席等	通年	市町が実施する歯科会議や打合せへの出席	下田市2回

## ウ 評価（課題等）・改善

賀茂圏域の子どものむし歯予防対策をテーマに圏域歯科会議を開催し、医療・学校・行政等関係者以外に、PTA代表者の参加も得て、住民の意見を取り入れながら今後の対策について検討することができた。また、教育委員会と連携を図り、学校・保護者へのアンケート調査を実施し、実態の把握に努めた。今後も関係者と連携し、効果的な対策について協議を続ける。

## (7) 健康づくり運動の推進

## ア 目的

住民自らが健康づくりを実践できるよう啓発を行うとともに、市町と連携し、地域での健康づくりの推進を図る。

イ 実績

(ア) 健康づくりを推進するための啓発

地元の新聞のコラムへの掲載、ケーブルテレビ等のマスメディア、キャンペーン等による啓発活動を行った。

(令和3年度)

実施方法	実施日等	内容	参加者等
新聞コラムへの掲載	通年 (計6回)	・睡眠 ・食育月間 ・熱中症 ・食生活改善普及月間 等	伊豆新聞
賀茂健康福祉センター広報誌への掲載	6月 9月 12月 3月	・歯と口の健康 ・高血圧 ・運動 ・糖尿病等重症化予防	賀茂通信(かもめーる) 各 約3,000部
商工会会報誌への寄稿	通年 (計6回)	・睡眠 ・熱中症警戒アラート ・ウォーキング 等	商工会(東伊豆、南伊豆)
ケーブルテレビ	通年	・テロップ(県民健康の日、世界禁煙デー、歯と口の健康週間) ・熱中症の予防と対処法 10分番組 ・コロナ禍でもレッツ体操! 5分番組(事業所と共同制作) ・賀茂地域における高血圧対策	地元CATV
イベント開催	10月28日	南伊豆町営温泉での健康測定会の開催(事業所、町と共催)	南伊豆町民60人
その他	通年	庁内ロビーパネル展示 ・熱中症予防 ・世界禁煙デー(禁煙・受動喫煙防止) ・食育月間 ・がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン強化月間 等	来庁者

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

実施方法	実施日等	内容	参加者等
新聞コラムへの掲載	通年 (計4回)	・特定健診 ・歯周病予防 ・熱中症 ・健康増進普及月間 等	伊豆新聞
賀茂健康福祉センター広報誌への掲載	6月 9月	・健(検)診受診のすすめ ・減塩で高血圧予防	賀茂通信(かもめーる) 各 約3,000部
商工会会報誌への寄稿	通年 (計7回)	・特定健診 ・熱中症警戒アラート ・ふじのくに健康アドバイザー派遣 等	商工会(東伊豆、河津、南伊豆)

ケーブルテレビ	通年	・テロップ（世界禁煙デー、歯と口の健康週間） ・熱中症の予防と対処法 10分番組 ・県民健康の日 10分動画	地元CATV
街頭キャンペーン等による啓発活動	6月2日 6月7日	・健（検）診受けましょうキャンペーンリーフレット等の配布	管内2店舗 計 190人
市町健康まつり等	10月23日	・下田市ふれあい広場 血管年齢測定、お塩のとり方チェック	延 83人
啓発資料の配布等	5月16日	・南伊豆町商工会女性部への講話 お塩のとり方チェック、特定健診等啓発用リーフレットの配布、講話	会員 32人
	6月9日	・全国安全衛生週間 健康経営、特定健診等啓発用リーフレット等の配布、講話	事業主 約60人
	6月14日	・下田商工会議所理事会での講話 健康経営、特定健診等啓発用リーフレット等の配布、講話	会員 22人
	9月9日	・労働安全衛生週間 受動喫煙防止チラシの配布	事業主 約60人
	10月21日	・健康づくりに関するチラシの配布調整 （生命保険会社との健康づくりに関する連携協定の活用）	一般住民 50人
その他	通年	庁内ロビーパネル展示 ・熱中症予防 ・世界禁煙デー（禁煙・受動喫煙防止） ・食育月間 ・歯と口の健康週間 ・がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン強化月間	来庁者

(イ) 健康マイレージ事業

平成25年度から開始されており、「ふじのくに健康いきいきカード」として、管内では令和3年度末までに累計1,820枚発行した。また、事業所との健康づくり事業等に関する連携協定を活用し、市町が作成した健康マイレージのチラシを営業時に配布してもらうよう調整した。

ウ 評価（課題等）・改善

(ア) 健康づくりを推進するための普及啓発

国の健康づくり推進キャンペーン等と併せて健康に関する情報を提供することにより、健康づくりの重要性を多くの住民に認識してもらうことができた。新型コロナウイルス感染症の影響で対面でのキャンペーン等は実施しにくい状況ではあるが、より多くの住民に見てもらうための多様な啓発媒体を工夫して実施した。

(イ) 健康マイレージ事業

全市町で事業が実施されているため、今後も引き続き情報提供等の支援を行う。

## 2 健康づくり推進体制の整備

### (1) 健康づくりリーダー育成・支援事業

#### ア 目的

地域で健康づくりを進める地区組織の育成・支援及び活動の活性化を図り、住民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進める。

#### イ 実績

##### (ア) 健康づくりリーダー育成支援

健康づくり食生活推進協議会賀茂連絡会については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながらオンラインを活用し、研修の場を設けることができた。

(令和3年度)

実施日等	内 容	参加者等
5月10日 9月13日 3月22日	健康づくり食生活推進協議会賀茂連絡会役員会 ・事業計画／県理事会報告 ・研修会・交流会の内容検討	健康づくり食生活推進員、市町職員、連絡会事務局等 延45人
7月26日	牛乳・乳製品料理講習会 ・講演「ヨーグルトのひみつ」 ・情報提供「賀茂地域の健康課題について」 「牛乳・乳製品を使った料理紹介」	健康づくり食生活推進員、市町職員等 計18人
11月22日	交流会 ・講演・演習「コロナ禍における運動の重要性と簡単ストレッチ」 ・活動発表	健康づくり食生活推進員、市町職員等 計25人

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

実施日等	内 容	参加者等
5月11日 7月6日	健康づくり食生活推進協議会賀茂連絡会役員会 ・事業計画／県理事会報告 ・研修会・交流会の内容検討	健康づくり食生活推進員、市町職員、連絡会事務局等 延28人
7月11日	牛乳・乳製品料理講習会 ・講演「神秘の食品～乳～」 ・情報交換「牛乳・乳製品を取り入れた調理の工夫」	健康づくり食生活推進員、市町職員等 計23人

##### (イ) 健幸アンバサダーの活用

地域で健康情報を提供できる人材である健幸アンバサダーの活動が継続的に実施されるよう、新たな健康情報を学ぶ場としてフォローアップ講座を開催、健幸アンバサダー通信の配布を行った。

(令和3年度)

実施日等	内 容
通年	アンバサダー通信配布 市町に情報提供 計4回

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

実施日等	内 容
通年	アンバサダー通信配布 市町に情報提供 計2回

ウ 評価（課題等）・改善

今年度も各組織や団体で活動の方法を模索しながらの活動となった。従来通りの活動は難しくても会員がモチベーションを維持し相互に啓発し自発的な活動ができるよう、市町担当者との連携により働きかけを行う必要がある。

また、健幸アンバサダーについては、引き続き情報提供を行う。

(2) 地域保健従事者の資質向上

ア 目的

地域保健福祉事業を効果的に推進するため、市町や関係機関と連携し、資質向上を図るための研修や人材育成、事業調整等を行う。

イ 実績

(ア) 健康増進指導技術連絡会

健康増進業務の円滑な実施と充実を図るため、保健師、栄養士等を対象として、連絡会及び研修を実施した。

(令和3年度)

名称	実施日等	内 容	参加者等
栄養士編	6月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組紹介</li> <li>健康づくりリーダー育成・支援事業について</li> <li>食育の推進について</li> <li>情報交換</li> </ul>	市町等 計11人
栄養士編	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の通いの場における栄養士の介入について</li> <li>災害時健康支援マニュアルについて</li> <li>食育の実施状況について</li> <li>母子保健事業について</li> <li>意見交換、情報提供等</li> </ul>	市町等 計9人
全体	1月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱海市の土石流災害にかかる保健師等応援派遣について</li> <li>総合防災アプリ『静岡県防災』について</li> <li>災害時における栄養・食生活について</li> <li>災害時健康支援マニュアルの作成・改訂について</li> </ul>	市町、危機管理部、東部及び賀茂地域局等 計27人

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

名称	実施日等	内 容	参加者等
栄養士編	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の実施事業の振り返り</li> <li>今年度の取り組み紹介</li> <li>健康づくりリーダー育成・支援事業</li> <li>食育の推進について</li> <li>情報交換</li> </ul>	市町等 計9人

災害時健康支援に係るヒアリング	①10月21日	災害初期の連絡体制及び受援体制に関するヒアリングを実施し、管内で共有する	①南伊豆町 河津町 ②松崎町 賀茂地域局 ③東伊豆町
	②10月25日		
	③10月28日		

(イ) 新任期地域保健従事者研修会

地域保健従事者として新任期に必要な知識と技術を習得するとともに、行政で働く保健師・栄養士としての自覚と素養を備えることを目的とした研修会を実施した。

(令和3年度)

名称	実施日等	内容	参加者等
新任期地域保健従事者現任研修	2月2日	講話及び演習 「PDCAサイクルを回してみよう！」	管内新任期職員等 計13人
実務研修	通年	他市町事業への参加	9回 延14人

(ウ) 地域保健福祉関係者研修及び研究会

地域保健福祉業務を円滑に実施できるための研修会や各所属の活動報告、研究成果について発表を行い、保健福祉活動の推進ならびに関係職員の資質向上と連携を図った。

(令和3年度)

名称	実施日等	内容	参加者等
地域保健医療福祉活動研究会	1月13日	活動発表(8演題) 講話「職場で取り組む研究とは」 情報提供「コロナ対応体験記」	市町、医療・介護・福祉関係職員等 計38人

(エ) 小規模市町支援事業

小規模市町における地域保健従事者の定着及び資質の向上を図るとともに、地域保健活動の円滑な推進を支援した。

(令和3年度)

市町名	内容
下田市	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施モデル事業
南伊豆町	令和3年度医療・健診・介護等データ分析に関する大学との共同研究事業 学校歯科保健に関する打ち合わせ 地域診断研修 食育連絡会開催支援
松崎町	乳幼児健診共同化評価 新任期栄養士への支援
西伊豆町	乳幼児健診共同化評価 健康増進計画見直し支援 新任期栄養士への支援



(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

市町名	内 容
下田市	食育推進計画中間評価
南伊豆町	健康増進計画改定支援 食育連絡会体制整備の支援
松崎町	新任期栄養士への指導 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けての助言・指導
西伊豆町	新任期職員への指導

ウ 評価（課題等）・改善

健康増進指導技術連絡会や地域保健福祉関係者研修会は、新しい知識の習得や再確認の場となっている。引き続き、地域のニーズに合ったテーマで、地域保健関係者の資質の向上を図る。新任地域保健従事者研修は3年計画でテーマを決めて開催することで新任期に必要な知識がもれなく習得できる場となるよう計画的に実施していく。

小規模市町支援事業は、町からの支援の要望を受けて継続して実施している。中でも栄養業務に重点を置き、食育連絡会の体制整備や新任期栄養士への助言・指導を中心に支援を行っている。

(3) 給食施設に対する指導業務の推進

ア 目的

給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防のため、特定多数人に継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の見地から必要な指導・支援を行うとともに、栄養管理体制の整備を図る。

イ 実績

給食の栄養管理の改善及び向上を図るため、健康増進法第18条の規定に基づき、個別指導及び集団指導を実施した。個別指導は施設個々に適した指導・助言を行い、集団指導は研修会を開催した。

(単位：施設)(令和4年度は10月31日現在)

年度	対象区分 指導区分	特定給食施設				その他の施設		小規模給食施設		計	集団指導	
		1回100食以上又は1日250食以上		1回300食以上又は1日750食以上		1回50食以上又は1日100食以上		1回50食未満又は1日100食未満			回数	施設数(延べ)
		栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無			
R3	施設数	16	3	6	0	15	6	1	2	49	3	50
	個別指導(うち実地指導)	7 (6)	2 (2)	7 (5)	0 (0)	1 (1)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	22 (18)		
R4	施設数	18	2	6	0	13	7	1	1	48	2	38
	個別指導(うち実地指導)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	14 (12)		

#### ウ 評価（課題等）・改善

給食施設に対する指導業務では、給食従事者の知識・技術が向上し、施設の栄養管理体制が改善するよう、定期的に施設個々への指導・助言を行う個別指導を実施しているが、従来の指導と併せて電話による指導などをうまく組み合わせるよう効果的に実施できるよう検討する。

賀茂地域の課題であった給食施設や栄養士同士の連携がとれる体制づくりとして、集団指導の場を利用した情報交換や栄養サマリーの普及啓発について継続して取り組むことで、連携の強化につなげていく。

### （４）健康増進事業費助成事業

#### ア 目的

健康増進法第17条第1項及び第19条の2の規定に基づき、市町が行う健康増進事業の効果的な実施を支援することで、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の発症予防及び重症化予防を促進し、県民の健康増進に資する。

#### イ 実績

年2回の事業実施状況ヒアリング及び補助金交付申請書等のとりまとめ事務を行い、健康増進事業の企画・評価の参考としてもらい、事業の円滑な実施に向けて支援を行っている。

(令和3年度)

実施日等	実施内容
8月23日から9月2日まで（計3日間）	第1回健康増進事業聞き取り調査（WEB） ・令和2年度事業実績及び令和3年度実施計画の聞き取り、指導・助言を実施
12月13日	第2回健康増進事業聞き取り調査（WEB） ・管内市町担当者が会する場を設け、令和3年度実施状況及び令和4年度実施計画の市町報告や情報交換を実施

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

実施日等	実施内容
7月4日から7月21日まで（計3日間）	第1回健康増進事業聞き取り調査（WEB） ・令和3年度事業実績及び令和4年度実施計画の聞き取り、指導・助言を実施
9月30日	第2回健康増進事業聞き取り調査 ・管内市町担当者が会しての令和4年度実施状況及び令和5年度実施計画の市町報告や情報交換を実施

#### ウ 評価（課題等）・改善

健康増進事業費補助金交付要綱に基づき、事務手続きを行った。各市町の実施状況をヒアリングにおいて確認し、より効果的な事業が実施できるよう支援していく。

(5) 管理栄養士養成施設臨地実習（保健所実習）

ア 目的

学生が理論と実践を結び付け、地域における栄養改善活動に関する事業について、企画・実施・評価する力を習得できるよう指導する。

イ 実績

公衆栄養活動の場である保健所及び市町における実習として、静岡県立大学食品栄養科学部の学生に対し、管理栄養士が関わる業務について実習内容を企画し、指導を行っている。

年度	期 間	人数
令和3年度	6月21日～25日（5日間）	2人
令和4年度	7月11日～15日（5日間）	3人

ウ 評価（課題等）・改善

保健所及び市町の行政栄養士の役割や地域の健康課題について習得させることができた。

人材育成は、行政の役割であるため、今後も実習目標が達成できるよう実習内容を企画し実施していく。

### 3 その他の健康増進業務

#### (1) 県民健康基礎調査

##### ア 目的

県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣等について定期的に調査を実施し、県の健康づくりの方策を講じるための基礎資料とする。また、「ふじのくに健康増進計画」「ふじのくに食育計画」の進行管理・評価や次期計画のベースライン値等に活用する。

##### イ 実績

令和3年度は実施なし。令和4年度は11月に実施予定。

##### ウ 評価（課題等）・改善

得られた調査結果を県民の栄養・食生活及び健康増進に関する基礎資料として、食育推進計画や地域の健康づくり推進のために、活用していく。

#### (2) 県職員健診に関する保健指導

##### ア 目的

静岡県職員安全衛生管理規程に基づき保健指導を実施し、職員自らが健康の保持増進を図り、健康な職業生活を送ることができるよう支援する。

##### イ 実績

##### (ア) 個別指導

(令和3年度)

対象者分類	対象者数	実施者数	面接		メール		
			実人数	延人数	実人数	延人数	
メタボリックシンドロームに着目した保健指導	特保外（重症化予防）	13	8	8	8	2	4
	特保外（早期予防）	8	4	4	4	1	2
	特保外（その他）	—	—	—	—	—	—
適切な疾病管理目的の保健指導	5	2	2	2	0	0	
計	26	14	14	14	3	6	

※ 特保外：特定保健指導対象外

##### (イ) 集団指導

(令和3年度)

実施日等	内容	参加者等
10月13日	健康運動指導士による講座及び食生活改善セミナー ※下田総合庁舎衛生委員会と共催	県職員 22人

##### ウ 評価（課題等）・改善

個別指導は、健康指導課及び雇い上げスタッフと連携し実施することができた。令和4年度も更なる実施率の向上に向け健康指導課と協議しながら取り組む。

集団指導については、新型コロナウイルス感染症拡大による健康2次被害予防のための運動講座と食生活に関するセミナーを下田総合庁舎衛生委員会と共催し実施できた。

令和4年度も単身者が多い実情を踏まえて効果的なセミナーを運営していく。

## 4 免許関係業務

### (1) 目的

管理栄養士、栄養士の免許関係事務（受付、進達等）を行う。

### (2) 実績

管理栄養士と栄養士の免許関係事務を行った。

免許申請受付件数

免許種類	令和3年度					令和4年度 (令和4年10月31日現在)				
	新規	訂正	書換	再交付	抹消	新規	訂正	書換	再交付	抹消
管理栄養士	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0
栄養士	6	1	1	1	0	0	2	2	0	0

### (3) 評価（課題等）・改善

受付窓口の書類を整理し、速やかに対応できるようにした。また、事務手続基準に基づき、正確かつ迅速な対応を心がけ実施している。

## 1 食品衛生業務

### (1) 目的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

### (2) 実績

#### ア 食品衛生監視指導

食品に起因する健康被害の発生を防止するため、静岡県食品衛生監視指導計画に基づき地区別、業種別の監視指導に努めている。

学校給食等大量調理施設、製造業及び市場等の流通拠点については、食品衛生監視専門班が、飲食店や食品販売店等は当所の食品衛生監視員がそれぞれ監視指導を実施している。

また、管内には、多くの観光客が訪れることから、事故を未然に防止するため、シーズン前に食品衛生監視専門班の応援を得て、旅館・民宿等について集中監視指導を実施している。

さらに、食品表示法に基づく食品の表示についての監視指導にも努めている。

#### イ 食品の収去検査

違反食品、不良食品を排除し食品の安全を確保するため、製造所で製造された食品及び販売店での流通食品の収去検査を実施している。

#### ウ 食中毒防止対策

営業者及び調理従事者等を対象に地区別に講習会を開催し、衛生知識の普及向上に努めている。特に大型旅館については、施設ごとに従事者等を対象に講習会を実施している。

また、営業者自身の衛生意識の高揚と自主管理の徹底及び消費者の衛生知識の向上を図るため、食品衛生協会が行っている食品衛生推進員活動、食中毒防止パレード、食中毒防止講習会等の各種事業を積極的に支援し、普及啓発に努めている。

#### エ 消費者保護対策

消費者の食品衛生思想及び衛生知識の普及向上を図るため、食品衛生協会の協力を得て地域団体との「タウンミーティング」や「消費者懇談会」を開催している。

また、食品の安全に関する教育活動の一環として、食品衛生協会が行っている小学生・中学生に対する食品衛生の基本的知識を普及するための「食中毒防止ポスターコンクール」を支援している。

### (3) 評価（課題等）・改善

ア 監視指導の結果、飲食店、一部の製造業等において衛生管理等に若干の違反が見られたが、事後指導により改善された。引き続き効果的な監視指導を実施していく。

また、食品表示についても監視指導・講習会を実施し食品表示の適正化を図っていく。

イ 食中毒は、昨年度、今年度ともに発生していない。引き続き監視指導・講習会を実施するとともに、営業者の自主管理体制の構築を図っていく。

ウ タウンミーティング、消費者懇談会等により、消費者等に食品衛生や食品表示について正しい知識が普及し、食の安全・安心の推進が期待される。

□□□□□□□

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和3年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1,698	1,768	2,116	120.0	0	0	0	0	0	1	0	0	20
菓子(パンを含む。)製造業	140	313.5	365	116.4									2
乳処理業	0	0	0	—									
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	—									
乳製品製造業	0	0	0	—									
集乳業	0	0	0	—									
魚介類販売業	81	127	166	130.7									
魚介類せり売り営業	1	6	8	133.3									
魚肉ねり製品製造業	1	2	1	50.0									
食品の冷凍又は冷蔵業	7	9	10	111.1									
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1	2	1	50.0									
喫茶店営業	44	44.5	97	218.0									
あん類製造業	1	2	2	100.0									
アイスクリーム類製造業	1	4	3	75.0									
乳類販売業		98	135	137.8									1
食肉処理業	9	18	20	111.1									
食肉販売業	31	137	123	89.8									
食肉製品製造業	1	2	2	100.0									
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	—									
食用油脂製造業	0	2	2	100.0									
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	—									
みそ製造業	7	18	18	100.0									
醤油製造業	0	0	0	—									
ソース類製造業	0	4	4	100.0									
酒類製造業	1	2	2	100.0									
豆腐製造業	4	10	14	140.0									
納豆製造業	0	0	0	—									
めん類製造業	4	10	11	110.0									
そうざい製造業	85	206	271	131.6									1
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	2	4	4	100.0									
清涼飲料水製造業	4	8	8	100.0									
氷雪製造業	1	2	2	100.0									
氷雪販売業		2	3	150.0									
計	2,124	2,801	3,388	121.0	0	0	0	0	0	1	0	0	24

区分		項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
							営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校		0	14	2	14.3					
	病院・診療所		0	3	0	0					
	事業所		0	6	0	0					
	その他		0	36	0	0					
		乳搾取業	0	0	0	—					
		食品製造業	11	248	20	8.1					
		野菜・果物販売業	0	87	102	117.2					
		そうざい販売業	0	95.5	421	440.8					
		菓子（パンを含む。）販売業	0	461	571	123.9					
		食品販売業（上記以外。）	0	493	279	56.6					
		添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業	0	0	0	—					
		添加物販売業	0	117	80	68.4					
		氷雪採取業	0	0	0	—					
		器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業	0	121.5	69	56.8					
		計	11	1,682	1,544	91.8	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。  
2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。  
3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。  
4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。



□□□□□□□

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	1,524	1444.4	1,016	70.3										0
菓子(パンを含む。)製造業	126	250	119	47.6										0
乳処理業	0	0	0	—										0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	—										0
乳製品製造業	0	0	0	—										0
集乳業	0	0	0	—										0
魚介類販売業	71	85	91	107.1										0
魚介類せり売り営業	1	2	2	100.0										0
魚肉ねり製品製造業	1	2	1	50.0										0
食品の冷凍又は冷蔵業	5	7	4	57.1										0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1	2	1	50.0										0
喫茶店営業	40	22	27	122.7										0
あん類製造業	1	2	2	100.0										0
アイスクリーム類製造業	1	2	1	50.0										0
乳類販売業														0
食肉処理業	8	18	9	50.0										0
食肉販売業	29	62	40	64.5										0
食肉製品製造業	0	2	2	100.0										0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	—										0
食用油脂製造業	0	0	0	—										0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	—										0
みそ製造業	6	14	5	35.7										0
醤油製造業	0	0	0	—										0
ソース類製造業	0	0	0	—										0
酒類製造業	0	2	0	0										0
豆腐製造業	3	8	4	50.0										0
納豆製造業	0	0	0	—										0
めん類製造業	3	8	2	25.0										0
そうざい製造業	80	170	89	52.4										0
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限り。)製造業	2	4	1	25.0										0
清涼飲料水製造業	4	8	2	25.0										0
氷雪製造業	1	2	0	0										0
氷雪販売業														0
計	1,907	2,116.4	1418	67.0										0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

項目 区分		施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校	0	0	0	—					
	病院・診療所	0	0	0	—					
	事業所	0	0	0	—					
	その他	0	0	0	—					
乳搾取業		0	0	0	—					
食品製造業		4	22	20	90.9					
野菜・果物販売業		0	0	0	—					
そうざい販売業		0	0	0	—					
菓子（パンを含む。）販売業		0	0	0	—					
食品販売業（上記以外。）		0	0	0	—					
添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業		0	0	0	—					
添加物販売業		0	0	0	—					
氷雪採取業		0	0	0	—					
器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業		0	0	0	—					
計		4	22	20	90.9					

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。  
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。  
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。  
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

□□□□□□□□□□

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和3年度）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	309		22											310
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	0		0											0
食肉販売業	6		0											6
魚介類販売業	6		0											6
魚介類競り売り営業	2		0											2
集乳業	0		0											0
乳処理業	0		0											0
特別牛乳搾取処理業	0		0											0
食肉処理業	1		0											1
食品の放射線照射業	0		0											0
菓子製造業	38		0											38
アイスクリーム類製造業	0		0											0
乳製品製造業	0		0											0
清涼飲料水製造業	0		0											0
食肉製品製造業	0		0											0
水産製品製造業	14		0											14
氷雪製造業	0		0											0
液卵製造業	0		0											0
食用油脂製造業	1		0											1
みそ又はしょうゆ製造業	2		0											2
酒類製造業	1		0											1
豆腐製造業	1		0											1
納豆製造業	0		0											0
麺類製造業	1		0											1
そうざい製造業	24		0											24
複合型そうざい製造業	0		0											0
冷凍食品製造業	0		0											0
複合型冷凍食品製造業	0		0											0
漬物製造業	0		0											0
密封包装食品製造業	0		0											0
食品の小分け業	0		0											0
添加物製造業	0		0											0
計	406		22											407

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	29	5	5						
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	56	13	13						
	乳類販売業	151	22	22						
	氷雪販売業	4	0	0						
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	29	2	2						
販売業	弁当販売業	8	7	7						
	野菜果物販売業	51	17	17						
	米穀類販売業	4	4	4						
	通信販売・訪問販売による販売業	1	0	0						
	コンビニエンスストア	31	13	13						
	百貨店、総合スーパー	19	38	38						
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	34	1	1						
	その他の食料・飲料販売業	71	40	40						
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	0						
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	4	4						
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	2	0	0						
	農産保存食料品製造・加工業	24	0	0						
	調味料製造・加工業	2	0	0						
	糖類製造・加工業	0	0	0						
	精穀・製粉業	0	1	1						
	製茶業	1	0	0						
	海藻製造・加工業	3	1	1						
	卵選別包装業	1	6	6						
	その他の食料品製造・加工業	10	146	146						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	0	0	0						
	集団給食施設	23	45	45						
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0	0						
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	0	0						
	その他	4	0	0						
計		562	365	365						

（注）1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。

3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。

4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

□□□□□□□□□□

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和4年度）

（令和4年10月31日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	516	223.3	147	65.8	0	0	0	0	0	1	0	0	233
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	2	0	0	—									2
食肉販売業	7	12	2	16.7									1
魚介類販売業	8	6	4	66.7									2
魚介類競り売り営業	2	4	2	50.0									0
集乳業	0	0	0	—									0
乳処理業	0	0	0	—									0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	—									0
食肉処理業	6	2	1	50.0									5
食品の放射線照射業	0	0	0	—									0
菓子製造業	51	76	22	28.9									13
アイスクリーム類製造業	0	0	0	—									0
乳製品製造業	0	0	0	—									0
清涼飲料水製造業	0	0	0	—									0
食肉製品製造業	1	0	0	—									1
水産製品製造業	22	28	8	28.6									8
氷雪製造業	0	0	0	—									0
液卵製造業	0	0	0	—									0
食用油脂製造業	1	2	0	0									0
みそ又はしょうゆ製造業	4	4	2	50.0									2
酒類製造業	1	2	0	0									0
豆腐製造業	1	2	0	0									0
納豆製造業	0	0	0	—									0
麺類製造業	2	2	1	50.0									1
そうざい製造業	36	48	21	43.8	0	0	0	0	0	1	0	0	12
複合型そうざい製造業	0	0	0	—									0
冷凍食品製造業	0	0	0	—									0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	—									0
漬物製造業	0	0	0	—									0
密封包装食品製造業	0	0	0	—									0
食品の小分け業	0	0	0	—									0
添加物製造業	0	0	0	—									0
計	660	411.3	210	51.1	0	0	0	0	0	2	0	0	280

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	25	25	7	28.0					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	41	56	9	16.1					
	乳類販売業	123	75.5	28	37.1					
	冰雪販売業	4	2	3	150.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	28	5.8	4	69.0					
販売業	弁当販売業	8	4	2	50.0					
	野菜果物販売業	51	25.5	7	27.5					
	米穀類販売業	4	2	2	100.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	1	0.5	1	200.0					
	コンビニエンスストア	35	15.5	11	71.0					
	百貨店、総合スーパー	22	9.5	10	105.3					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	34	6.8	3	44.1					
	その他の食料・飲料販売業	83	35.5	10	28.2					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	0	—					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	2	2	100.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	2	1	0	0					
	農産保存食料品製造・加工業	26	12	2	16.7					
	調味料製造・加工業	5	1	0	0					
	糖類製造・加工業	0	0	0	—					
	精穀・製粉業	0	0	0	—					
	製茶業	1	0.5	0	0					
	海藻製造・加工業	3	1.5	0	0					
	卵選別包装業	1	2	0	0					
その他の食料品製造・加工業	25	5	4	80.0						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	0	0	0	—					
	集団給食施設	23	48	27	56.3					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0	0	—					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	1.5	0	0					
	その他	5	2.5	0	0					
計		554	340.6	132	38.8					

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。

3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。

4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調査

(令和3年度)

試験区分	試験した収去検体数	不良検体数	食品衛生法に基づく収去										試験した収去検体数	不良検体数	
			不良理由							衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数			
			大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)						その他
生乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛乳及び加工乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脱脂乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生食用冷凍魚介類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、ヨーグルトを含む)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類、氷菓	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
菓子類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
清涼飲料水	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
酒精飲料	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
氷	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
水	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
缶詰、瓶詰食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
その他の食品	35	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
添加物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
化学的合成品及びその製剤	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
その他の添加物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
器具	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
容器包装	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
おもちゃ	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
台所用洗剤	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計	44	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2

□□□□□□□□□□

食品等の収去検査状況調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

試験区分	試験した収去検体数	不良検体数	食品衛生法に基づく収去								試験した収去検体数	不良検体数
			大腸菌群	細菌数	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	抗生物質 (抗菌性物質)	その他		
生乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
牛乳及び加工乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
脱脂乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
山羊乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
魚介類	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
無加熱摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
生食用冷凍鮮魚介類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
肉、卵類及びその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
乳類加工品(アイスクリーム類を 除き、ヨーグルンを含む)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
アイスクリーム類、氷菓	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0
穀類及びその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
野菜類、果物及びその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
菓子類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
清涼飲料水	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
酒精飲料	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
氷	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
缶詰、瓶詰食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
その他の食品	24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
添加物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
化学的合成品及びその製剤	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
その他の添加物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
器具	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
容器包装	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
おもちゃ	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
台所用洗剤	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
計	31	0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0



□□□□□□□□

### 食中毒発生状況調

(令和3年度)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	△所在市町村 ▽	摘要
発生なし										
計			-	-	-					

(注) 1 監査対象期間内に発生したものを記載する。  
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

□□□□□□□□

### 食中毒発生状況調

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	△所在市町村 ▽	摘要
発生なし										
計			-	-	-					

## 2 動物愛護管理業務

### (1) 目的

人と動物が快適に共生できる地域社会の実現を図る。

### (2) 実績

#### ア 犬による危害防止対策

犬による危害を防止するため、放浪犬や放し飼いの犬の苦情処理等については、各市町と協力して効率的に対処している。

また、飼い犬の登録や狂犬病予防注射については、各市町及び獣医師会と連携し、周知徹底を図っている。なお、狂犬病予防注射の指導においては、適宜、戸別訪問を実施している。

#### イ 動物愛護管理業務

「静岡県動物愛護管理推進計画(令和3年3月改定策定)」を推進し、動物愛護思想の普及を図るため、当所広報誌及び各市町広報誌等で啓発に努めている。

また、増加傾向にある猫の苦情については、市町と連携して適正管理指導に努めている。

さらに、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業及び特定動物の飼養施設について立入検査を行っている。

### (3) 評価（課題等）・改善

ア 放浪犬や放し飼いの犬に関する苦情及び相談件数は横這いであるが、猫に関する件数は増加した。また、飼い犬による咬傷事故が散見されることから、飼い主等に対して市町及びボランティアと連携し、適切な指導を実施する。

イ 動物取扱業の登録施設及び特定動物の飼養施設において、動物の飼育状況を監視指導するとともに、動物の販売時には新しい飼い主への終生飼養等の説明を徹底することを指導し、動物の適正な取扱いを推進した。

### 動物取扱施設立入検査状況調

(令和3年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立目標件数 立入検査数 (A)	立入検査件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命令	始末書 その他	無登録	その他
販売	21	21	10.5	20	190.5	0	0	0	0	0	0
保管	30	30	15	20	133.3	0	0	0	0	0	0
貸出し	8	8	4	8	200.0	0	0	0	0	0	0
訓練	0	1	0.5	0	0.0	0	0	0	0	0	0
展示	14	14	7	12	171.4	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	73	74	37	60	162.2	0	0	0	0	0	0

### 動物取扱施設立入検査状況調

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立目標件数 立入検査数 (A)	立入検査件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命令	始末書 その他	無登録	その他
販売	20	20	10	6	60.0	0	0	0	0	0	0
保管	31	31	15.5	7	45.2	0	0	0	0	0	0
貸出し	7	7	3.5	3	85.7	0	0	0	0	0	0
訓練	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
展示	12	12	6	5	83.3	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	70	71	35.5	21	59.2	0	0	0	0	0	0

□□□□□□□□

### 犬・猫の愛護管理状況調

(令和3年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
1	1	1	1		0	0	

□□□□□□□□

### 犬・猫の愛護管理状況調

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
5	0	2	3		4	4	

□□□□□□□□□□

### 動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和3年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	19	51
猫	61	205
その他の愛護動物	5	1

□□□□□□□□□□

### 動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	0	12
猫	33	80
その他の愛護動物	0	2

□□□□□□□□□□

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和3年度)

市町別	項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
下田市		5	0
東伊豆町		0	0
河津町		0	0
南伊豆町		1	1
松崎町		1	0
西伊豆町		0	0
合計		7	1

□□□□□□□□□□

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

市町別	項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
下田市		5	0
東伊豆町		0	0
河津町		0	0
南伊豆町		1	1
松崎町		1	0
西伊豆町		0	0
合計		7	1

□□□□□□□□

### 咬傷犬事故發生狀況調

区	分	件 数	被害者数	告発件数
	令和2年度	2件	2人	0件
	令和3年度	1件	1人	0件
	令和4年度 (令和4年10月31日現在)	0件	0人	0件

### 3 生活衛生業務

(1) 目的

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び興行場における衛生水準の向上を図るとともに、利用者の安全確保を図る。

(2) 実績

旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の許可・届出事務をはじめ、計画的な監視指導により、衛生水準の維持向上に努めている。

また、レジオネラ症の発生防止対策として、旅館や公衆浴場等の入浴施設に対して浴槽水等の水質検査やろ過器等の衛生管理の徹底指導に努めている。

なお、住宅宿泊事業法の施行に伴い住宅宿泊事業所の届出事務や指導監督を行っている。

(3) 評価（課題等）・改善

監視指導の結果、事業者が衛生管理に関する理解を深めることにより、施設の衛生水準の向上が図られた。今後も利用者が安心して施設を利用できるよう、引き続き衛生管理の徹底に努めていく。

### 4 温泉業務

(1) 目的

温泉の保護及び温泉利用の適正化を図る。

(2) 実績

ア 源泉の湧出量及び温度を把握するため、年1回の温泉の実態調査を実施している。

また、温泉協会の指導育成を行い、各温泉組合が実施する温泉実態調査に同行する等、温泉資源の保護管理と利用の適正化に努めている。

イ 掘削、可燃性天然ガスの確認及び修繕等を行っている温泉について、現場状況を調査することにより、管理の適正化に努めている。

(3) 評価（課題等）・改善

実態調査等の結果、各温泉は適正に管理されている。今後も、温泉協会の協力を得て違法掘削等の排除に努め、温泉資源の保護を図るとともに、適正な温泉利用についても指導、啓発を行っていく。



□□□□□□□□

### 生活・環境衛生監視指導状況調

(令和3年度)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	1,315	657.5	674	102.5	0	0	0	0
	興行場	8	1.6	2	125.0	0	0	0	0
	公衆浴場	188	94.0	122	129.8	0	0	0	0
	理容所	99	9.9	13	131.3	0	0	0	0
	美容所	182	36.4	40	109.9	0	0	0	0
	クリーニング所	30	6.0	6	100.0	0	0	0	0
	クリーニング取次店	23	2.3	3	130.4	0	0	0	0
	小計	1,845	807.7	860	106.5	0	0	0	0
その他の施設	化製場	0	-	-	-	-	-	-	-
	魚屑等処理場	0	-	-	-	-	-	-	-
	小計	0	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,845	807.7	860	106.5	0	0	0	0

(注) 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

□□□□□□□□

### 生活・環境衛生監視指導状況調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	1,229	614.5	452	73.6	0	0	0	0
	興行場	6	1.2	0	0.0	0	0	0	0
	公衆浴場	188	94.0	50	53.2	0	0	0	0
	理容所	94	9.4	0	0.0	0	0	0	0
	美容所	176	35.2	0	0.0	0	0	0	0
	クリーニング所	29	5.8	0	0.0	0	0	0	0
	クリーニング取次店	25	2.5	0	0.0	0	0	0	0
	小計	1,747	762.6	502	65.8	0	0	0	0
その他の施設	化製場	0	-	-	-	-	-	-	-
	魚屑等処理場	0	-	-	-	-	-	-	-
	小計	0	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,747	762.6	502	65.8	0	0	0	0

(注) 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

# 温泉状況調

(令和4年2月現在)

地区	区分	源泉 総数	利 用 源泉数	総湧出量 (L/分)	年度別平均 湧出量 (L/分)			年度別平均 温度 (°C)		
					元	2	3	元	2	3
					東 伊 豆 町	大 川	35	18	937.4	92.7
	熱川・北川	71	54	6,035.6	131.2	119.2	163.1	90.0	88.8	87.4
	片 瀬	39	25	2,046.5	85.7	82.3	113.7	92.9	92.4	85.2
	白 田	34	21	1,433.9	104.4	88.8	119.5	90.5	86.1	74.9
	稲 取	25	16	1,689.8	149.4	143.1	153.6	69.4	70.7	67.4
	町 計	204	134	12,143.2	115.3	105.4	142.9	85.4	84.2	81.3
河 津 町	見 高	3	1	—	66.9	60.6	—	30.0	32.7	—
	谷 津	30	17	1,165.6	77.9	86.3	83.3	76.3	76.9	56.2
	浜	5	0	—	—	—	—	—	—	—
	笹 原	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	峰	31	13	1,202.6	141.4	139.6	150.3	90.1	90.1	79.8
	田 中	5	2	103.8	48.8	53.3	103.8	47.3	46.5	45.1
	沢 田	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	逆 川	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	湯ヶ野	9	6	337.0	92.2	70.4	84.3	48.5	51.0	37.5
	川津笹場	4	2	215.2	112.5	110.8	107.6	35.9	35.5	35.9
	下佐ヶ野	2	2	18.3	69.6	57.3	18.3	33.3	37.9	42.3
	小 鍋	4	1	7.8	8.6	7.8	7.8	43.5	43.2	43.1
	梨 本	17	12	1,058.3	129.8	125.3	132.3	47.1	46.9	47.1
町 計	112	56	4,108.6	99.6	100.1	105.3	65.5	66.9	54.3	
下 田 市	加 増 野	6	1	—	—	—	—	—	—	—
	横 川	15	7	611.9	92.5	118.8	102.0	47.0	48.1	50.5
	北湯ヶ野	6	3	332.0	122.4	115.5	110.7	64.4	62.1	56.0
	相 玉	8	7	664.9	98.2	97.6	166.2	85.6	83.8	80.6
	河 内	19	10	1,694.5	186.7	189.4	188.3	47.3	47.7	40.5
	蓮 台 寺	11	3	1,091.9	364.2	357.5	364.0	50.4	50.3	49.6
	大 沢	6	3	2,375.7	1,273.6	1,181.4	1,187.9	59.9	60.4	58.1
	立 野	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	下 田	9	3	148.1	63.4	52.1	49.4	31.0	31.1	29.2
	下田白浜	2	1	69.7	94.4	86.3	69.7	50.5	49.5	48.1
	吉 佐 美	9	7	385.5	64.9	61.1	128.5	32.0	32.1	33.8
	大 賀 茂	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	田 牛	1	1	—	—	—	—	—	—	—
市 計	94	46	7,374.2	181.0	178.4	216.9	55.1	55.0	49.5	

地区	区分	源泉 総数	利 用 源泉数	総湧出量 (L/分)	年度別平均 湧出量 (ℓ/分)			年度別平均 温度 (℃)		
					元	2	3	元	2	3
南 伊 豆 町	下 賀 茂	67	39	2,355.9	71.4	53.7	94.2	74.3	73.3	72.4
	加 納	25	15	1,364.7	95.0	97.7	113.7	99.8	99.7	99.3
	湊・手 石	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	一 条	3	0	—	—	—	—	—	—	—
	毛 倉 野	6	2	—	—	—	—	—	—	—
	一 色	2	2	—	—	—	—	—	—	—
	下 小 野	2	0	—	—	—	—	—	—	—
	二 条	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	青 市	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	大 瀬	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	中 木	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	入 間	2	1	—	—	—	—	—	—	—
	妻 良	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	子 浦	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	伊 浜	1	0	—	—	—	—	—	—	—
町 計	115	59	3,720.6	77.9	65.9	100.6	82.9	84.2	81.1	
松 崎 町	雲 見	2	1	—	—	—	—	—	—	—
	石部・岩地	6	5	1,316.8	256.1	237.7	329.2	54.2	54.6	55.1
	松 崎	10	8	1,059.5	138.1	157.7	151.4	66.6	68.8	60.4
	大 沢	5	4	315.6	74.8	61.1	105.2	43.0	42.2	42.0
	町 計	23	18	2,691.9	144.8	145.7	192.3	58.1	60.2	55.0
西 伊 豆 町	仁科・堂ヶ島	13	9	994.4	132.9	128.2	124.3	45.0	45.6	42.5
	大 沢 里	2	1	767.3	769.2	697.7	767.3	38.3	38.4	38.3
	田 子	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	宇 久 須	3	2	833.5	433.7	311.1	277.8	26.1	25.6	30.7
	町 計	19	12	2,595.2	245.5	213.2	216.3	37.0	38.1	39.2
保健所管内 計		567	325	32,633.7						
静岡県		2,204	1,244	111,786.1	(令和3年3月1日現在：静岡県温泉実態調査報告書)					
全国		27,970	17,086	2,534,086.0	(令和2年3月末現在：令和元年度温泉利用状況、環境省)					

## 5 薬務関係業務

### (1) 薬事

#### ア 目的

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びに安全使用の推進のため、監視指導等を実施し、保健衛生の向上を図る。

#### イ 実績

医薬品製造販売業及び製造業に対しては、薬事監視機動班が監視指導を行っている。

薬局及び医薬品販売業者等に対して、店舗の構造設備や医薬品等の取扱い等について監視指導を行うとともに、インターネットでの一般用医薬品の特定販売制度について遵守徹底を図っている。

また、医薬分業に伴う調剤事故防止のため、薬局における調剤過誤防止や薬剤師の勤務状況等について監視指導を行っている。

令和3年8月より認定薬局制度が開始となり、今年度、賀茂管内で1件申請を受理した。

#### ウ 評価（課題等）・改善

監視指導の結果、昨年度、本年度ともに違反はない。今後も監視指導等により、医薬品等の適正管理を図っていく。

また、厚生労働省から公表された「患者のための薬局ビジョン」を推進するため、かかりつけ薬局、健康サポート薬局等の普及推進により医薬分業の深化を図っていく。

### (2) 毒物及び劇物

#### ア 目的

毒物・劇物販売業者及び業務上取扱者に対して、毒物及び劇物の適正な取扱いを指導し、毒物及び劇物による危害防止を図る。

#### イ 実績

毒物・劇物販売業者及び業務上取扱者に対して、立入検査や講習会等を行い、適正な販売、保管管理及び取扱いについて監視指導を行っている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

毒物・劇物販売業者において、昨年度、本年度ともに違反はない。今後も、販売業者や業務上取扱者に対して、適正販売及び適正使用について周知徹底を図っていく。

### (3) 薬物乱用防止対策

#### ア 目的

本人の心身、社会に害悪をもたらす、麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等薬物の不正使用及び不正流通の防止を図る。

#### イ 実績

医療用麻薬等の取扱いについては、医療監視や薬局等の立入検査に際して、その適正な保管管理・使用の徹底を指導している。

薬物乱用防止啓発事業として、県が委嘱した薬物乱用防止指導員及び関係機関と連携して街頭キ

キャンペーンを実施するとともに、青少年による薬物乱用を防止するため、小学生・中学生・高校生を対象とした「薬学講座」を県薬剤師会、県教育委員会及び警察署の協力を得ながら実施している。

ウ 評価（課題等）・改善

医療用麻薬等の取扱いについて、昨年度、本年度ともに違反はない。

薬物乱用防止指導員協議会の活動や「薬学講座」を通して、薬物乱用防止への関心は高まっており、特に低年齢層における薬物乱用の抑止効果が得られていると思われる。今後とも、関係機関と連携を密にして、薬物乱用の防止を図る。

(4) 血液確保対策

ア 目的

安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血思想の普及啓発を図る。

イ 実績

献血推進については、県の採血計画に基づき、市町及び静岡県赤十字血液センター沼津事業所と連携を図りながら啓発活動を行い、目標達成に努めている。

また、若年層に対する献血意識の高揚を図るため、高校生に献血ボランティア「アボちゃんサポーター」を委嘱し、学域及び地域の健康まつり等において献血思想の普及啓発を図っている。

ウ 評価（課題等）・改善

昨年度の管内の献血者確保目標に対する献血受付け数の割合は91.2%で、県全体の達成率102.2%を下回った。

今後、高齢化に伴う血液製剤の需要増大と少子化による献血者の減少が予想されることから、あらゆる機会をとらえて、献血思想の普及啓発に努めていく。

□□□□□□□□□□

薬事関係立入検査状況調

(令和3年度)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発		
					許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等			
薬事	医薬品等製造販売業	1	1	49.7	0	0	0	0	0	0		
	医薬品等製造業	1	3		0	0	0	0	0	0		
	医療機器修理業	0	—		—	—	—	—	—	0		
	医薬品製造販売業(薬局)	1	0		—	—	—	—	—	0		
	医薬品製造業(薬局)	1	0		—	—	—	—	—	0		
	薬局	33	30		0	0	0	0	0	0		
	医薬品販売業	20	15		0	0	0	0	0	0		
	配置販売従事者	4	0		0	0	0	0	0	0		
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	36	17		0	0	0	0	0	0		
	管理医療機器販売業・貸与業	199	81		0	0	0	0	0	0		
	再生医療等製品販売業	0	—		—	—	—	—	—	0		
	医薬部外品化粧品販売業	—	319		0	0	0	0	0	0		
	一般医療機器販売業・貸与業	—	113		0	0	0	0	0	0		
	業務上取扱う施設	—	68		0	0	0	0	0	0		
小計	296	647	0	0	0	0	0	0				
毒物・劇物	製造(輸入)業	0	—	105.1	—	—	—	—	—	0		
	販売業	37	41		0	0	0	0	0	0		
	業務上届出有	2	0		—	—	—	—	—	0		
	取扱者届出無	—	0		0	0	0	0	0	0		
	特定毒物研究者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	小計	39	41		0	0	0	0	0	0		
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	—	45.8	—	—	—	—	—	0	
		家庭麻薬製造業	0	—		—	—	—	—	—	0	
		元卸売業	0	—		—	—	—	—	—	0	
		卸売業	1	1		0	0	0	0	0	0	
		小売業	30	30		0	0	0	0	0	0	
	麻薬診療施設	病院	6	8		0	0	0	0	0	0	
		診療所	26	0		0	0	0	0	0	0	
		飼育動物診療施設	7	9		0	0	0	0	0	0	
	麻薬研究者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	大麻取扱者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	けし栽培者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	向精神薬営業施設	輸入業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		製造製剤業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		卸売業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		免許みなし卸売販	3	2		0	0	0	0	0	0	
		免許みなし薬局	33	30		0	0	0	0	0	0	
	小売業	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	向精神薬診療施設	病院	8	8		0	0	0	0	0	0	
		診療所	90	0		0	0	0	0	0	0	
飼育動物診療施設		7	9	0	0	0	0	0	0			
向精神薬試験研究施設	1	—	—	—	—	—	—	—	0			
小計	212	97	0	0	0	0	0	0				
覚せい剤・覚せい剤原料	覚せい剤施用機関	0	—	48.5	—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤研究者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤原料取扱者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤原料研究者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	薬局	33	30		0	0	0	0	0	0		
	病院	8	8		0	0	0	0	0	0		
	診療所	90	0		0	0	0	0	0	0		
飼育動物診療施設	7	9	0	0	0	0	0	0				
小計	138	47	0	0	0	0	0	0				
計	685	832	48.5	0	0	0	0	0	0			
違反施設率					0/879×100=0.0%							

(注)

- 1 監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}-\text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$ で算出する。
- 2 違反施設率は、 $\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$ で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発	
					許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等		
薬事	医薬品等製造販売業	1	0	34.0	—	—	—	—	—	0	
	医薬品等製造業	1	0		—	—	—	—	—	0	
	医療機器修理業	0	—		—	—	—	—	—	0	
	医薬品製造販売業(薬局)	1	0		—	—	—	—	—	0	
	医薬品製造業(薬局)	1	0		—	—	—	—	—	0	
	薬局	33	19		0	0	0	0	0	0	
	医薬品販売業	20	15		0	0	0	0	0	0	
	配置販売従事者	3	0		—	—	—	—	—	0	
	高度管理医療機器等販売業・賃貸業	37	23		0	0	0	0	0	0	
	管理医療機器販売業・賃貸業	215	49		0	0	0	0	0	0	
	再生医療等製品販売業	0	—		—	—	—	—	—	0	
	医薬部外品化粧品販売業	—	90		0	0	0	0	0	0	
	一般医療機器販売業・賃貸業	—	93		0	0	0	0	0	0	
	業務上取扱う施設	—	8		0	0	0	0	0	0	
小計	312	297	0	0	0	0	0	0			
毒物・劇物	製造(輸入)業	0	—	54.5	—	—	—	—	—	0	
	販売業	31	18		0	0	0	0	0	0	
	業務上取扱者	2	0		—	—	—	—	—	0	
	届出有	—	1		0	0	0	0	0	0	
	届出無	—	—		—	—	—	—	—	0	
	特定毒物研究者	0	—		—	—	—	—	—	0	
小計	33	19	0	0	0	0	0	0			
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	—	21.8	—	—	—	—	—	0
		家庭麻薬製造業	0	—		—	—	—	—	—	0
		元卸売業	0	—		—	—	—	—	—	0
		卸売業	1	2		0	0	0	0	0	0
		小売業	30	18		0	0	0	0	0	0
	麻薬診療施設	病院	6	1		0	0	0	0	0	0
		診療所	26	1		—	—	—	—	—	0
		飼育動物診療施設	8	0		0	0	0	0	0	0
	麻薬研究者	0	—	—		—	—	—	—	0	
	大麻取扱者	0	—	—		—	—	—	—	0	
	けし栽培者	0	—	—		—	—	—	—	0	
	向精神薬営業施設	輸入業	0	—		—	—	—	—	—	0
		製造製剤業	0	—		—	—	—	—	—	0
		卸売業	0	—		—	—	—	—	—	0
		免許みなし卸売販	3	3		0	0	0	0	0	0
		免許みなし薬局	33	19		0	0	0	0	0	0
	小売業	0	—	—		—	—	—	—	0	
向精神薬診療施設	病院	8	1	0	0	0	0	0	0		
	診療所	87	1	—	—	—	—	—	0		
	飼育動物診療施設	8	0	0	0	0	0	0	0		
向精神薬試験研究施設	1	—	—	—	—	—	—	0			
小計	211	46	0	0	0	0	0	0			
覚せい剤・覚せい剤原料	覚せい剤施用機関	0	—	15.4	—	—	—	—	—	0	
	覚せい剤研究者	0	—		—	—	—	—	—	0	
	覚せい剤原料取扱者	0	—		—	—	—	—	—	0	
	覚せい剤原料研究者	0	—		—	—	—	—	—	0	
	薬局	33	19		0	0	0	0	0	0	
	病院	8	1		—	—	—	—	—	0	
	診療所	87	1		0	0	0	0	0	0	
飼育動物診療施設	8	0	0	0	0	0	0	0			
小計	136	21	0	0	0	0	0	0			
計	692	383	27.6	0	0	0	0	0	0		
違反施設率					0/513×100= 0.0%						

薬事関係施設の監視率

区分	対象施設数	立入検査件数	監視率(%)
令和2年度	703	879	47.9
令和3年度	685	832	48.5
2年度単純平均	694.0	855.5	48.2
令和4年10月31日現在	692	383	27.6

(注)

- 1 監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}-\text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$ で算出する。
- 2 違反施設率は、 $\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$ で算出する。

## 1 廃棄物業務

### (1) 一般廃棄物

#### ア 目的

市町が行う一般廃棄物処理事業に対して指導・助言するとともに、ごみの減量・リサイクルの推進を図る。

#### イ 実績

(ア) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や計画的整備に関する助言指導を行っている。特に、維持管理基準の遵守とその記録について重点的に指導している。

(イ) 自動車リサイクル法に基づく許可・届出事業者に対して計画的に立入検査を実施し、使用済み自動車の適正な処理及び円滑なりサイクルの推進を図っている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

一般廃棄物処理施設の維持管理基準は、遵守されている。

また、各市町でごみの減量や、各種リサイクル法に基づく再資源化の推進が図られている。

### (2) 産業廃棄物

#### ア 目的

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進を図るとともに、不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見を図る。

#### イ 実績

(ア) 産業廃棄物処理業者及び処理施設設置者に対し、厳格な申請審査や相談を通じて健全な業者としての処理事業への参画を指導している。

(イ) 産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、計画的に立入検査を行い、廃棄物処理法の遵守を指導することにより適正処理の推進を図っている。特に、過去に不適正処理を行った産業廃棄物処理業者に対し、重点的に立入検査している。

(ウ) 産業廃棄物の不法投棄や不法焼却などの不適正処理を防止するため、定期的なパトロールや市町との合同パトロールを実施し、生活環境の保全を図っている。

なお、休日・夜間等のパトロールは民間警備会社に委託して実施している。

(エ) PCB廃棄物保管事業所等に対する立入検査を実施し、PCB廃棄物の届出、適正な保管及び早期処分を指導し、国が定めた期限内の確実な処理について周知・指導している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

廃棄物の不法投棄など不適正処理については、未然防止と早期発見が重要であるが、依然として県内の不適正処理事案は後を絶たない状況である。管内ではここ数年、大規模な不法投棄は発生していない。監視体制の強化や啓発による抑止効果が現れていると思われるが、今後も、関係者との連携を密にし、効率的かつ効果的な監視等を継続して行うこととしている。



□□□□□□□□

廃棄物監視指導状況調

(令和3年度)

施設別	項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数				
					営業許可 取 消	営業停止	措置命令	改善命令	
一般 廃 棄 物	し尿処理施設	3	3	100.0%			0	0	
	ごみ処理 施設	焼却	5	5	100.0%			0	0
		その他	3	3	100.0%			0	0
	最終処分場	2	3	150.0%			0	0	
	小計	13	14	107.7%			0	0	
産業 廃 棄 物	産業廃棄物排出事業所		69				0	0	
	産業廃棄物処理業	103	134	130.1%	0	0	0	0	
	小計	103	203	197.1%	0	0	0	0	
合計		116	217		0	0	0	0	
		(計監視率 127.6 %)							
前年度	合計	117	263		0	0	0	0	
			(計監視率 147.0 %)						

廃棄物監視指導状況調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

施設別	項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数				
					営業許可 取 消	営業停止	措置命令	改善命令	
一般 廃 棄 物	し尿処理施設	3	0	0.0%			0	0	
	ごみ処理 施設	焼却	5	0	0.0%			0	0
		その他	3	0	0.0%			0	0
	最終処分場	2	0	0.0%			0	0	
	小計	13	0	0.0%			0	0	
産業 廃 棄 物	産業廃棄物排出事業所		64				0	0	
	産業廃棄物処理業	110	64	58.2%	0	0	0	0	
	小計	110	128	116.4%	0	0	0	0	
合計		123	128		0	0	0	0	
		(計監視率 52.0 %)							
前年度	合計	119	104		0	0	0	0	
			(計監視率 54.6 %)						

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 計監視率は、 $\frac{(B) - (施設数斜線の立入検査件数)}{(A)} \times 100$ で算出すること。

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□

## 産業廃棄物不法投棄状況調

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度 令和4年10月31日現在
当該年度発生件数	0件	1件	0件
撤去済み	0件	1件	0件
撤去指導中	0件	0件	0件
前年度以前からの継続件数	2件	2件	2件
撤去済み	0件	0件	0件
撤去指導中	2件	2件	2件
合計	2件	3件	2件
撤去済み	0件	1件	0件
撤去指導中	2件	2件	2件

(注)本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製すること。

## 2 生活環境業務

### (1) 浄化槽

#### ア 目的

合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

#### イ 実績

(ア) 浄化槽の適正な維持管理を推進するため、市町や関係団体等と連携を図り、新規浄化槽設置者に対する維持管理講習会や浄化槽巡回指導を実施している。

(イ) 指定検査機関と連携して、法定検査未受検者に対し、受検案内の送付や個別訪問などを実施し、法定検査の受検指導及び周知を図っている。

(ウ) 「浄化槽月間」(10月)に合わせ、巡回指導を強化しマスコミを活用した広報を行っている。

#### ウ 評価(課題等)・改善

(ア) 合併浄化槽の転換は徐々に進んでいる。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
浄化槽総数	23,235	20,343	20,461	20,522
うち合併浄化槽 (割合)	5,616 (24.2%)	6,549 (32.2%)	6,689 (32.7%)	6,834 (33.3%)

\*令和元年度より新台帳を適用

(イ) 法定検査の受検率は少しずつ向上している。

今後も市町、関係団体等と連携して、一層の周知を図り、受検率の向上に努める。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
7条検査 (初回検査)	95.3%	100.7%	77.3%	93.7%
11条検査 (定期検査)	12.5%	13.8%	16.3%	22.6%

### (2) 特定建築物

#### ア 目的

多数の者が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)の衛生管理等について監視指導し、建築物の衛生的で快適な環境の確保を図る。

#### イ 実績

(ア) 特定建築物に対して計画的に立入検査を実施し、空気環境、給排水、清掃等の適正な維持管理について指導している。

(イ) 特定建築物の管理者等を対象とした講習会を開催し、自主管理体制の強化やレジオネラ症

等の感染防止対策を図るよう重点的に指導している。

(ウ) 建築物衛生管理業登録業者に対して立入検査を実施し、適正な業務管理について指導している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

管内の特定建築物のほとんどが旅館・ホテル等であり、概ね、適正な衛生管理が行われ、衛生的環境が確保されている。

### (3) 水道

#### ア 目的

安全な水道水の安定供給のため、水道施設の適正な維持管理を図る。

#### イ 実績

(ア) 安全な水道水の供給を確保するため、水道事業者等に対し立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導している。特に、定期的な水質検査及び滅菌管理に重点を置いて、指導している。

(イ) 水道事業者等が行う水質検査の状況を把握し、基準違反があった場合は、改善指導している。

(ウ) 水道水を将来にわたり安定的に供給できるようにするため、水道施設の更新、耐震化等計画的な整備を指導している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

適正な維持管理の指導により、安全な水道水の安定的な供給が図られている。

### (4) 遊泳用プール

#### ア 目的

遊泳用プールの衛生管理を徹底し、衛生的で安全な施設の確保を図る。

#### イ 実績

県遊泳用プール衛生管理指導要綱に基づき、遊泳用プール管理者に対して、水質基準、施設基準及び維持管理、安全管理基準を遵守するよう計画的に立入指導を実施している。特に、利用者の多い公営プールを重点的に指導している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

管理者の意識向上や立入指導により、衛生的で安全な施設の確保が図られた。

### (5) 海水浴場

#### ア 目的

海水浴場の水質調査を実施し、海水浴場として適切な水質であることを確認する。

また、その結果を公表して県民の利用に資する。

イ 実績

管内の海水浴場27カ所（県内海水浴場の約半数）の水質等について「化学的・細菌学的検査」を実施している。なお、調査の結果、管内すべての海水浴場について「遊泳可能」と判定された。

ウ 評価（課題等）・改善

管内の海水浴場の水質は、いずれも良好である。

□□□□□□□□□□

浄化槽監視指導状況調

(令和3年度)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消 事業停止命令	使用停止 命令	措置改善 命令	勧告	
浄化槽	20,522	243	200	121.5%		0	0	0	
浄化槽保守点検業者	11	9	0	-	0		0	0	
前年度	浄化槽	20,461	213	200	106.5%		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	11	2	0	-	0		0	0

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消 事業停止命令	使用停止 命令	措置改善 命令	勧告	
浄化槽	20,562	38	200	1.9%		0	0	0	
浄化槽保守点検業者	11	0	0	-	0		0	0	
前年度	浄化槽	20,537	200	200	100%		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	11	3	0	-	0		0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 実施率(%) = A/B × 100  
 3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□□□□

## 建築物監視指導状況調

(令和3年度)

項 目 施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検 査 件 数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数				
					登 録 の 取 消	使 用 停 止	使 用 制 限	措 置 命 令 改 善	改 善 指 導
建築物 関 係	特定建築物	74	33	44.6%	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	14	6	42.9%	0	/	/	/	0
合 計		88	39	44.3%	0	0	0	0	0
前年度	合 計	88	39	44.3%	0	0	0	0	0

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

項 目 施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検 査 件 数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数				
					登 録 の 取 消	使 用 停 止	使 用 制 限	措 置 命 令 改 善	改 善 指 導
建築物 関 係	特定建築物	74	0	0.0%	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	14	6	42.9%	0	/	/	/	0
合 計		88	6	6.8%	0	0	0	0	0
前年度	合 計	88	0	0.0%	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。  
 2 監視率(%) =  $B/A \times 100$   
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□□

## 水道施設状況調

(令和3年度)

区分 市町別	管内 人口	給水 人口	施設数							飲料 供給 施設
			上 水道	簡易水道		専 用 水 道	計	普 及 率 (%)	県普 平及 均率 (%)	
				公 営	そ の 他					
下田市	19,497人	19,334人	1	0	0	3	4	99.2	99.0	8
東伊豆町	11,170人	11,169人	1	1	5	10	17	99.9	99.0	0
河津町	6,639人	6,639人	1	0	2	1	4	100.0	99.0	0
南伊豆町	7,637人	7,562人	1	9	0	1	11	99.0	99.0	1
松崎町	5,753人	5,720人	1	3	0	0	4	99.4	99.0	1
西伊豆町	6,801人	6,795人	1	5	0	0	6	99.9	99.0	1
計	57,497人	57,219人	6	18	7	15	46	99.5	99.0	11

(注) 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
管内人口は、令和4年4月1日における県統計調査課の推計値である。



□□□□□□□□

水道施設監視指導状況調

(令和3年度)

施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
					認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設	上 水 道	6	9	150.0%	0	0	0
	簡 易 水 道	25	8	32.0%	0	0	0
	専 用 水 道	12	6	50.0%	0	0	0
	簡易専用水道	123	16	13.0%	0	0	0
	その他の水道	3	1	33.3%	0	0	0
合 計		169	40	23.7%	0	0	0
前年度	合 計	169	40	23.7%	0	0	0

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
					認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設	上 水 道	6	1	16.7%	0	0	0
	簡 易 水 道	25	10	40.0%	0	0	0
	専 用 水 道	12	2	16.7%	0	0	0
	簡易専用水道	123	0	0.0%	0	0	0
	その他の水道	3	0	0.0%	0	0	0
合 計		169	13	7.7%	0	0	0
前年度	合 計	169	1	0.6%	0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 監視率(%)=B/A×100  
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□

### 水質検査状況調

(令和3年度)

区分	施設数	検査 検体数	不 検 体 適 数	不 適 率 %
上水道	6	828	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
簡易水道 ( 公 営 )	18	484	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
( 其 他 )	7	107	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
専用水道	12	214	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
計	43	1,633	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0

(注)1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 ( )内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

### 水質検査状況調

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

区分	施設数	検査 検体数	不 検 体 適 数	不 適 率 %
上水道	6	517	( 1 ) 0	( 0.2 ) 0.0
簡易水道 ( 公 営 )	18	301	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
( 其 他 )	7	63	( 0 ) 1	( 0.0 ) 1.6
専用水道	12	132	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
計	43	1,013	( 1 ) 1	( 0.1 ) 0.1

(注)1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 ( )内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

遊泳用プール立入調査状況調

(令和3年度)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不 適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	45 ( 0 )	22 ( 0 )	48.9 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
前 年 度	48	27	56.3	0	0	0

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不 適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	45 ( 0 )	18 ( 0 )	40.0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
前 年 度	45	22	48.9	0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 監視率(%)=B/A×100  
 3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

### 第3 財産及び経理状況

□□□□□□

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	1,500	1,500	0
項 01使用料	1,500	1,500	0
目 05健康福祉使用料	1,500	1,500	0
05庁舎等使用料	1,500	1,500	0
款 14諸収入	107,073,943	16,168,474	9,374,258
項 01延滞金、加算金及び過料等	226,600	0	0
目 01延滞金	226,600	0	0
01延滞金	(0)	(0)	(0)
	226,600	0	0
項 08雑入	106,847,343	16,168,474	9,374,258
目 01納付金	5,575,040	600,450	56,650
02児童措置費納付金	(1,173,180)	(600,450)	(54,450)
	5,575,040	600,450	56,650
目 02雑入	101,272,303	15,568,024	9,317,608
76保険料負担金	3,999,289	3,999,289	0
保険料負担金	0	0	0
非常勤職員	3,999,289	3,999,289	0
78過年度返納金	(1,544,215)	(1,544,215)	(0)
過年度返納金	1,567,215	1,544,215	0
歳出戻入未済分	(0)	(0)	(0)
	23,000	0	0
79雑収	(28,601,114)	(10,024,520)	(7,238,028)
雑収	95,705,799	10,024,520	9,317,608
公文書開示負担金	(28,595,504)	(10,018,910)	(7,238,028)
生活保護損害賠償請求費	95,640,773	10,018,910	9,317,608
公文書開示負担金	5,610	5,610	0
生活保護損害賠償請求費	(0)	(0)	(0)
	59,416	0	0
計	107,075,443	16,169,974	9,374,258

# 執行状況調

(令和3年度)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
5,046,272	76,484,939	0	76,484,939	25.0	15.8
0	226,600	0	226,600	-	-
0	226,600	0	226,600	-	-
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	226,600	0	226,600	-	-
5,046,272	76,258,339	0	76,258,339	25.0	15.8
431,890	4,486,050	0	4,486,050	12.7	11.6
(0)	(518,280)	(0)	(518,280)	(55.8)	(51.1)
431,890	4,486,050	0	4,486,050	12.7	11.6
4,614,382	71,772,289	0	71,772,289	25.7	16.1
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	-	-
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(100.0)	(100.0)
23,000	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
23,000	0	0	0	-	-
(0)	(11,338,566)	(0)	(11,338,566)	(60.3)	(35.0)
4,591,382	71,772,289	0	71,772,289	21.2	11.0
(0)	(11,338,566)	(0)	(11,338,566)	(60.3)	(35.0)
4,591,382	71,712,873	0	71,712,873	21.2	11.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	59,416	0	59,416	-	-
5,046,272	76,484,939	0	76,484,939	25.0	15.8

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 02諸収入	20,837,920	4,235,634	1,841,886
項 02貸付金元利収入	11,093,483	4,235,634	1,162,702
目 01貸付金元利収入	11,093,483	4,235,634	1,162,702
01母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(4,561,157) 11,093,483	(4,235,634) 4,235,634	(147,676) 1,162,702
項 03雑入	9,744,437	0	679,184
目 01雑入	9,744,437	0	679,184
01雑収	(500,926) 9,744,437	(0) 0	(34,773) 679,184
計	20,837,920	4,235,634	1,841,886

(令和 3年度)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
617,555	14,142,845	0	14,142,845	30.0	20.9
365,494	5,329,653	0	5,329,653	50.3	39.4
365,494	5,329,653	0	5,329,653	50.3	39.4
(2,119)	(175,728)	(0)	(175,728)	(96.1)	(92.9)
365,494	5,329,653	0	5,329,653	50.3	39.4
252,061	8,813,192	0	8,813,192	7.1	-
252,061	8,813,192	0	8,813,192	7.1	-
(0)	(466,153)	(0)	(466,153)	(6.9)	(-)
252,061	8,813,192	0	8,813,192	7.1	-
617,555	14,142,845	0	14,142,845	30.0	20.9

□□□□□□

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	1,500	1,500	0
項 01使用料	1,500	1,500	0
目 05健康福祉使用料	1,500	1,500	0
05庁舎等使用料	1,500	1,500	0
款 14諸収入	93,826,205	13,954,903	2,578,478
項 01延滞金、加算金及び過料等	226,600	0	0
目 01延滞金	226,600	0	0
01延滞金	(0)	(0)	(0)
	226,600	0	0
項 07雑入	93,599,605	13,954,903	2,578,478
目 01納付金	5,088,300	333,900	29,700
02児童措置費納付金	(602,250)	(333,900)	(29,700)
	5,088,300	333,900	29,700
目 02雑入	88,511,305	13,621,003	2,548,778
81保険料負担金	2,252,008	2,252,008	0
非常勤職員	2,252,008	2,252,008	0
83過年度返納金	119,326	119,326	0
過年度返納金	35,797	35,797	0
歳出戻入未済分	83,529	83,529	0
84雑収	(15,115,275)	(11,249,669)	(480,940)
	86,139,971	11,249,669	2,548,778
雑収	(15,114,875)	(11,249,269)	(480,940)
	86,080,155	11,249,269	2,548,778
公文書開示負担金	400	400	0
生活保護損害賠償請求費	(0)	(0)	(0)
	59,416	0	0
計	93,827,705	13,956,403	2,578,478



# 執行状況調

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
519,135	76,674,689	99,000	76,773,689	17.7	14.9
0	226,600	0	226,600	-	-
0	226,600	0	226,600	-	-
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	226,600	0	226,600	-	-
519,135	76,448,089	99,000	76,547,089	17.7	15.0
353,770	4,370,930	0	4,370,930	7.6	7.0
(0)	(238,650)	(0)	(238,650)	(60.3)	(55.4)
353,770	4,370,930	0	4,370,930	7.6	7.0
165,365	72,077,159	99,000	72,176,159	18.3	15.4
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(3,285,666)	(99,000)	(3,384,666)	(78.1)	(74.9)
165,365	72,077,159	99,000	72,176,159	16.0	13.0
(0)	(3,285,666)	(99,000)	(3,384,666)	(78.1)	(74.9)
165,365	72,017,743	99,000	72,116,743	16.0	13.1
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	59,416	0	59,416	-	-
519,135	76,674,689	99,000	76,773,689	17.7	14.9

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 02諸収入	円 18,025,650	円 2,525,440	円 1,559,615
項 02貸付金元利収入	7,988,943	2,525,440	1,142,113
目 01貸付金元利収入	7,988,943	2,525,440	1,142,113
01母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(2,659,290) 7,988,943	(2,525,440) 2,525,440	(26,032) 1,142,113
項 03雑入	10,036,707	0	417,502
目 01雑入	10,036,707	0	417,502
01雑収	(1,223,515) 10,036,707	(0) 0	(1,684) 417,502
計	18,025,650	2,525,440	1,559,615

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	13,940,595	0	13,940,595	22.6	14.0
0	4,321,390	0	4,321,390	45.9	31.6
0	4,321,390	0	4,321,390	45.9	31.6
(0)	(107,818)	(0)	(107,818)	(95.9)	(94.9)
0	4,321,390	0	4,321,390	45.9	31.6
0	9,619,205	0	9,619,205	4.1	-
0	9,619,205	0	9,619,205	4.1	-
(0)	(1,221,831)	(0)	(1,221,831)	(0.1)	(-)
0	9,619,205	0	9,619,205	4.1	-
0	13,940,595	0	13,940,595	22.6	14.0

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分		令和3年度	令和4年度 (令和4年10月31日現在)
		件 数	件 数
医療法	診療所開設許可手数料	0	0
	病院検査手数料	2	0
	診療所検査手数料	0	0
保健師助産師看護師法	准看護師免許手数料	6	0
	准看護師免許証書換え交付手数料	0	0
	准看護師免許証書再交付手数料	0	0
静岡県HIV抗体検査等実施要領	准看護師試験手数料	37	0
	HIV検査手数料	0	0
栄養士法	栄養士免許申請手数料	6	0
	栄養士免許証書換え手数料	1	3
	栄養士免許証再交付手数料	1	0
温泉法	ゆう出路増掘等の許可申請手数料	0	0
	動力装置許可申請手数料	2	3
	可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料	1	0
	温泉利用許可申請手数料	13	16
旅館業法	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	5	4
	旅館業許可申請手数料	49	47
	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7	8
公衆浴場法	浴場業許可申請手数料	4	3
理容師法	理業所検査手数料	0	0
美容師法	美容所検査手数料	5	0
クリーニング業法	クリーニング所検査手数料	2	0
	クリーニング師免許証再交付手数料	0	0
	クリーニング師試験手数料	0	0
	クリーニング師免許申請手数料	0	0
食品衛生法 (旧法)	飲食店営業許可申請手数料1 (1=新規。以下同じ)	20	0
	飲食店営業許可申請手数料2 (2=更新。以下同じ)	39	0
	喫茶店営業許可申請手数料1	0	0
	喫茶店営業許可申請手数料2	1	0
	菓子製造業許可申請手数料1	2	0
	菓子製造業許可申請手数料2	2	0
	あん類製造業許可申請手数料1	0	0
	あん類製造業許可申請手数料2	1	0
	乳類販売業許可申請手数料1	1	0
	乳類販売業許可申請手数料2	0	0
	魚介類販売業許可申請手数料1	0	0
	魚介類販売業許可申請手数料2	1	0
	そうざい製造業許可申請手数料1	1	0
	そうざい製造業許可申請手数料2	8	0
食品衛生法 (新法)	飲食店営業許可申請手数料1 (1=新規。以下同じ)	311	284
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料1	0	2
	食肉販売業許可申請手数料1	6	1
	魚介類販売業許可申請手数料1	6	2
	魚介類競り売り営業許可申請手数料1	2	0
	食肉処理業許可申請手数料1	1	5
	菓子製造業許可申請手数料1	38	16
	食肉製品製造業許可申請手数料1	0	1
	水産製品製造業許可申請手数料1	14	9
	食用油脂製造業許可申請手数料1	1	0
	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料1	2	4
	酒類製造業許可申請手数料1	1	0
	豆腐製造業許可申請手数料1	1	0
	麺類製造業許可申請手数料1	1	1
そうざい製造業許可申請手数料1	24	14	

区 分		令和3年度	令和4年度 (令和4年10月31日現在)
		件 数	件 数
調理師法	調理師免許申請手数料	21	3
	調理師試験手数料	31	24
	調理師免許証書換え交付手数料	6	4
	調理師免許証再交付手数料	8	4
製菓衛生師法	製菓衛生師免許申請手数料	2	1
	製菓衛生師試験手数料	2	0
	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	0	1
静岡県ふぐの取扱 い等に関する条例	ふぐ営業所登録申請手数料	1	0
	ふぐ営業所登録済証書換え手数料	0	0
狂犬病予防法	抑留犬返還手数料	1	2
	抑留犬飼養管理手数料	1	4
動物の愛護及び管 理に関する法律	第一種動物取扱業登録申請手数料（基本額）	3	5
	第一種動物取扱業登録申請手数料（種別）	3	8
	第一種動物取扱業登録更新申請手数料（基本額）	19	5
	第一種動物取扱業登録更新申請手数料（種別）	29	5
	動物取扱責任者研修	38	0
	特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	3	6
	特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	3	0
医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律	犬又は猫の引取り手数料（生後90日を超える犬又は猫）	0	2
	薬局開設許可申請手数料	0	1
	薬局開設許可更新申請手数料	4	4
	医薬品販売業許可更新（配置を除く）申請手数料	4	4
	登録販売者試験手数料	24	19
	販売従事登録手数料	4	4
	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請手数料	2	2
高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可更新申請手数料	1	4	
毒物及び劇物取締 法	毒物劇物販売業登録申請手数料	9	1
	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	6	3
	毒物劇物取扱者試験受験料	28	8
	毒物劇物取扱者合格証再交付申請手数料	1	0
覚醒剤取締法	覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	0	0
麻薬及び向精神薬 取締法	麻薬、向精神薬卸売業者免許申請手数料	0	0
	麻薬小売業者免許申請手数料	1	16
	麻薬施用者免許申請手数料	17	39
	麻薬管理者免許申請手数料	2	5
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	7	4
	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	8	8
	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	0	4
	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	2	2
	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料	0	0
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	引取業者登録申請手数料	0	0
	引取業者登録更新申請手数料	0	33
	フロン類回収業登録更新申請手数料	0	4
	解体業許可更新申請手数料	0	0
	破碎業許可更新申請手数料	0	0
建築物における衛 生的環境の確保に 関する法律	建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請手数料	1	1
	建築物清掃業登録申請手数料	0	1
	建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請手数料	0	1
静岡県浄化槽保守 点検業者登録条例	浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	9	0

## 過年度分収入未済額調

(令和4年10月31日現在)

区分 年度	児童措置費納付金		延滞金		過年度返納金		雑収	
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
		円		円		円		円
28年度以前 (A)	8	46,640	0	0	0	0	64	37,076,718
29年度	77	897,270	0	0	0	0	18	5,089,778
30年度	93	899,320	19	62,100	0	0	16	4,051,379
令和元年度	91	848,530	4	18,300	0	0	20	7,898,771
令和2年度	85	922,240	9	47,400	0	0	25	7,012,039
令和3年度	70	518,280	24	98,800	0	0	29	7,662,808
計	424	4,132,280	56	226,600	0	0	172	68,791,493
摘要① (滞納処分停止等の理由)								
摘要② (不納欠損処分の件数、額)		35件 353,770円						1件 : 165,365円
摘要③ (A欄のうち、1件 10万円以上の内訳)								A 2件 873,892円 B 1件 271,124円 C 3件 2,998,149円 D 1件 117,581円 E 1件 287,025円 F 1件 140,000円 G 3件 988,952円 H 1件 346,351円 I 1件 130,000円 J 2件 342,000円 K 2件 346,530円 L 1件 143,000円 M 1件 528,151円 N 1件 437,150円 O 2件 1,047,200円 P 1件 583,451円 Q 1件 1,119,143円 R 1件 240,000円 S 1件 770,010円 T 1件 357,897円 U 1件 176,000円 V 1件 303,498円 W 1件 675,409円 X 1件 5,953,406円 Y 2件 292,962円 Z 1件 409,100円 AA 1件 287,830円 AB 2件 3,647,195円 AC 1件 665,654円 AD 2件 1,638,750円 AE 1件 2,600,000円 AF 1件 2,616,329円 AG 1件 177,000円 AH 1件 1,916,868円 AI 1件 305,338円 AJ 1件 1,480,748円 AK 1件 140,337円 AL 1件 234,000円 AM 1件 846,001円

□□□□□

## 現金出納調

(令和3年度)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書兼 領収書総額及び 枚数
	越 高	受 高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑 入	0	5,610	5,610	5,610	0	5,610 26 枚	5,610 26 枚
計	0	5,610	5,610	5,610	0	5,610 26 枚	5,610 26 枚

(令和4年度)

(令和4年10月31日現在)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書兼 領収書総額及び 枚数
	越 高	受 高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑 入	0	400	400	400	0	400 8 枚	400 8 枚
計	0	400	400	400	0	400 8 枚	400 8 枚

□□□□□□□

## 保管現金有高調

(令和4年10月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
賀茂健康福祉センター 総務課長	有料道路通行料及び有料駐車場の 継続的資金前渡	4,070円
賀茂健康福祉センター 総務課長	保護児童に係る経費の 継続的資金前渡	5,259円
賀茂健康福祉センター 総務課長	事業現場における燃料代の 継続的資金前渡	10,000円

□□□□□□□

## 預金調

(令和4年10月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
スルガ銀行 下田支店	無利息型 普通預金	1435053	(自振口)賀茂健康福祉センター 資金前渡者 田中 尚	0	公共料金支払
スルガ銀行 下田支店	無利息型 普通預金	85995	賀茂健康福祉センター 資金前渡者 田中 尚	0	会議等参加負担金、 継続的資金前渡
残 高 合 計				0	

□□□□□□□□

郵券等受払調

(単位：枚、円)

区分	種類	令和3年度				令和4年度(令和4年10月31日現在)				差引現在高 枚数	差引現在高 金額	摘要				
		繰越 枚数	繰越 金額	受入 枚数	受入 金額	払出 枚数	払出 金額	繰越 枚数	繰越 金額				受入 枚数	受入 金額	払出 枚数	払出 金額
	伊豆中央道・修善寺 道路	352	35,563	480	48,750	557	56,570	275	27,929	480	48,750	293	29,757	462	46,921	伊豆中央道・修善寺 道路通行用
計			35,563		48,750		56,570		27,929		48,750		29,757		46,921	

郵券等受払調 (松崎保健支援室等)

(単位：枚、円)

区分	種類	令和3年度				令和4年度(令和4年10月31日現在)				差引現在高 枚数	差引現在高 金額	摘要				
		繰越 枚数	繰越 金額	受入 枚数	受入 金額	払出 枚数	払出 金額	繰越 枚数	繰越 金額				受入 枚数	受入 金額	払出 枚数	払出 金額
郵券	120円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
	100円券	0	0	6	600	6	600	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
	94円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
	84円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
	82円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
	63円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
	62円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
50円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用	
20円券	0	0	12	240	12	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
10円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
2円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書等送付用
計			0		840		840		0		0		0		0	



□□□□□□

## 歳出予算執行状況調

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	0	0	0	
項 01 危機管理費	0	0	0	
目 02 危機管理費	0	0	0	
07 報償費	0	0	0	
01 その他の報償費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
款 04 経営管理費	2,126,750	2,126,750	0	
項 01 経営管理費	2,126,750	2,126,750	0	
目 01 一般総務費	538,008	538,008	0	
01 報酬	525,442	525,442	0	
03 非常勤職員報酬	525,442	525,442	0	
04 共済費	6,378	6,378	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	6,378	6,378	0	
08 旅費	6,188	6,188	0	
01 その他の旅費	6,188	6,188	0	
目 03 行政経営費	1,441,332	1,441,332	0	
08 旅費	1,441,332	1,441,332	0	
02 普通旅費	1,441,332	1,441,332	0	
目 04 職員厚生費	147,410	147,410	0	
07 報償費	119,632	119,632	0	
01 その他の報償費	119,632	119,632	0	
08 旅費	15,578	15,578	0	
01 その他の旅費	15,578	15,578	0	
02 普通旅費	0	0	0	
10 需用費	2,200	2,200	0	
01 その他の需用費	2,200	2,200	0	
11 役務費	0	0	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
18負担金、補助及び交付金	10,000	10,000	0	
款 05 暮らし・環境費	2,411,912	2,411,912	0	
項 04 環境費	2,411,912	2,411,912	0	
目 01 環境政策費	2,411,912	2,411,912	0	
01 報酬	1,212,039	1,212,039	0	
03 非常勤職員報酬	1,212,039	1,212,039	0	
03 職員手当等	226,349	226,349	0	
01 その他の職員手当等	226,349	226,349	0	
04 共済費	526,724	526,724	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	526,724	526,724	0	
08 旅費	103,420	103,420	0	
01 その他の旅費	14,400	14,400	0	
02 普通旅費	89,020	89,020	0	
10 需用費	239,000	239,000	0	
01 その他の需用費	239,000	239,000	0	
11 役務費	104,380	104,380	0	
款 07 健康福祉費	591,994,183	591,994,183	0	
項 01 健康福祉費	8,677,663	8,677,663	0	
目 02 健康福祉企画費	8,677,663	8,677,663	0	
01 報酬	3,177,886	3,177,886	0	
03 非常勤職員報酬	3,177,886	3,177,886	0	
03 職員手当等	713,594	713,594	0	
01 その他の職員手当等	713,594	713,594	0	
04 共済費	1,259,103	1,259,103	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,259,103	1,259,103	0	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	755,145	755,145	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	83,285	83,285	0	
02 普通旅費	671,860	671,860	0	
10 需用費	1,613,459	1,613,459	0	
01 その他の需用費	1,613,459	1,613,459	0	
11 役務費	772,606	772,606	0	
13 使用料及び賃借料	341,870	341,870	0	
18 負担金、補助及び交付金	14,000	14,000	0	
項 02 福祉長寿費	507,418,981	507,418,981	0	
目 01 地域福祉費	17,029,280	17,029,280	0	
08 旅費	600	600	0	
02 普通旅費	600	600	0	
10 需用費	20,000	20,000	0	
01 その他の需用費	20,000	20,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	17,008,680	17,008,680	0	
目 02 生活保護費	490,256,710	490,256,710	0	
01 報酬	5,817,914	5,817,914	0	
03 非常勤職員報酬	5,817,914	5,817,914	0	
03 職員手当等	1,102,146	1,102,146	0	
01 その他の職員手当等	1,102,146	1,102,146	0	
04 共済費	2,036,488	2,036,488	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,036,488	2,036,488	0	
08 旅費	333,278	333,278	0	
01 その他の旅費	235,178	235,178	0	
02 普通旅費	98,100	98,100	0	
10 需用費	296,018	296,018	0	
01 その他の需用費	296,018	296,018	0	
11 役務費	275,974	275,974	0	
12 委託料	30,000	30,000	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	60,000	60,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	25,000,000	25,000,000	0	
19 扶助費	455,304,892	455,304,892	0	
目 03 長寿社会費	127,991	127,991	0	
07 報償費	0	0	0	
01 その他の報償費	0	0	0	
08 旅費	1,600	1,600	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
02 普通旅費	1,600	1,600	0	
10 需用費	52,982	52,982	0	
01 その他の需用費	52,982	52,982	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	35,000	35,000	0	
13 使用料及び賃借料	38,409	38,409	0	
目 04 遺家族等援護費	5,000	5,000	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
項 03 こども未来費	49,322,087	49,322,087	0	
目 01 こども未来費	49,322,087	49,322,087	0	
01 報酬	4,746,811	4,746,811	0	
03 非常勤職員報酬	4,746,811	4,746,811	0	
03 職員手当等	973,562	973,562	0	
01 その他の職員手当等	973,562	973,562	0	
04 共済費	2,113,895	2,113,895	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,113,895	2,113,895	0	
07 報償費	216,760	216,760	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	216,760	216,760	0	
08 旅費	825,280	825,280	0	
01 その他の旅費	391,510	391,510	0	
02 普通旅費	433,770	433,770	0	
10 需用費	84,374	84,374	0	
01 その他の需用費	84,374	84,374	0	
11 役務費	150,300	150,300	0	
12 委託料	236,250	236,250	0	
13 使用料及び賃借料	8,000	8,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	38,000	38,000	0	
19 扶助費	39,928,855	39,928,855	0	
項 04 障害者支援費	4,387,001	4,387,001	0	
目 01 障害者支援費	4,387,001	4,387,001	0	
01 報酬	1,851,686	1,851,686	0	
03 非常勤職員報酬	1,851,686	1,851,686	0	
03 職員手当等	367,382	367,382	0	
01 その他の職員手当等	367,382	367,382	0	
04 共済費	781,312	781,312	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	781,312	781,312	0	
07 報償費	323,529	323,529	0	
01 その他の報償費	323,529	323,529	0	
08 旅費	549,297	549,297	0	
01 その他の旅費	395,837	395,837	0	
02 普通旅費	153,460	153,460	0	
10 需用費	204,851	204,851	0	
01 その他の需用費	204,851	204,851	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	222,344	222,344	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	78,600	78,600	0	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	8,000	0	
項 05 医療費	558,343	558,343	0	
目 01 医務福祉費	558,343	558,343	0	
01 報酬	128,970	128,970	0	
03 非常勤職員報酬	128,970	128,970	0	
04 共済費	281	281	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	281	281	0	
07 報償費	88,800	88,800	0	
01 その他の報償費	88,800	88,800	0	
08 旅費	150,077	150,077	0	
01 その他の旅費	15,397	15,397	0	
02 普通旅費	134,680	134,680	0	
10 需用費	97,000	97,000	0	
01 その他の需用費	97,000	97,000	0	
11 役務費	35,000	35,000	0	
12 委託料	6,215	6,215	0	
13 使用料及び賃借料	52,000	52,000	0	
項 06 感染症対策費	10,574,120	10,574,120	0	
目 01 感染症対策費	10,574,120	10,574,120	0	
01 報酬	4,623,516	4,623,516	0	
03 非常勤職員報酬	4,623,516	4,623,516	0	
03 職員手当等	514,299	514,299	0	
01 その他の職員手当等	514,299	514,299	0	
04 共済費	1,399,599	1,399,599	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,399,599	1,399,599	0	
07 報償費	40,000	40,000	0	
01 その他の報償費	40,000	40,000	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	416,254	416,254	0	
01 その他の旅費	209,254	209,254	0	
02 普通旅費	207,000	207,000	0	
10 需用費	585,698	585,698	0	
01 その他の需用費	585,698	585,698	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	1,107,304	1,107,304	0	
12 委託料	635,580	635,580	0	
13 使用料及び賃借料	1,175,970	1,175,970	0	
17 備品購入費	75,900	75,900	0	
項 07 健康費	7,941,474	7,941,474	0	
目 02 健康増進費	7,941,474	7,941,474	0	
07 報償費	461,750	461,750	0	
01 その他の報償費	461,750	461,750	0	
08 旅費	152,212	152,212	0	
01 その他の旅費	9,622	9,622	0	
02 普通旅費	142,590	142,590	0	
10 需用費	242,806	242,806	0	
01 その他の需用費	242,806	242,806	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	179,906	179,906	0	
12 委託料	704,000	704,000	0	
13 使用料及び賃借料	113,800	113,800	0	
18 負担金、補助及び交付金	6,087,000	6,087,000	0	
項 08 生活衛生費	3,114,514	3,114,514	0	
目 01 食品衛生費	2,905,662	2,905,662	0	
01 報酬	1,577,538	1,577,538	0	
03 非常勤職員報酬	1,577,538	1,577,538	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 職員手当等	348,230	348,230	0	
01 その他の職員手当等	348,230	348,230	0	
04 共済費	224,876	224,876	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	224,876	224,876	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	341,018	341,018	0	
01 その他の旅費	131,998	131,998	0	
02 普通旅費	209,020	209,020	0	
10 需用費	389,000	389,000	0	
01 その他の需用費	389,000	389,000	0	
13 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	
目 02 薬務費	208,852	208,852	0	
07 報償費	75,600	75,600	0	
01 その他の報償費	75,600	75,600	0	
08 旅費	66,252	66,252	0	
01 その他の旅費	7,412	7,412	0	
02 普通旅費	58,840	58,840	0	
10 需用費	32,000	32,000	0	
01 その他の需用費	32,000	32,000	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	31,000	31,000	0	
13 使用料及び賃借料	4,000	4,000	0	
款 09 交通基盤費	5,451,000	5,451,000	0	
項 07 都市費	5,451,000	5,451,000	0	
目 04 生活排水費	5,451,000	5,451,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	5,451,000	5,451,000	0	
款 12 災害対策費	97,100	97,100	0	



□□□□□□

(令和 3年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
項 07 災害対策諸費	97,100	97,100	0	
目 02 災害救助費	97,100	97,100	0	
08 旅費	97,100	97,100	0	
02 普通旅費	97,100	97,100	0	
計	602,080,945	602,080,945	0	

□□□□□□

(令和 3年度)

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	1,329,830	1,329,830	0	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	1,306,000	1,306,000	0	
目 01 貸付金	1,306,000	1,306,000	0	
20 貸付金	1,306,000	1,306,000	0	
項 02 諸費	23,830	23,830	0	
目 01 諸費	23,830	23,830	0	
08 旅費	23,830	23,830	0	
02 普通旅費	23,830	23,830	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
計	1,329,830	1,329,830	0	

□□□□□□

## 歳出予算執行状況調

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03危機管理費	139,000	0	139,000	
項 01危機管理費	139,000	0	139,000	
目 02危機管理費	139,000	0	139,000	
07報償費	100,000	0	100,000	
01その他の報償費	100,000	0	100,000	
08旅費	39,000	0	39,000	
01その他の旅費	39,000	0	39,000	
款 04経営管理費	7,234,242	4,281,312	2,952,930	
項 01経営管理費	7,234,242	4,281,312	2,952,930	
目 01一般総務費	4,991,468	2,239,394	2,752,074	
01報酬	3,036,000	1,404,023	1,631,977	
03非常勤職員報酬	3,036,000	1,404,023	1,631,977	
03職員手当等	507,000	103,324	403,676	
01その他の職員手当等	507,000	103,324	403,676	
04共済費	1,128,468	585,114	543,354	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	114,000	0	114,000	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,014,468	585,114	429,354	
08旅費	320,000	146,933	173,067	
01その他の旅費	320,000	146,933	173,067	
目 03行政経営費	2,024,550	2,024,550	0	
08旅費	2,024,550	2,024,550	0	
02普通旅費	2,024,550	2,024,550	0	
目 04職員厚生費	218,224	17,368	200,856	
07報償費	129,144	0	129,144	
01その他の報償費	129,144	0	129,144	
08旅費	53,080	0	53,080	
01その他の旅費	24,500	0	24,500	
02普通旅費	28,580	0	28,580	

□□□□□□

一般会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	20,000	7,368	12,632	
01 その他の需用費	20,000	7,368	12,632	
11 役務費	6,000	0	6,000	
18 負担金、補助及び交付金	10,000	10,000	0	
款 05 暮らし・環境費	3,068,000	1,494,104	1,573,896	
項 04 環境費	3,068,000	1,494,104	1,573,896	
目 01 環境政策費	3,068,000	1,494,104	1,573,896	
01 報酬	1,570,000	797,180	772,820	
03 非常勤職員報酬	1,570,000	797,180	772,820	
03 職員手当等	343,000	49,161	293,839	
01 その他の職員手当等	343,000	49,161	293,839	
04 共済費	503,000	277,817	225,183	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	43,000	0	43,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	460,000	277,817	182,183	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	366,000	235,740	130,260	
01 その他の旅費	39,000	11,000	28,000	
02 普通旅費	327,000	224,740	102,260	
10 需用費	216,000	88,941	127,059	
01 その他の需用費	216,000	88,941	127,059	
11 役務費	65,000	45,265	19,735	
款 07 健康福祉費	633,404,872	337,676,414	295,728,458	
項 01 健康福祉費	15,768,018	4,348,873	11,419,145	
目 02 健康福祉企画費	15,768,018	4,348,873	11,419,145	
01 報酬	3,226,000	1,635,515	1,590,485	
03 非常勤職員報酬	3,226,000	1,635,515	1,590,485	
03 職員手当等	672,000	335,810	336,190	

□□□□□□

一般会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の職員手当等	672,000	335,810	336,190	
04 共済費	1,245,000	649,786	595,214	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	113,000	0	113,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,132,000	649,786	482,214	
07 報償費	30,000	0	30,000	
01 その他の報償費	30,000	0	30,000	
08 旅費	1,212,690	539,350	673,340	
01 その他の旅費	333,000	42,180	290,820	
02 普通旅費	879,690	497,170	382,520	
10 需用費	2,087,800	590,189	1,497,611	
01 その他の需用費	2,087,800	590,189	1,497,611	
11 役務費	1,475,808	300,406	1,175,402	
12 委託料	5,285,000	73,700	5,211,300	
13 使用料及び賃借料	523,720	214,117	309,603	
18 負担金、補助及び交付 金	10,000	10,000	0	
項 02 福祉長寿費	537,248,889	300,879,330	236,369,559	
目 01 地域福祉費	17,318,810	16,987,010	331,800	
08 旅費	34,000	200	33,800	
02 普通旅費	34,000	200	33,800	
10 需用費	22,000	0	22,000	
01 その他の需用費	22,000	0	22,000	
18 負担金、補助及び交付 金	17,262,810	16,986,810	276,000	
目 02 生活保護費	518,653,679	283,876,233	234,777,446	
01 報酬	5,994,640	2,848,446	3,146,194	
03 非常勤職員報酬	5,994,640	2,848,446	3,146,194	
03 職員手当等	1,088,000	518,658	569,342	
01 その他の職員手当等	1,088,000	518,658	569,342	
04 共済費	1,791,959	1,074,882	717,077	

□□□□□□

一般会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	167,000	0	167,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,624,959	1,074,882	550,077	
07 報償費	65,360	64,800	560	
01 その他の報償費	65,360	64,800	560	
08 旅費	676,720	197,254	479,466	
01 その他の旅費	361,840	112,994	248,846	
02 普通旅費	314,880	84,260	230,620	
10 需用費	300,000	60,572	239,428	
01 その他の需用費	300,000	60,572	239,428	
11 役務費	200,000	148,595	51,405	
12 委託料	85,000	25,000	60,000	
13 使用料及び賃借料	60,000	29,450	30,550	
18 負担金、補助及び交付 金	26,000,000	21,000,000	5,000,000	
19 扶助費	482,392,000	257,908,576	224,483,424	
目 03 長寿社会費	1,250,400	16,087	1,234,313	
08 旅費	32,400	400	32,000	
02 普通旅費	32,400	400	32,000	
10 需用費	24,000	0	24,000	
01 その他の需用費	24,000	0	24,000	
11 役務費	35,000	5,687	29,313	
12 委託料	1,129,000	0	1,129,000	
13 使用料及び賃借料	30,000	10,000	20,000	
目 04 遺家族等援護費	26,000	0	26,000	
07 報償費	25,000	0	25,000	
01 その他の報償費	25,000	0	25,000	
08 旅費	1,000	0	1,000	
02 普通旅費	1,000	0	1,000	
項 03 こども未来費	56,580,040	22,835,800	33,744,240	

□□□□□□

一般会計 (令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 01 こども未来費	56,580,040	22,835,800	33,744,240	
01 報酬	5,284,000	2,650,717	2,633,283	
03 非常勤職員報酬	5,284,000	2,650,717	2,633,283	
03 職員手当等	1,038,000	408,824	629,176	
01 その他の職員手当等	1,038,000	408,824	629,176	
04 共済費	1,895,000	1,072,987	822,013	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	180,000	0	180,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,715,000	1,072,987	642,013	
07 報償費	454,000	73,680	380,320	
01 その他の報償費	454,000	73,680	380,320	
08 旅費	1,328,820	658,185	670,635	
01 その他の旅費	529,000	228,401	300,599	
02 普通旅費	799,820	429,784	370,036	
10 需用費	631,300	545,463	85,837	
01 その他の需用費	628,800	545,463	83,337	
02 食糧費	2,500	0	2,500	
11 役務費	172,000	128,371	43,629	
12 委託料	6,201,820	405,840	5,795,980	
13 使用料及び賃借料	44,000	4,500	39,500	
18 負担金、補助及び交付 金	25,000	14,000	11,000	
19 扶助費	39,506,100	16,873,233	22,632,867	
項 04 障害者支援費	5,150,925	2,064,041	3,086,884	
目 01 障害者支援費	5,150,925	2,064,041	3,086,884	
01 報酬	1,957,382	915,697	1,041,685	
03 非常勤職員報酬	1,957,382	915,697	1,041,685	
03 職員手当等	345,815	172,886	172,929	
01 その他の職員手当等	345,815	172,886	172,929	
04 共済費	707,982	403,745	304,237	

□□□□□□

一般会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	67,740	0	67,740	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	640,242	403,745	236,497	
07 報償費	541,554	24,955	516,599	
01 その他の報償費	541,554	24,955	516,599	
08 旅費	1,127,892	303,648	824,244	
01 その他の旅費	590,892	193,148	397,744	
02 普通旅費	537,000	110,500	426,500	
10 需用費	159,800	36,579	123,221	
01 その他の需用費	156,800	36,579	120,221	
02 食糧費	3,000	0	3,000	
11 役務費	202,500	157,465	45,035	
13 使用料及び賃借料	100,000	41,066	58,934	
18 負担金、補助及び交付 金	8,000	8,000	0	
項 05 医療費	1,322,000	293,384	1,028,616	
目 01 医務福祉費	1,322,000	293,384	1,028,616	
01 報酬	133,000	71,650	61,350	
03 非常勤職員報酬	133,000	71,650	61,350	
04 共済費	1,000	446	554	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,000	446	554	
07 報償費	513,000	77,700	435,300	
01 その他の報償費	513,000	77,700	435,300	
08 旅費	425,000	36,634	388,366	
01 その他の旅費	44,000	6,494	37,506	
02 普通旅費	381,000	30,140	350,860	
10 需用費	97,000	47,204	49,796	
01 その他の需用費	97,000	47,204	49,796	
11 役務費	35,000	35,000	0	
12 委託料	27,000	0	27,000	



□□□□□□

一般会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	91,000	24,750	66,250	
項 06 感染症対策費	11,411,000	5,180,667	6,230,333	
目 01 感染症対策費	11,411,000	5,180,667	6,230,333	
01 報酬	3,680,000	1,923,598	1,756,402	
03 非常勤職員報酬	3,680,000	1,923,598	1,756,402	
03 職員手当等	760,000	372,344	387,656	
01 その他の職員手当等	760,000	372,344	387,656	
04 共済費	1,310,000	755,526	554,474	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	110,000	0	110,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,200,000	755,526	444,474	
07 報償費	115,000	0	115,000	
01 その他の報償費	115,000	0	115,000	
08 旅費	374,000	129,599	244,401	
01 その他の旅費	214,000	63,809	150,191	
02 普通旅費	160,000	65,790	94,210	
10 需用費	480,000	112,117	367,883	
01 その他の需用費	470,000	112,117	357,883	
02 食糧費	10,000	0	10,000	
11 役務費	1,038,000	668,087	369,913	
12 委託料	570,000	44,000	526,000	
13 使用料及び賃借料	3,084,000	1,175,396	1,908,604	
項 07 健康費	2,368,400	509,934	1,858,466	
目 02 健康増進費	2,368,400	509,934	1,858,466	
01 報酬	44,000	0	44,000	
03 非常勤職員報酬	44,000	0	44,000	
07 報償費	1,052,100	131,050	921,050	
01 その他の報償費	1,052,100	131,050	921,050	
08 旅費	537,200	169,850	367,350	

□□□□□□

一般会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	182,200	5,700	176,500	
02 普通旅費	355,000	164,150	190,850	
10 需用費	373,100	120,650	252,450	
01 その他の需用費	363,000	120,650	242,350	
02 食糧費	10,100	0	10,100	
11 役務費	226,000	49,384	176,616	
13 使用料及び賃借料	136,000	39,000	97,000	
項 08 生活衛生費	3,555,600	1,564,385	1,991,215	
目 01 食品衛生費	3,230,000	1,423,863	1,806,137	
01 報酬	1,587,000	804,486	782,514	
03 非常勤職員報酬	1,587,000	804,486	782,514	
03 職員手当等	328,000	163,873	164,127	
01 その他の職員手当等	328,000	163,873	164,127	
04 共済費	549,000	128,432	420,568	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	47,000	0	47,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	502,000	128,432	373,568	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	411,000	168,785	242,215	
01 その他の旅費	162,000	66,895	95,105	
02 普通旅費	249,000	101,890	147,110	
10 需用費	325,000	146,104	178,896	
01 その他の需用費	325,000	146,104	178,896	
13 使用料及び賃借料	25,000	12,183	12,817	
目 02 薬務費	325,600	140,522	185,078	
07 報償費	75,600	350	75,250	
01 その他の報償費	75,600	350	75,250	
08 旅費	151,000	60,277	90,723	

□□□□□□

一般会計 (令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	20,000	18,407	1,593	
02 普通旅費	131,000	41,870	89,130	
10 需用費	45,000	29,929	15,071	
01 その他の需用費	32,000	29,929	2,071	
02 食糧費	13,000	0	13,000	
11 役務費	46,000	46,000	0	
13 使用料及び賃借料	8,000	3,966	4,034	
計	643,846,114	343,451,830	300,394,284	

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 4年度)  
(令和 4年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	2,081,000	828,000	1,253,000	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	2,000,000	828,000	1,172,000	
目 01 貸付金	2,000,000	828,000	1,172,000	
20 貸付金	2,000,000	828,000	1,172,000	
項 02 諸費	81,000	0	81,000	
目 01 諸費	81,000	0	81,000	
08 旅費	50,000	0	50,000	
02 普通旅費	50,000	0	50,000	
10 需用費	31,000	0	31,000	
01 その他の需用費	31,000	0	31,000	
計	2,081,000	828,000	1,253,000	

□□□□□□□□

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和3年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和2年度	令和3年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	生活保護費		30,000	
	"	"	こども未来費	こども未来費		236,250	
	"	"	医療費	医務福祉費		6,215	
	"	"	感染症対策費	感染症対策費		635,580	
	"	"	健康費	健康増進費		704,000	
計					4,456,253	1,612,045	0
(14) 工事費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	感染症対策費	感染症対策費		75,900	
計					195,800	75,900	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	経営管理費	経営管理費	職員厚生費		10,000	
	"	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		14,000	
	"	"	福祉長寿費	地域福祉費		17,008,680	
	"	"	"	生活保護費		25,000,000	
	"	"	こども未来費	こども未来費		38,000	
	"	"	障害者支援費	障害者支援費		8,000	
	"	"	健康費	健康増進費		6,087,000	
	"	交通基盤費	都市費	生活排水費		5,451,000	
計					55,655,152	53,616,680	0
(21) 補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	0

□□□□□□□□

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	73,700	0
	〃	〃	福祉長寿費	生活保護費	25,000	0
	〃	〃	こども未来費	こども未来費	405,840	0
	〃	〃	感染症対策費	感染症対策費	44,000	0
計					548,540	0
(14) 工事費					0	0
計					0	0
(16) 公有財産購入費					0	0
計					0	0
(17) 備品購入費					0	0
計					0	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	経営管理費	経営管理費	職員厚生費	10,000	0
	〃	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	10,000	0
	〃	〃	福祉長寿費	地域福祉費	16,986,810	0
	〃	〃	〃	生活保護費	21,000,000	0
	〃	〃	こども未来費	こども未来費	14,000	0
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費	8,000	0
計					38,028,810	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0
計					0	0

## 委託料に関する調

(令和3年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 児童福祉施設入所児童の未成年後見人選定申立事件	福地・杉山法律事務所	円 37,500	円 37,500	円	円 37,500	随契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.6.10	円 37,500	未成年後見人選定申立	随契1号(少額)
								小計	37,500			
2	児童福祉施設入所児童の未成年後見人選定申立事件	福地・杉山法律事務所	37,500	37,500		37,500	随契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.7.12	37,500	未成年後見人選定申立	随契1号(少額)
					小計			37,500				
3	児童福祉施設入所児童の親権停止審判申立事件	福地・杉山法律事務所	75,000	75,000		75,000	随契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.5.25	75,000	親権停止審判申立	随契1号(少額)
					小計			75,000				
4	児童福祉施設入所児童の親権停止審判申立事件	福地・杉山法律事務所	75,000	75,000		75,000	随契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.6.29	75,000	親権停止審判申立	随契1号(少額)
					小計			75,000				
5	里親施設実習等事業	川奈臨海学園	2,500 (1人1日当り)	2,500 (1人1日当り)		2,500 (1人1日当り)	随契	R3.5.17 ～ R3.8.27	R3.9.9	11,250 (3人3日分)	里親施設実習事業	随契1号(少額) 単価契約
			小計	11,250								
6	地域リハビリテーション強化推進事業	医療法人社団 健育会	1,554,300	1,554,300	△850,300	704,000	随契	R3.6.18 ～ R4.3.15	R4.4.4	704,000	地域のリハビリ従事者対象の研修実施及びリハビリ資源の共同利用の促進等	随契2号(不適)
					小計			704,000				
7	要保護者に係る要介護状態等の審査判定	東伊豆町(5件) 松崎町(1件)	5,000 (1件当り)	5,000 (1件当り)		5,000 (1件当り)	随契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.6.14 R3.6.14 R3.11.12 R3.12.10 R4.1.21 R4.4.12	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	生活保護法に基づく介護扶助の実施のための審査判定	随契1号(少額) 単価契約
					小計			30,000				
8	難病患者地域支援対策推進事業	医療法人社団 健育会	6,215 (訪問1回当り)	6,215 (訪問1回当り)		6,215 (訪問1回当り)	随契	R3.6.2 ～ R4.3.31	R4.2.22	6,215 (訪問1回分)	難病患者対策推進事業	随契1号(少額) 単価契約
			小計	6,215								
9	感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務	日本産業廃棄物処理㈱	88,000	88,000		88,000	随契	R3.7.12 ～ R3.8.13	R3.9.10	88,000	新型コロナウイルス感染症対応産業廃棄物処分	随契1号(少額)
					小計			88,000				
10	感染性廃棄物収集・運搬業務	㈱栄協	57,750	57,750		57,750	随契	R3.10.4 ～ R4.1.31	R4.2.28	39,600	新型コロナウイルス感染症対応産業廃棄物処分	随契1号(少額)
					小計			39,600				
11	感染性廃棄物処分業務	㈱ミダックホールディングス	99,000	99,000		99,000	随契	R3.10.4 ～ R4.1.31	R4.2.28	77,000	新型コロナウイルス感染症対応産業廃棄物処分	随契1号(少額)
					小計			77,000				

12	感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務	日本産業廃棄物処理㈱	96,800	96,800		96,800	随契	R4.3.10 ～ R4.3.31	R4.4.11	96,800	新型コロナウイルス感染症対応産業廃棄物処分	随契1号 (少額)
								小計	96,800			
13	新型コロナウイルス感染症発生届入力業務	㈱経営管理センター沼津営業所	346,115	346,115	△11,935	334,180	随契	R3.9.3 ～ R3.11.12	R3.10.29 R3.11.30 R3.12.10	131,285 143,220 59,675	新型コロナウイルス感染症発生届入力	随契2号
								小計	334,180			
合計										1,612,045		



□□□□□□

## 委託料に関する調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 要保護者に係る 要介護状態等の 審査判定	東伊豆町 (3件) 松崎町 (1件) 沼津市 (1件)	円 5,000 (1件当り)	円 5,000 (1件当り)	円	円 5,000 (1件当り)	随契	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R4. 5. 30 R4. 6. 08 R4. 7. 13 R4. 7. 15 R4. 10. 7	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	生活保護法に 基づく介護 扶助の実施の ための審査 判定	随契1号 (少額) 単価契約
									小計	25,000		
2	地域リハビリ テーション 強化推進事業	医療法人社団 健育会	1,128,600	1,128,600		1,128,600	随契	R4. 5. 13 ～ R5. 3. 15			地域のリハビリ 従事者対象の研 修実施及びリハ ビリ資源の共同 利用の促進等	随契2号 (不適)
									小計			
3	難病患者地域支 援対策推進事業	医療法人社団 健育会	6,540 (訪問1回当り)	6,540 (訪問1回当り)		6,540 (訪問1回当り)	随契	R4. 6. 21 ～ R5. 3. 17			難病患者対 策推進事業	随契1号 (少額) 単価契約
									小計			
4	感染性廃棄物取 集運搬及び処分 業務	日本産業廃棄 物処理㈱	8,800 (1件当り)	8,800 (1件当り)		8,800 (1件当り)	随契	R4. 7. 19 ～ R4. 9. 30	R4. 10. 31	44,000	新型コロナウ イルス感染症 対応廃棄物の 処理	随契1号 (少額) 単価契約
									小計	44,000		
5	パーソナルコン ピュータ処分業 務委託	有限会社アーク	73,700	73,700		73,700	随契	R4. 8. 8 ～ R4. 9. 27	R4. 10. 31	73,700	備品 PC データ データ消去及 び廃棄	随契1号 (少額)
									小計	73,700		
6	施設で暮らすこ どもの大学等修 学支援事業委託	加藤 誉子	991,660	991,660		991,660	随契	R4. 8. 29 ～ R5. 3. 31	R4. 10. 14 (前金払分割)	405,840	大学等修学 支援委託費	随契2号 (不適)
									小計	405,840		
合計										548,540		

□□□□□□

## 補助金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費
1	健康増進事業	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、健康増進事業を実施する市町に助成した。	円 11,736,911
2	生活排水改善対策推進事業	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して補助する市町に助成した。	17,887,000
合計		2件			29,623,911

# 支出調

(令和3年度)

補助金額	補助率	交付決定		交 付		事業完了		摘要
		年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
円 6,087,000	県2/3 (うち 国1/3)、 一部県 10/10 (うち 国10/10)	R4. 3. 22 R4. 3. 31	円 6,388,000 ▲301,000	R4. 3. 31 R4. 5. 27	円 5,482,000 605,000	R4. 3. 31	R4. 3. 31 (R4. 4. 7)	
5,451,000	国庫補助等 基本額の 1/3 又は 国庫補助等 基本額の 1/8	R4. 3. 29	5,451,000	R4. 4. 28	5,451,000	R4. 3. 31	R4. 3. 31 (R4. 4. 11)	
11,538,000			11,538,000		11,538,000			

□□□□□□

## 負担金支出調

(令和3年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支 出 年月日
1	サンフロント21懇話会会費	サンフロント21懇話会	会則	令和3年度会費	円 10,000	R3.5.28
2	民生委員児童委員活動推進費負担金	下田市 外 5町	民生委員法 第26条	民生委員・児童委員活動に要する経費の負担	17,008,680	R3.7.9
3	生活保護費県負担金	下田市	生活保護法 第73条	居住地がない者に対し市が支弁した生活保護費等の額の1/4を法に基づき県が負担	25,000,000	R3.4.30 R4.1.11
4	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所 長会	会則	令和3年度会費	14,000	R3.8.26
5	全国知的障害者更生相談所長協議会会費	全国知的障害者 更生相談所長協 議会	会則	令和3年度会費	8,000	R3.9.8
6	児童相談所等職員専門研修受講料	児童相談所等職 員専門研修受講 料	会則	受講料	24,000	R3.11.19
7	公衆衛生事業部全国新任者研修会参加費	公衆衛生事業部 全国新任者研修 会参加費	会則	参加費	4,000	R3.12.24
8	産業医研修会の参加費	産業医研修会の 参加費	会則	参加費	10,000	R4.1.21
計		8件			42,078,680	

□□□□□□

## 負担金支出調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支 出 年月日
1	サンフロント21懇話会会費	サンフロント21懇話会	会則	令和4年度会費	円 10,000	R4.5.30
2	民生委員児童委員活動推進費負担金	下田市 外 5町	民生委員法 第26条	民生委員・児童委員活動に要する経費の負担	16,986,810	R4.7.13
3	生活保護費県負担金	下田市	生活保護法 第73条	居住地がない者に対し市が支弁した生活保護費等の額の1/4を法に基づき県が負担	21,000,000	R4.4.28
4	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所長会	会則	令和4年度会費	14,000	R4.8.29
5	全国知的障害者更生相談所長協議会会費	全国知的障害者更生相談所長協議会	会則	令和4年度会費	8,000	R4.9.27
6	産業医研修会の参加費	産業医研修会	会則	産業医研修会参加費	10,000	R4.9.27
計		6件			38,028,810	

□□□□□□

## 公 有 財 産 調

(令和3年度)

区 分	令和3年 3月31日現在		増		減		令和4年 3月31日現在		摘要
	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	
行政財産	/	千円 174,608	/	千円	/	千円 6,658	/	千円 167,950	
土 地	m <sup>2</sup> 1,984.65	108,022					m <sup>2</sup> 1,984.65	108,022	
建 物	m <sup>2</sup> 624.95	66,586			m <sup>2</sup>	6,658	m <sup>2</sup> 624.95	59,928	
	909.95		909.95						
工作物	個 15	-					個 15	-	
普通財産	/	16,216	/		/		/	16,216	
土 地	m <sup>2</sup> 777.50	16,216					m <sup>2</sup> 777.50	16,216	
公有財産に 準ずるもの	/	389	/		/		/	389	
電話加入権	件 8	389					件 8	389	

(令和4年度)

区 分	令和4年 3月31日現在		増		減		令和4年 10月31日現在		摘要
	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	
行政財産	/	千円 167,950	/	千円	/	千円	/	千円 167,950	
土 地	m <sup>2</sup> 1,984.65	108,022			10.53		m <sup>2</sup> 1,974.12	108,022	
建 物	m <sup>2</sup> 624.95	59,928			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup> 624.95	59,928	
	909.95		909.95						
工作物	個 15	-					個 15	-	
普通財産	/	16,216	/		/		/	16,216	
土 地	m <sup>2</sup> 777.50	16,216					m <sup>2</sup> 777.50	16,216	
公有財産に 準ずるもの	/	389	/		/		/	389	
電話加入権	件 8	389					件 8	389	

※令和4年度中土地面積減(国土調査によるもの)

□□□□□□

## 債権（貸付金等）の管理状況調

（令和3年度）

区分	令和2年度末 現在額		期間中				令和3年度末 現在額	
			増		減			
	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円
母子父子寡婦福祉資金								
母子福祉資金	48	34,325,622	1	490,000	5	4,399,037	44	30,416,585
寡婦福祉資金	2	2,039,029	0	0	0	162,120	2	1,876,909
計	50	36,364,651	1	490,000	5	4,561,157	46	32,293,494

（令和4年度）  
（令和4年10月31日現在）

区分	令和3年度末 現在額		期間中				令和4年10月31日 現在額	
			増		減			
	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円
母子父子寡婦福祉資金								
母子福祉資金	44	30,416,585	1	1,440,000	6	2,564,720	39	29,291,865
寡婦福祉資金	2	1,876,909	0	0	0	94,570	2	1,782,339
計	46	32,293,494	1	1,440,000	6	2,659,290	41	31,074,024

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和4年度)  
(令和4年10月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期継続契約	電子複写機貸借契約	電子複写機の貸借 (契約日) 令和元年4月1日	1,039,586	207,918	207,917	207,917	207,917	207,917

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長期継続契約	電子複写機貸借契約	電子複写機の貸借 (保健所) (契約日) 令和2年4月1日	1,075,536	268,884	268,884	268,884	268,884	



□□□□□□

## 行政財産貸付・使用許可調

(令和4年10月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期間	貸付又は使用許可を受けた者の氏名	貸付・使用許可目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	庁舎敷地	松崎町江奈255-3	宅地	宅地	支線1本	円 1,500	円 1,500	R4.4.1 ～ R5.3.31	東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社長	電力供給
2	土地	庁舎敷地	松崎町江奈255-3	宅地	宅地	15.0 m <sup>2</sup>	免除		R4.4.1 ～ R5.3.31	松崎町長	ごみの分別収集場
合計								1,500			

□□□□□□

## 備品・図書調

(令和 3年度)

区分	令和 3年 3月31日 現在	増		減		令和 4年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-03 いす類	20	( 0) 0	0	( 0) 0	0	20
01-04 収納保管庫類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
01-05 印刷機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
01-07 書類整理器具類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
01-10 印判類	9	( 0) 0	0	( 0) 0	0	9
01-13 厨房器具類	9	( 0) 0	0	( 0) 0	0	9
01-14 冷暖房器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-15 電話器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
02-01 情報処理機器類	25	( 10) 11	75,900	( 0) 0	0	36
02-02 情報伝達機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
02-03 再生機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
03-02 観察・観測用光学機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
04-01 診療・診断用機器類	5	( 0) 0	0	( 0) 0	0	5
04-02 衛生検査用機器類	9	( 0) 0	0	( 0) 0	0	9
04-03 看護用機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3

□□□□□□

備品・図書調

(令和3年度)

区分	令和3年 3月31日 現在	増		減		令和4年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
04-05 機能回復訓練機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
04-06 獣医用機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
04-07 防疫機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
04-99 その他の医療衛生機器類	4	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	4
05-04 分析化学機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
05-06 環境化学機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
05-10 身体測定用機器類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	5
05-99 その他の試験計測機器類	6	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	6
06-04 電気電子機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
06-99 その他の諸機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
08-01 車両類	1	( 0 ) 0	0	( 1 ) 1	0	0
50-01 図書	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
計	137	( 10 ) 11	75,900	( 1 ) 1	0	147

□□□□□□

## 備品・図書調

(令和4年度)

区分	令和4年 3月31日 現在	増		減		令和4年 10月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-03 いす類	20	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	20
01-04 収納保管庫類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	2
01-05 印刷機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 2	0	1
01-07 書類整理器具類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	1
01-10 印判類	9	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	9
01-13 厨房器具類	9	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	8
01-14 冷暖房器具類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-15 電話器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 2	0	1
02-01 情報処理機器類	36	( 0 ) 0	0	( 0 ) 9	0	27
02-02 情報伝達機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	1
02-03 再生機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
03-01 撮影機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 2	0	1
03-02 観察・観測用光学機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
04-01 診療・診断用機器類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	4
04-02 衛生検査用機器類	9	( 0 ) 0	0	( 0 ) 3	0	6
04-03 看護用機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3

□□□□□□

## 備品・図書調

(令和 4年度)

区分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 4年 10月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
04-05 機能回復訓練機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	1
04-06 獣医用機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
04-07 防疫機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	0
04-99 その他の医療衛生機器類	4	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	3
05-04 分析化学機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 3	0	0
05-06 環境化学機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 3	0	0
05-10 身体測定用機器類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 4	0	1
05-99 その他の試験計測機器類	6	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	5
06-04 電気電子機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
06-99 その他の諸機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 1	0	1
50-01 図書	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
計	147	( 0 ) 0	0	( 0 ) 38	0	109

## 主要備品調

(令和4年10月31日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額(円)
	大-中	小				
1	05-99	試験実験機器	高速自動細菌測定装置 スパイラル	食品検査 随時使用	H01.06	11,639,000
2	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	感染症患者診察用 SARS 患者発生時	H15.12	3,790,500
3	04-01	その他一般機器	自動解析装置付心電計 フクダ FCP-130A	成人病検診 年3回	S63.01	2,250,000
4	06-99	その他の諸機器	浄水機 災害用B型	災害時使用	S51.12	1,200,000
5	05-10	身体測定用機器	身体測定用機器 全自動身長体重計 PHS-HM2	不用品決定済み	S63.12	1,070,000
6	04-99	その他医療衛生機器	マスクフィティングテスター 別添仕様書のとおり	感染症対策 随時使用	R3.1	919,600
7	06-04	その他の電気電子機器	高温水高圧洗浄機 ジェットマン FHT-0711	畜犬用 毎日	S63.03	700,000
8	03-02	顕微鏡	顕微鏡 BX40-11	細菌検査 食中毒発生時	H05.12	511,704
9	05-99	恒温(湿)維持器(槽)	インキュベーター サンヨー MIR-252	常設	H02.03	366,989
10	04-99	その他の医療衛生機器	体脂肪計 タニタ TBF-102	不用品決定済み	H10.02	333,165
11	05-99	恒温(湿)維持器(槽)	メディカルフリーザー MDF-U536D	常設	H11.12	322,875
12	01-13	冷蔵(凍)庫	冷凍庫 サンヨーSCR-R5551G	常設	H07.03	298,000
13	03-01	その他の撮影機器	その他の撮影機器 固定ドームネットワークカメラ	遊戯室、相談室観察用 随時使用	H22.01	294,000
14	01-05	印刷機	印刷機 リソグラフ 007DPE	不用品決定済み	H01.03	280,000
15	01-99	その他の庁舎器具	無停電電源 2000VA	不用品決定済み	H18.04	262,500
16	01-13	冷蔵(凍)庫	冷蔵庫(薬用冷蔵ショーケース) MPR-311DR	不用品決定済み	H3.12	255,440
17	01-07	シュレッダー	シュレッダー MS シュレッダー V431CF	保健所側通路 毎日使用	H20.07	246,750
18	01-13	冷蔵(凍)庫	冷蔵(凍)庫 日立 R-541SFR	不用品決定済み	S55.02	244,000
19	02-02	テレビ	テレビ ソニー KV29-BS	不用品決定済み	H1.03	225,000
20	03-03	その他映像機器	プロジェクター エプソン ELP-51	会議時随時使用	H14.03	220,500